茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直し

平成２６年１１月

茅ヶ崎市

も　く　じ

１	茅ヶ崎市総合計画基本構想とは	Ｐ１
２	平成２３年度から平成２５年度までの振り返り	Ｐ１
３	基本構想の中間見直しに向けた課題	Ｐ１０
４	基本構想の中間見直しに係る基本的な考え方	Ｐ１１
５	基礎的情報の更新	Ｐ１３
６	中間見直しの３つの視点を踏まえた新たな方向性	Ｐ１９
７	基本構想の見直し案	Ｐ２４
８	基本構想におけるまちづくりの目標体系図	Ｐ５７
９	指標の修正・追加	Ｐ５９
付属資料１	「茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直し（素案）」についてのパブリックコメント実施結果	Ｐ７４
付属資料２	パブリックコメント以外の意見に基づく「茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直し（素案）」の修正点	Ｐ８６

１　茅ヶ崎市総合計画基本構想とは

本市では、平成２３（２０１１）年度に、２０～３０年の中長期の展望を持ちつつ、社会情勢の激しい変化の中で的確に対応できる１０年間を計画期間として、「茅ヶ崎市総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定しました。

この総合計画は、中長期的な展望に基づき１０年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針を定めた「茅ヶ崎市総合計画基本構想」（以下、「基本構想」という。）と、基本構想に定めた政策・施策目標を達成するために、事業の優先度を明確化したうえで、実行する施策の具体的な事業内容を示した「茅ヶ崎市総合計画実施計画」（以下、「実施計画」という。）の２層構造としています。

この基本構想では、本市の目指すべき将来像を「海と太陽とみどりの中で　ひとが輝き　まちが輝く　湘南・茅ヶ崎」と定め、その実現のための目標を体系的に整理するとともに、政策展開の基本的な指針である５つのまちづくりの基本理念を定め、目標達成に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示しています。

また、まちづくりの目標体系と市の組織（部門・課）を連動させることで、施策の実行責任の所在を明確にしました。

基本構想の推進にあたっては、複雑・多様化する市民ニーズへの的確な対応及び市民サービスの実施主体の適正化を図るための「新しい公共の形成」と、限りある行政資源の効果的・効率的な活用による質の高い市民サービスを提供するための「行政経営の展開」という新しい「２つの基軸」による行政運営の転換を図ることとしました。

また、まちづくりの目標体系に位置づけた政策・施策ごとに、目標達成に向けた数値目標の設定を行い、外部からの評価もいただきながら、行政評価（政策評価－施策評価－事務事業評価）と予算・人員編成などを連動させたＰＤＣＡマネジメントサイクル[1]による計画の進行管理を実施しています。

２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り

（１）市政における新しい２つの基軸について

本市では、これまでに基本構想の将来の都市像の実現に向けて、様々な政策・施策を展開してきたほか、行政運営については、「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」の２点を新しい市政の基軸として位置づけ、行政運営の転換を図ってきました。

「新しい公共の形成」については、平成２４（２０１２）年２月に策定した「公民連携推進のための基本的な考え方」に基づき、民間団体、民間事業者、

[1]目標達成のために、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、計画通りに実行できたのかを評価し、次期の計画へと結びつける一連のシステム。

行政の役割分担の最適化に取り組み、多様な主体による地域経営形態の確立に向け、ＰＦＩ手法[2]やＰＰＰ（公民連携手法）[3]の取り組みなど民間が持つ資源やノウハウを活用した取り組みを推進しています。

また、平成２５（２０１３）年度に、新しい行政改革の柱として、すべての事務事業を行政改革の対象とした「茅ヶ崎市経営改善方針」を策定し、第２次実施計画と一体的に実施する中、地域経営主体として、責任のある経営改善を推進するとともに、最少の経費で最大の効果をあげるため、提案型民間活用制度の導入に向けた取り組みを行うなど多様な主体による市民サービスのさらなる向上に努めました。

「行政経営の展開」については、限りある行政資源（財源・人員など）で、効果的・効率的に質の高い行政サービスの提供を推進するため、行政評価（事務事業評価－施策評価－政策評価）に取り組み、ＰＤＣＡマネジメントサイクルの仕組みを構築しました。また、総合計画審議会や行政改革推進委員会による外部評価をそれぞれの評価段階で実施するなど、効果的・効率的な政策展開に取り組んできました。

今後につきましても、２つの基軸による行政運営を図り、将来の都市像の実現に向け、様々な仕組みの充実を図りながら、複雑・多様化する市民ニーズに的確かつ着実に取り組みを進めます。

（２）政策目標の達成状況について

将来の都市像や基本理念の実現に向けて、それぞれの政策目標を達成するため、前述のとおりＰＤＣＡマネジメントサイクルを活用しながら、効果的・効率的な政策展開に努めてきました。

政策目標の達成に向け、これまで第１次・第２次実施計画において、効果的な事業を選択することで計画的に取り組んできた一方で、平成２３（２０１１）年３月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、実施計画に位置づけのない、防災対策を強化する事業を積極的に実施するなど、社会経済情勢の変化等に応じた柔軟な展開を図ってきました。

また、基本構想では、それぞれの政策目標の達成を定量的に測るために指標を設定し、進捗管理を行っています。各基本理念における指標の達成状況は、次表のとおりとなっています。

なお、調査方法の変更や実績値が中間値及び目標値を上回っているなどの指標については、目標値の修正を行います。

---

[2] Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

[3] Public-Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ。民間事業者の資金やノウハウを活用して公共サービスの充実を進めていく手法。

「基本理念１　学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり」

	指標名	基準値 〔平成２１年度〕	実績値 （ ）内は、実績年度	中間値 〔平成２７年度〕	目標値 〔平成３２年度〕
《子育て》	「安心して子育てができる環境である」と思う市民の割合	39.2%	37.3%（26）	45.0%	50.0%
	保育園の待機児童数	143 人	140 人（26）	0 人	0 人
	保育園の入園児童数	2,085 人	2,733 人（26）	2,900 人	2,900 人
	合計特殊出生率 ※1	1.30 人	1.29 人（24）	全国平均値	全国平均値を上回る
《学校教育・社会教育》	児童・生徒の「生きる力」がはぐくまれていると思う市民の割合	23.8%	27.2%（26）	40.0%	50.0%
	児童・生徒の「生きる力」がはぐくまれていると思う保護者の割合 ※2	31.2%	32.9%（26）	50.0%	60.0%
	５０m走（小学５年生男子）	9.27 秒	9.42 秒（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	５０m走（小学５年生女子）	9.52 秒	9.61 秒（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ投げ（小学５年生男子）	24.68m	23.19m（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ投げ（小学５年生女子）	14.31m	14.08m（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	５０m走（中学２年生男子）	8.08 秒	8.11 秒（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	５０m走（中学２年生女子）	9.02 秒	8.97 秒（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	ﾊﾝﾄﾞﾎﾞｰﾙ投げ（中学２年生男子）	21.31m	20.63m（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	ﾊﾝﾄﾞﾎﾞｰﾙ投げ（中学２年生女子）	13.27m	12.60m（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	運動やスポーツが好き、やや好きの合計の割合（小学５年生男子）	94.0%	92.3%（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	運動やスポーツが好き、やや好きの合計の割合（小学５年生女子）		83.6%（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	運動やスポーツが好き、やや好きの合計の割合（中学２年生男子）	85.3%	89.1%（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	運動やスポーツが好き、やや好きの合計の割合（中学２年生女子）		76.2%（25）	全国平均を上回る	全国平均を上回る
	公民館の利用率	51.6%	52.4%（25）	58.0%	65.0%
	図書館資料の市民平均貸出冊数	4.2 冊	4.2 冊（25）	4.6 冊	5.0 冊
《教育環境》	大規模改修事業の進捗	0%	15.0%（25）	40.0%	100%
	トイレ改修率	48.2%	57.6%（25）	63.5%	80.0%
	学校内の事故報告件数	41 件	33 件（25）	40 件以内	40 件以内
	登下校時の事故報告件数	6 件	7 件（25）	6 件以内	6 件以内
	児童１人当たりの給食食べ残し量	4.0kg	2.3kg（25）	3.5 kg 以内	3.5 kg 以内
《生涯学習・文化》	講座・イベントの定員に対する受講希望割合	78.2%	84.6%（25）	100%	100%
	文化芸術事業参加者数	497,519 人	425,697 人（25）	527,000 人	550,000 人
	スポーツ実施率	32.5%	50.0%（26）	41.0%	50.0%
	「男女共同参画社会が実現している」と思う市民の割合	9.5%	11.5%（26）	20.0%	30.0%

※１は、基準値が平成２０年度の指標です。※２は、基準値が平成２２年度の指標です。

子育て分野では、新規保育園の開設等により入園児童数は増加しているものの、潜在的な保育需要が喚起されたことなどにより待機児童の解消には至っていない状況です。今後は、「（仮称）茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」等

に基づき、総合的、計画的に量的な施設整備と良質な保育の提供に取り組みます。

学校教育・社会教育分野では、児童・生徒の「生きる力」がはぐくまれていると思う市民、保護者の割合が緩やかに上昇している傾向にあります。今後も引き続き児童・生徒の「生きる力」（確かな学力、豊かな人間性、健やかな体）をはぐくむため、学校教育と社会教育の連携を図りながら、次世代育成への取り組みを進めます。

教育環境の分野においては、大規模改修事業とトイレ改修事業を計画的に進めています。大規模改修事業では、３２年度までに２０校（小学校１４校、中学校６校）の改修を目標とし、２７年度の中間目標値を８校（４０％）に、また、トイレ改修事業では、改修が必要なトイレ８５系列のうち、３２年度までに６８系列（８０％）の改修を目指す中で、２７年度の中間目標値を５４系列（６３．５％）として整備を進めています。各年度に実施する予定の工事は、これまですべて予定どおり進んでいるため、現時点では、中間値と目標値を達成できるものと見込んでいます。

生涯学習・文化分野では、文化芸術事業の内容や日程を工夫し、文化芸術への関心を高める取り組みを進めてきましたが、今後も参加対象のニーズを捉えた、また市民や民間事業者との連携による事業展開により生涯学習、文化活動等への参加を促進します。

さらに、ドメスティックバイオレンスが大きな問題となっている中、配偶者への暴力等あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを充実するなど、だれもが自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。

「基本理念２　いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり」

	指標名	基準値〔平成２１年度〕	実績値（ ）内は、実績年度	中間値〔平成２７年度〕	目標値〔平成３２年度〕
《保健・福祉》	地域の診療所をかかりつけ医として持っている市民の割合	34.1%	33.7%（26）	37.0%	40.0%
	「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合	26.1%	30.9%（26）	28.0%	30.0%
	特定健診の実施率 ※1	36.7%	35.4%（25）	65.0%以上	65.0%以上
	内臓脂肪症候群の「該当者と予備群」の減少率 ※1	1,839 人	18.1%減（25）	25.0%減	25.0%減
	高齢者のうち要支援・要介護認定を受けた人の割合	12.9%	14.0%（25）	14.0%以下	15.0%以下
	施設から地域生活に移行した人の数	２人	２人（25）	５人	５人
《医療》	経常収支比率	99.9%	102.1%（25）	100%以上	100%以上
	病床利用率	81.9%	75.9%（25）	91.5%以上	91.5%以上
	地域医療機関から市立病院への紹介率	33.1%	70.2%（25）	60.0%以上	60.0%以上

※１は、基準値が平成２０年度の指標です。

保健・福祉分野では、４０歳以上の市民に個別通知を行うなどの受診促進を

図ってきましたが、特定健康診断の実施率は上がっていない状況です。今後も関係機関と連携して特定健康診査の受診や特定保健指導の利用を促進します。また、支援体制の整備や新たなサービスの提供により、施設などに入所している障害者やその家族などの意向を踏まえ地域生活に移行するための取り組みを進めます。

医療分野では、計画的に市立病院を経営するとともに、地域医療の連携強化を図ってきました。今後も市立病院の従事者確保、医療機器や施設の適正な管理、計画的な整備により安定した医療サービスを提供するとともに、急性期医療を担う地域医療支援病院として地域の医療機関等と連携し、地域完結型医療の実現に向けた取り組みを進めます。

「基本理念３　安全でやすらぎのある 持続可能な くらしづくり」

	指標名	基準値〔平成２１年度〕	実績値（ ）内は、実績年度	中間値〔平成２７年度〕	目標値〔平成３２年度〕
《環境・資源》	１人１日当たりの資源物を除いたごみ排出量	748ｇ	665ｇ（25）	647ｇ	603ｇ
	リサイクル率	17.8%	22.7%（25）	31.4%	34.7%
	市域の CO_2 排出量 ※1	848,775ｔCO_2	1,329,000ｔCO_2（23）	638,693ｔCO_2	523,890ｔCO_2
《安全・安心》	身近で起きている犯罪の発生件数	1,062 件	909 件（25）	985 件	910 件
	交通事故発生件数	1,073 件	675 件（25）	950 件	850 件
	「茅ヶ崎市の防災対策が進められている」と思う市民の割合	26.0%	28. 0%（26）	44.0%	59.0%
	「市民相談体制が整っている」と思う市民の割合	16.9%	17.1%（26）	23.6%	31.6%
《消防》	平均出火率	2.8 件	2.6 件（25）	県平均値以下	県平均値以下
	火災死者数	１人	２人（25）	０人	０人
	救命率	4.1%	3.4%（25）	7.5%	10.0%
	救命現場到着平均時間	6.2 分	7.5 分（25）	6.1 分	6.0 分

※１は、基準値が平成２０年度の指標です。また、実績値は平成２３年に国により定められた CO_2 排出量算定方法のガイドラインに基づき算出しており、基本構想策定時の算出方法とは異なっています。

環境・資源分野では、プラスチック製容器包装や廃食用油など新たな分別化を進めてきましたが、今後は剪定枝の資源化といった更なる分別の推進を図るとともに、情報発信の強化、環境教育の充実化により環境に配慮した活動を促進し、リサイクル率の向上やＣＯ２排出量の削減を図ります。

安全・安心分野では、地域防災の中心的役割を担う自主防災組織がそれぞれの地域特性に応じたマニュアル作成に対する支援に取り組んできました。今後も地域の主体的な防災活動を支援し、地域防災力の強化を図ります。

また、市民ニーズに対応した相談窓口を開設し、様々な媒体を通じて相談窓口の情報発信をしていくことで、市民の悩みや不安の解消に努めます。

消防分野では、１１９番通報受信中に予告指令を行うなど迅速な出動に努め

てきました。今後は、指令体制を強化し、消防部隊への出動指令をこれまで以上に的確・迅速に行うことで現場到着時間、医療機関への搬送時間の短縮を図るとともに、救急要請時に救急車現場到着前の応急処置等の口頭指導を行い現場に居合わせた市民による応急的な活動を促す、また救命講習会等により市民の応急手当に関する正しい知識と技術の習得を促進するなど救命率の向上に向けた取り組みを進めます。

「基本理念４　人々がいきかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり」

	指標名	基準値〔平成２１年度〕	実績値（ ）内は、実績年度	中間値〔平成２７年度〕	目標値〔平成３２年度〕
《都市づくり》	「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の割合	29.2%	28.8%（26）	30.2%	31.2%
	年間公共交通利用回数（市民１人当たり）	401.5 回	430.5 回（24）	430.2 回	455.5 回
	市域面積における緑地面積率	17.4%	17.9%（23）	20.0%	22.0%
	特定建築物の耐震化率	86.1%	87.1%（23）	90.0%	―
	住宅の耐震化率	69.1%	80.5%（23）	90.0%	―
《土木・基盤》	都市計画道路の整備率	55.1%	58.2%（25）	58.2%	59.0%
	道路の歩道整備延長 ※1	4.0km	7.7km（25）	6.4km	8.1km
	市民１人当たりの都市公園面積	2.37 ㎡/人	2.98 ㎡/人（25）	3.55 ㎡/人	8.73 ㎡/人
	高齢者・障害者等に配慮した良好な市営住宅の供給戸数 ※2	79 戸	159 戸（26）	180 戸	250 戸
《下水道・河川》	公共下水道（汚水）整備率	96.3%	97.6%（25）	99.5%	100%
	公共下水道（雨水）整備率	46.9%	51.6%（25)）	48.5%	49.8%
	公共下水道（雨水幹線）整備率	88.9%	92.3%（25）	96.3%	100%
	河川整備の進捗率	47.1%	50.6%（24）	50.6%	62.4%
《産業・雇用》	市内事業所数 ※3	6,287 事業所	7,003 事業所（23）	6,000 事業所	6,500 事業所
	従業者数 ※3	58,541 人	58,858 人（23）	55,000 人	58,000 人
	耕地面積	379ha	369ha（24）	358ha	348ha
	農業従事者１人当たりの年間農業産出額	190 万円	227 万円（25）	192 万円	195 万円
《農業委員会》耕作放棄地面積 ※3		47.0ha	27.6ha（25）	50.0ha	52.5ha

※１は、基準値が平成２０年度の指標です。※2 は、基準値が平成２２年度の指標です。※3 は、基本構想策定後に調査方法の変更がありました。基準値は、変更前の調査方法を基に出した値で中間値、目標値はその基準値を基に設定した値です。実績値は変更後の調査方法を基に出した値です。

都市づくり分野では、所有者の高齢化や経済的理由により耐震化の伸び率が、鈍化していくことが懸念されます。周知啓発などこれまでの取り組みを継続するとともに、被災時の緊急輸送路や避難路沿いの建物の耐震化に重点を置いた取り組みを進めていきます。また、環境保全、景観形成、防災・減災などの機能を持つみどりについては、包括的なルールを整備し、保全・再生・創出を図

っていきます。

土木・基盤分野では、身近なレクリエーション空間の充実や安全安心なまちづくりを進めていくうえでも公園面積の拡大を図っていく必要があります。公園空白地区を調査し、地権者への働きかけを積極的に行うことで公園用地（借地）を確保するとともに、地域団体との協働による公園管理を拡大します。

下水道・河川分野では、公共下水道の整備により生活環境の改善を図ってきました。今後は、老朽化により維持更新が課題となっている公共下水道施設の計画的な維持更新を図ります。

産業・雇用分野では、労働力人口の減少による従事者不足が懸念されます。各産業の支援を行い、魅力向上を図るなどして、後継者、新規従業者の確保を図ります。また、さがみ縦貫道路といった新たな交通網の整備を踏まえた企業誘致、来街者誘致など時代の変化を捉えた経済振興を推進し、地域経済の好循環が図られるよう努めます。

農業委員会では、関係機関などと連携し、農地の賃借や意欲ある農業者、新規就農者へのあっせん等を進め、耕作放棄地の抑制を図ります。

「基本理念５　一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営」

	指標名	基準値〔平成２１年度〕	実績値（ ）内は、実績年度	中間値〔平成２７年度〕	目標値〔平成３２年度〕
《企画》	「茅ヶ崎市に住み続けたい」と思う市民の割合	64.0%	57.8%（26）	68.0%	73.0%
	行政サービスへの満足度	26.2%	25.8%（26）	29.2%	31.7%
	ホームページアクセス数 ※2	1,560,000 件	1,210,604 件（25）	1,716,000 件	1,872,000 件
	広域連携に向けて取り組んだ事業の件数 ※2	12 件	24 件（25）	32 件	52 件
《総務》	業務連携・協力する民間非営利組織等の数	143 団体	162 団体（24）	170 団体	220 団体
	「窓口サービスが迅速・的確に処理されている」と思う市民の割合	26.9%	29.1%（26）	30.0%	35.0%
《財務》	経常収支比率	96.1%	94.7%（24）	95.8%	95.5%
	実質赤字比率	黒字	黒字（24）	黒字	黒字
	連結実質赤字比率	黒字	黒字（24）	黒字	黒字
	実質公債費比率	4.1%	1.9%（24）	4.1%	4.1%
	将来負担比率	16.3%	11.7%（24）	16.3%	16.3%
	市税徴収率	92.8%	94.5%（24）	94.0%	95.0%
《会計》資金運用実績額		1,714 千円	1,086 千円（25）	2,000 千円	2,000 千円
《選挙》	衆議院選挙投票率	69.24%	57.72%（24）	69.8%	70.3%
	参議院選挙投票率 ※2	55.20%	54.37%（25）	56.2%	57.2%
	市長選挙投票率 ※1	49.04%	46.56%（23）	51.0%	52.1%
	市議会議員選挙投票率 ※1	49.06%	46.57%（23）	51.0%	52.1%

《選挙》	県知事選挙投票率 ※1	44.51%	40.68%（23）	46.0%	47.6%
	県議会議員選挙投票率 ※1	44.46%	40.62%（23）	46.0%	47.7%
《監査》定期監査の指摘事項の件数		54 件	27 件（25）	0 件	0 件

※１は、基準値が平成１９年度の指標です。※２は、基準値が平成２２年度の指標です。

企画分野では、外部評価を含めた行政評価を導入するなどＰＤＣＡマネジメントによる政策・施策等の進行管理を行ってきました。進行管理の基礎資料として各施策目標における市民の満足度を測る「市民満足度調査」を実施してきましたが、平成２６（２０１４）年度の調査結果では、「自宅周辺生活道路の安全性・快適性」、「多様なニーズに合わせた保育サービス」、「計画的で、透明性が高い健全な財政運営」などの満足度が低い状況です。今後は、この調査結果を踏まえた事務事業の組み立てを行うとともに、ＰＤＣＡマネジメントに対する職員の意識強化、明確で簡便な行政評価を目指した検討、改善を進め、効果的・効率的に政策を展開します。効果的な権限移譲や事務の効率化、市民サービスの向上に資する広域連携を更に進めます。また、様々な情報発信手段の活用を積極的に検討し、市民への情報発信の強化を図ります。

総務分野では、市民活動団体の登録は毎年増加しています。今後は、効果的な協働のあり方を検討し、多様な主体から提供される市民サービスによるまちづくりの仕組みを構築します。また、出張所の開設等により市民の利便性の向上を図るとともに、良質な市民サービスを提供するため、時代の変化に対応した研修等により職員の能力向上を図ります。

財務分野では、扶助費の増加や公共施設の老朽化に伴い、財政の硬直化が進むことが懸念される中で、選択と集中の考えのもと、事業を精査し、経常的な経費においても更なる見直しを行うとともに、インターネット公売などを継続し、市税徴収の向上を図ります。

会計分野では、市場金利が低く、資金運用益を増加させることが難しい状況にありますが、様々な観点から効果的な運用方法を検討するとともに、安定的な運用を行います。

選挙分野では、若年層から高齢者層まであらゆる世代が投票しやすい投票環境の整備や効果的な啓発活動により投票率の向上を図ります。特に、若年層に対する意識高揚を図るための取り組みを進めます。

監査分野では、監査事務を担う職員の能力向上により、的確な監査を行うとともに、効率的な監査事務に向けた検討を行います。

（３）政策共通認識について

まちづくりの５つの基本理念に基づき実行するすべての政策・施策に取り組むうえで前提となる認識として、「共生社会」・「環境」・「協働」・「生涯学習」・「安全・安心」の５つの共通認識を定め、政策目標を超えた幅広い連携に取り組ん

できました。

共生社会

一人一人がお互いの権利を尊重し、相互理解のもと共に支え合っていく共生社会の視点では、自らの意思で積極的に等しく社会に参画できる環境の整備を進めるため、「ちがさき男女共同参画推進プラン」を定め、男女共同参画社会の実現に向け、各分野での取り組みを進めてきました。しかし、平成２６（２０１４）年度実施のまちづくりの市民満足度調査における「男女共同参画社会が実現している」と思う市民の割合は１１.５％であり、目標である２０.０％に達していない状況です。

また、社会問題として深刻化しているいじめの問題に対しては、教育部局とこども育成部局において、いじめ防止に向けた体制の強化にも取り組むなど、組織横断的な取り組みを進めています。

今後も男女共同参画社会をはじめ、さまざまな特性のある人々が自分らしく社会参画できる社会の実現に向けた幅広い連携を進めます。

環境

環境の保全と創造を図るため、「環境基本計画（２０１１年版）」を策定し、自然環境の保全や再生の仕組みづくり、低炭素社会や資源循環型社会の構築に向け環境に関する総合的な取り組みを進めてきました。平成２４（２０１２）年度の目標達成状況においては、全体の７割が目標を達成または達成に向け施策を実施している段階ですが、市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくりに関する目標については、調査・研究の段階で留まっているなど課題も残されています。

また、平成２４（２０１２）年度に、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されたことにより、まちづくりにおける温室効果ガス削減に資する取組を体系化し、一体的な低炭素まちづくりを推進する計画の策定に取り組んでいます。

自然環境の保全・再生や低炭素都市の実現に向けては、環境部局と都市部局、土木部局、経済部局といった各部局がそれぞれの能力や知識、関係機関とのつながりを生かしながら更なる連携の強化を図ることで、効果的な政策展開を進めます。

協働

地域課題の解決を図っていくために、市民・事業者・行政が協力して行動する協働の視点では、休日や終業後の時間を利用した現役世代の参加などによる市民活動の活性化や企業とＮＰＯの協働という新たな動きを背景に、子育てに

関するポータルサイトの開発・運営を協働で実施するなど、様々な分野において市民とのパートナーシップに基づく事業を展開してきました。

また、自治会を中心として、地域における様々な主体が一堂に会し、地域のさまざまな活動について話し合う、新たな地域コミュニティの取り組みが始まり、平成２５（２０１３）年度までに７地区でモデル事業が始まるなど、多様な主体との協働によるまちづくりが進んでいます。

少子高齢化が更に進み、多様な地域課題が発生することが懸念される中では、様々な分野において、今後も協働の視点を持ち、効果的・効率的な事業展開を進めていきます。

生涯学習

地域福祉、環境保全活動、スポーツやまちづくりなどの機会を通じて生涯にわたって学び、社会、地域の中で自分自身を生かしていく生涯学習の視点では、様々な講座や団体の活動を紹介する生涯学習ポータルサイトを構築するなど生涯学習へのきっかけづくりを進め、多様な分野における生涯学習を推進してきました。

今後は、地域活動などの担い手として期待される高齢者が生きがいを持って自分らしく活動できる仕組みづくりを構築するなど、個々人の能力や経験を活かす生涯学習の取り組みを進めていきます。

安全･安心

日ごろの危機管理体制を強化し、自然災害や犯罪・事故、大規模な感染症の発生などの有事の際の迅速な対応に備える安全・安心の視点では、災害に強い安全なまちづくりと発災時における応急対策活動についてまとめた「茅ヶ崎市地域防災計画」や発災時において継続すべき優先業務やそれらの業務の継続を確保するための執務環境の確保などをとりまとめた「茅ヶ崎市業務継続計画」の策定に加え、有事を想定した訓練を庁内横断的に実施するなど危機管理体制の強化・充実に取り組んできました。

また、「公共施設整備・再編計画（改訂版）」などに基づき、市役所本庁舎などの耐震性能に課題がある施設の整備を計画的に進めています。

今後も、有事に備えた取り組みを進めるとともに、道路をはじめとする公共施設のバリアフリー化を推進するなど、だれもが安全で快適に暮らせるまちの実現に向けた取り組みを進めます。

３　基本構想の中間見直しに向けた課題

本市では、平成２３（２０１１）年度に策定した基本構想を計画的かつ戦略的に推進するために、３か年を計画期間とする実施計画を策定し、厳しい財政状況が続く中、行政経営の視点に立ちながら、様々な行政課題に対する取り組

みを進めてきました。
　しかしながら、目標の達成に向けた更なる推進が必要な政策もあることから、部局間の連携による取り組みの強化や政策目標の達成に向けた事務事業の取捨選択、これまで行ってきた事務事業の改善などを進め、引き続き課題解決を図っていく必要があります。
　加えて、基本構想策定後の社会経済情勢の変化や目前に迫った大きな社会問題に対応するために新たな方向性を持ち政策を展開していくことが重要です。
　平成２３（２０１１）年３月に発生した東日本大震災は、多くの教訓を示しました。また、平成２４（２０１２）年１２月に起こった中央自動車道路笹子トンネルの天井落下事故など老朽化したインフラへの課題が顕在化しています。この様な災害、事故を契機に、市民の中では防災・減災意識や自助・共助の意識が高まるとともに、行政においてはこれまでの政策の再確認が必要となっています。
　団塊世代が後期高齢者となる平成３７（２０２５）年が目前に迫る中で、これまで構築してきた社会の仕組みがうまく機能しなくなることが懸念されています。少子高齢化が進み、新たな地域課題が発生してきている中では、それらに対応した新たな仕組みづくりやまちづくりが求められています。
　また、この様な課題を解決するためには、市民に身近な基礎自治体が、地域の状況や特性を捉えた対策を講じることが最も有効です。地方分権の進展を捉え、自主的、自立的な地域運営を更に進めるとともに、近隣自治体をはじめとした関係機関との連携を強化して効果的・効率的に課題解決を図っていく必要があります。

４　基本構想の中間見直しに係る基本的な考え方

　基本構想の中間見直しにおいては、前述の目前に迫った大きな社会問題への的確な取り組みを進めるため、次のとおり見直しの基本的考え方を定め、見直しを進めます。

（１）基本構想の見直しの基本的考え方

　基本構想は、中長期的な展望に基づき、茅ヶ崎市の将来に向かって進むべき方向性を、市民提案会議をはじめ多くの市民の参画のもと、３年の歳月をかけ策定したものです。そのため市政運営の継続性や一貫性の観点から、短期間に基本構想の方向性を大きく変更するべきではないと考えています。
　しかしながら、基本構想策定後に顕在化してきた社会経済情勢の変化や目前に迫った大きな社会問題へ的確に対応するため、次の見直しの視点に基づき、必要に応じた基本構想の一部見直しを行います。

①安全･安心なまちづくりの更なる強化

平成２３年に発生した東日本大震災は、市民に防災・減災に対する意識・関心を高め、平常時から災害発生後の対応について検討することの必要性など、様々な教訓を示しています。また、高度成長期に一斉に建設された道路や下水道、学校をはじめとする公共施設など社会インフラの更新時期を迎え、全国的にも社会インフラの老朽化対策及び維持管理などが喫緊の課題となっています。

こうした２つの課題を捉え、市民の安全・安心の更なる向上という視点から見直しを行います。

【見直しのポイント】

- 戦略的な防災･減災対策
- 社会インフラの老朽化対策、維持管理

②急速な少子高齢化への対応

少子高齢化の急速な進行に伴い、市内において、浜見平地区や松風台地区、鶴が台地区などでは高齢化率が４０％を既に超えています。高齢世代をはじめとする様々な人たちが住み慣れた地域で支え合い、健康的かつ安心していきいきと暮らすことができ、また、子育て世代にとっては、子どもを産み育てやすい環境が整い、多様な世代の交流の場の確保及び促進など、急速な少子高齢化の進行に対応し、長寿社会の実現に向けたまちづくりへの取り組みという視点から見直しを行います。

【見直しのポイント】

- 豊かな長寿社会に向けたまちづくりへの取り組み
- 生涯を通じた健康づくりの推進
- 産み、育てやすい子育て環境の整備促進

③地方分権の更なる進展への対応

地方へのさらなる権限移譲が進む中、身近な生活課題に対し、茅ヶ崎市独自の利便性の高い市民サービスの提供の仕組みづくりや近隣自治体との連携による効果的・効率的な行政サービスの推進という視点から見直しを行います。

【見直しのポイント】

- 身近な生活課題に対応する効果的･効率的な行政サービスの推進（広域行政の取り組み、権限移譲による市民サービスの向上）

（２）見直しの範囲

基本構想の見直しにあたり、市政の基礎的情報となる人口推計、財政推計、土地利用に関する現況については、最新の情報に更新します。また、基本構想の「将来の都市像」、「基本理念」、「政策共通認識」については、同構想の基本的な方向性を示すものであり、市政運営の継続性・一貫性の観点から変更すべきではないため、見直しの範囲外とします。

しかしながら、基本構想策定後に顕在化してきた社会経済情勢の変化や新たに発生した行政課題へ対応するため、「政策目標」及び「施策目標」を見直しの範囲とします。

５　基礎的情報の更新

（１）将来人口の見込み

将来人口については、基本構想策定時には平成１７（２００５）年実施の国勢調査に基づく人口推計を用いていましたが、最新の国勢調査（平成２２年度実施）に基づく推計が平成２３（２０１１）年度に行われているため、情報の更新を行います。

平成２３（２０１１）年度の人口推計では平成１９（２００７）年度の推計と比較して、人口のピークとなる平成３２（２０２０）年の人口が約１，５００人減少している一方、平成３２（２０２０）年以降の人口減少のペースは鈍化したものとなっています。また、高齢者人口の増加及び生産年齢人口の減少は若干鈍化しており、高齢化については若干緩やかに進行するという結果となっていますが、全体的な傾向には大きな変更はありません。

茅ヶ崎市の将来人口

年齢三区分別の将来人口

年齢三区分別の将来人口（人口割合）

（）内は、高齢者人口のうち 75 歳以上の人口割合

以上３図の出典：茅ヶ崎市人口推計／平成 24(2012)年 2 月

（２）土地利用・都市構造

土地利用･都市構造については､基本構想策定時には土地利用は平成１７（２００５）年実施の都市計画基礎調査に、都市構造は平成２０（２００８）年策定のちがさき都市マスタープランに拠っています。

都市計画基礎調査は、平成２３（２０１１）年度に、平成２２（２０１０）年度の土地利用について調査を実施しているため、情報の更新を行いますが、平成１７（２００５）年度の調査と比較して、全体的な傾向には大きな変更はありません。

なお、都市構造については、平成２５（２０１３）年度にちがさき都市マスタープランの一部見直しを行っています。見直し時に実施した将来のまちづくり市民意識調査結果からは都市構造の変更の必要性は確認されず、都市構造の変更も行っていないことから、基本構想における都市構造の変更を行わないこととしますが、生活・防災機能の拠点としての整備を目指している浜見平地区については、将来構想に向けた事業の実施手法などが具体化してきたため、加筆します。

平成２２年度土地利用構成

注）3%未満の値は非表示

出典：茅ヶ崎市都市計画基礎調査／平成 24(2012)年 3 月

将来都市構造図イメージ

出典：ちがさき都市マスタープラン／平成 20(2008)年 6 月

（３）財政の見通し

財政の見通しについては、基本構想策定時は平成２１（２００９）年１１月に試算したものですが、策定後の平成２２（２０１０）年度に普通交付税交付団体になったことや消費税増税の導入などの税制改革など社会経済情勢が大きく変化しています。健全な行財政運営を維持し、政策・施策目標の達成を図り、将来の都市像の実現のため、基本構想における財政見通しについて、平成２６（２０１４）年７月に試算したものに更新を行います。

歳入試算の見通し

歳入については、長引く不況により、基本構想の策定時に比べ、市税が減収となっていること、平成２２（２０１０）年度より地方交付税の交付団体になったこと、また消費税の増税など、策定時に見込めなかったものについて、見直しを実施しました。

歳出試算の見通し

歳出については、「公共施設整備・再編計画（改訂版」（平成２５（２０１３）年策定）に基づく見直しを行うとともに、高齢社会の進展に伴う扶助費の増加、平成２９（２０１７）年度に設置を目指している保健所など、策定時に見込め

なかった事業について、見直しを実施しました。

市債年度末残高見込（全会計）

全会計の市債残高が増加傾向にあるのは、本来地方交付税として国が交付すべき財源不足に対処するために、国と地方の折半ルールに基づき地方債として発行し、後年度、普通交付税の算定において、基準財政需要額に元利償還金の全額が算入されることとなる臨時財政対策債や、公共施設整備・再編事業など大型事業を実施するためであり、一時的に増加しますが、平成３０（２０１８）年度以降はほぼ横ばいになると見込んでいます。

収支試算の見通し

平成２８（２０１６）年度から３２（２０２０）年度の５年間の大枠の財政

見通しを試算した結果、５年間で、約９１億円の収支不足を見込んでいます。基本構想策定時の平成２１（２００９）年試算値と比較して、約１．４億円と若干の削減となりましたが、この厳しい財政状況の中、引き続き財政の効率化に努め、健全な行財政運営を維持します。

また、今後、実施計画の策定及び予算を編成する段階においては、更に精度を高め、「選択と集中」を基本として、収支の均衡を図ります。

６　中間見直しの３つの視点を踏まえた新たな方向性

今回の中間見直しにおいて、見直しの視点として掲げた３つの視点については、中間見直し前の基本構想の中でも課題として認識し、課題解決に向けて各基本理念に基づく方向性を定めてきました。しかし、社会経済情勢の変化などに伴い、それらの視点に基づいた政策・施策展開の重要性が増してきていますので、次のとおり現状、課題を認識し明確にすることで、着実に推進していく政策・施策展開、また、新たな政策・施策展開の方向性を定めます。

(1)安全･安心なまちづくりの更なる強化

「基本理念１　学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり」

○小中学校施設の耐震化は、完了していますが、老朽化している施設も少なくありません。公民館や市民文化会館、文化資料館など老朽化が進み課題を抱えている施設もあります。これまでは、施設の長寿命化を見据えた適切な維持管理と改修を計画的に進めてきました。今後は、利便性の向上や安全性の確保に加えて、災害時に避難所として使うような施設などでは、改修にあわせて防災性を高めるなど、機能向上に向けた取り組みを進めます。

○児童・生徒の通学路等における安全性の向上に取り組むとともに、災害時における自助・共助の意識の向上を図るため、防災・防火教育等の安全教育を進めます。

「基本理念２　いきいきと暮らす ふれあいある 地域づくり」

○保健･福祉分野のほとんどの施設において耐震性能に課題はありませんが、耐震性能や施設の老朽化に課題がある福祉会館については、複合化による建て替えの計画が進んでいます。各施設においては、引き続き施設の長寿命化を見据えた適切な維持管理を進めます。

○新型インフルエンザ等の感染症の流行による健康危機や食の安全への意識の高まり等の社会の変化に的確かつ迅速に対応していくため、住民に一番身近な基礎自治体である本市が保健所を設置する準備を進めます。

○高齢者等の災害時に支援が必要となる方の支援については、公助・共助による効果的な支援体制づくりが必要となります。このため、安否確認や避

難支援等が円滑に行えるよう地域における体制づくりを支援するとともに、公的な支援体制の整備を更に進めます。また、継続して生活支援サービスが受けられるよう事業者等と災害時における支援体制の仕組み等の検討を行います。

○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、地域の見守り体制づくりが求められています。自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の多様な主体の連携により見守り体制のネットワーク化を目指します。

「基本理念３　安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり」

○大規模な地震災害が発生した場合、同時多発的に火災が発生する恐れがあります。この様な事態に対応するためには、行政の消防力の強化に加えて、地域消防力を充実強化させる必要があることから、消防団との連携や事業所の協力体制をさらに深めるとともに、初期消火器具として移動式ホース格納箱を延焼火災危険地域（クラスター地域）に重点的に設置し、自主防災組織における訓練を実施します。

○大規模震災時における同時多発的な火災や住民の高齢化による平常時の救急活動等の増加が見込まれる中、消防車両や職員をより効率的に動かすことや近隣自治体が連携し、より効果的・効率的な質の高い事務処理が重要となっています。消防指令業務の広域化にあたっては、応援出動の迅速化、整備費用の低減を図るため、業務の機能強化と効率化を図ります。

○ごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設などにおける大規模な地震災害の発生などの有事の際の安定的な稼働を図るため計画的な改修などを進めます。

「基本理念４　人々が行きかい 自然と共生する 便利で快適な まちづくり」

○災害に強いまちづくりや社会インフラの老朽化対策の必要性が再認識され、取り組みの強化が求められています。狭あい道路などの解消や無電柱化、更には重要度の高い橋りょうや下水道管路の耐震化を推進することで、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保を行い、災害に強い都市づくりを進めます。また、道路、下水道といった公共施設を適切に管理するとともに、計画的な改築（長寿命化）を進めます。

○市街化区域内のオープンスペースの活用によるみどりの保全や火災時の一時的避難場所、火災延焼遮断帯の確保など、生活環境及び防災面の向上を図ります。

○東日本大震災が示した教訓の一つとして復興まちづくりを円滑かつ迅速に進めるための平常時の準備の必要性があげられます。土地の境界を確定するための地籍調査を進めるとともに、復興の考え方や進め方をあらかじめ検討します。

「基本理念５　一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営」

○耐震性能や施設の老朽化など課題がある市役所本庁舎については、建て替えを進めています。また、その他の公共施設についても「公共施設長

寿命化指針」に基づく維持管理を推進しています。今後も適切な維持管理、予防保全が行える体制づくりなど計画的、総合的な取り組みを進めます。

(2)急速な少子高齢化への対応

「基本理念１　学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり」

○保育園の入園児童数は、保育園の新設や定員増により、毎年増加していますが、入園希望児童が増加し続けていることで、待機児童はいまだ解消していません。引き続き、国のプランに基づき、総合的かつ計画的に、量的な施設整備と良質な保育の提供に取り組み、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、子どもを育てる環境の整備に加えて、子どもを産みやすい環境の整備を進めます。また、社会問題となっている児童虐待への対応を強化します。

「基本理念２　いきいきと暮らす ふれあいある 地域づくり」

○支援や介護を必要とする高齢者が増加しており、今後も更なる増加が見込まれます。高齢者ができる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を送れるようにするために在宅医療の提供をはじめとした、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて体制整備を進めます。

○市民のだれもが住み慣れた地域で元気に暮らすことができるように、日常の生活を支えるための公助・共助による効果的なサービスが提供できる仕組みづくりを目指します。

○市民の健康の保持とさらなる増進のため、よりきめ細やかで迅速な保健サービスの提供と公衆衛生の向上を目指し、市民のだれもがいつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、住民に一番身近な基礎自治体である本市が保健所を設置する準備を進めます。

○身の回りの手助けが必要になっても、自分らしく暮らしていくことができるよう、地域包括支援センター（市直営基幹型地域包括支援センター含む）や地域福祉総合相談室、地区ボランティアセンター等の相談体制を強化するとともに、制度による公的な福祉サービス（公助）と制度によらない福祉サービス（共助）が切れ目なく提供される地域の支援体制づくりを進めます。

「基本理念３　安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり」

○高齢化の急速な進展により、救急要請における高齢者の増加が見込まれています。市民の救急要請に応え、現場到着時間や病院到着時間の遅延による救急サービスの低下を防ぐための取り組みを進めます。

○高齢化の急速な進展により、高齢者が関係する交通事故や火災による被害が増えています。高齢者が住み慣れた地域の中で、公助・共助のもと事故

や火災にあわないよう、高齢者の安全・安心の生活を支援します。

「基本理念４　人々が行きかい 自然と共生する 便利で快適な まちづくり」

○少子高齢化が進展する中で、住宅に関しては量の確保から質の向上へ政策の方向性が変わってきています。ライフステージやライフスタイルに応じた住み替え等の取り組みを計画的に進めます。また、バリアフリー化を促進するとともに、公共交通を充実させるなど高齢者等が外出しやすい環境整備を更に進めます。

○子育て世代や高齢者などが、身近な地域で、必要な生活支援や社会活動等に参加し、快適に暮らすことができるような新たな生活拠点づくりに取り組みます。

「基本理念５　一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営」

○高齢化の進展に伴い、これまで構築してきた社会の仕組みが充分に機能しなくなることが危惧されます。高齢者が地域の担い手となり、培った知識や経験をもとに活躍できる取り組みなど次の社会を見据えた仕組みづくり、まちづくりを進めます。

○高齢者をはじめとするあらゆる世代にとって、わかりやすく、また利用しやすい新たな情報発信の検討を進めます。

(3)地方分権の更なる進展への対応

「基本理念１　学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり」

○平成２３（２０１１）年に公布された第２次地方分権一括法により未熟児への訪問指導など子育て分野に関しては権限移譲が進んでいます。一方で教育の分野では、地域主権として国から地方へ様々な権限の移譲が進められているにもかかわらず、国の関与が強化されるような改革が行われました。移譲された権限を活用することはもちろんのこと、活用できる権限の移譲を積極的に求めたり、近隣市町と連携したりすることで、明日の茅ヶ崎を支える人を育てます。

「基本理念２　いきいきと暮らす ふれあいある 地域づくり」

○神奈川県からの権限移譲をさらに進め、住民に一番身近な基礎自治体である本市が保健所を設置することにより、新たな責任と権限に基づく地域保健・公衆衛生施策を総合的に推進し、自主自立的な市政の推進を図ります。

「基本理念３　安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり」

○近隣自治体との連携により、効果的・効率的で質的にも向上した事務処理が求められており、応援出動の迅速化、整備費用の低減を図るため、消防指令業務の広域化を進め、消防指令業務の効率化、機能強化を図ります。

「基本理念４　人々が行きかい 自然と共生する 便利で快適な まちづくり」

○都市計画決定や公園、道路に関する技術的基準に関するいくつかの権限などまちづくり分野に関しても、第２次地方分権一括法により権限移譲が進んでいます。移譲された権限を十分に生かし、本市の実情に合った自主的

なまちづくりを進めていきます。

「基本理念５　一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営」

〇特例市の廃止、中核市への指定要件が緩和され、人口２０万人以上になるなど、都市制度の改正や新たな広域連携制度の創出により、地方分権に関する制度が大きく変化しています。国・県からの権限移譲の拡大や義務付け・枠付けの見直しなど地方分権は更に進展しており、最も身近な機関で総合的なサービスの提供を進めるため、制度の改正などを捉えた効果的・効率的な権限移譲や広域連携を進め、自主的、自立的な地域運営を推進します。

7　基本構想の見直し案

基本構想の中間見直しにおける３つの視点等に基づく、基本構想の見直し案は次のとおりです。

見直し案	見直し理由
第１　将来の都市像 **海と太陽とみどりの中で** **ひとが輝き　まちが輝く　湘南・茅ヶ崎** 茅ヶ崎市は、湘南海岸や北部の丘陵、相模川に囲まれたコンパクトなまちです。さまざまな自然の恵みを受けながら、独自の歴史文化がはぐくまれ、世界に羽ばたく人材を多数輩出するなど、「ひと」と「まち」が輝く風土が市民の誇りとなっています。 超高齢化が進行し、人口減少時代を目前に控え、これまでの量的拡大型のまちづくり政策を改め、成熟社会型のまちづくりの推進が求められています。 経済状況の悪化による厳しい財政状況が予測される中、豊かな人材という財産と誇れる風土を大切にし、次代を担うひとづくりと人々がいきいきと暮らすまちの安全や暮らしの安心を確保し、茅ヶ崎のまちの魅力・活力を将来にわたって持続させるまち「茅ヶ崎市」を育てます。 20～30 年の将来を見据えて、茅ヶ崎市が目指すべき都市像を次のように定め、計画期間 10 年で「ひとが輝き」「まちが輝く」茅ヶ崎に向けて歩みを進めます。 **第２　目標年次** 平成 23（2011）年度を初年度とするこの基本構想の目標年次は、平成 32（2020）年度とします。 **第３　将来人口の見込み** 茅ヶ崎市の人口は、平成 32（2020）年に約 23.9 万人に達し、これをピークに減少に転ずるものと見込んでいます。 **１　年少人口（０～14 歳）** 平成 17（2005）年の約 3.2 万人から増加し、平成 22（2010）年には約 3.3 万人になりました。その後減少に転じ、平成 42（2030）年には約 2.4 万人になるものと見込んでいます。 **２　生産年齢人口（15～64 歳）** 平成 17（2005）年の約 15.5 万人から減少傾向を続け、平成 32（2020）年には約 14.8 万人に、平成 42（2030）年には約 14.5 万人になるものと見込んでいます。 **３　高齢者人口（65 歳以上）** 平成 17（2005）年の約 4.2 万人から増加傾向を続け、平成 32（2020）年には約 6.3 万人になり、約４人に１人が高齢者になり、平成 42（2030）年には約 6.6 万人になるものと見込んでいます。 このうち、75 歳以上の人口は、平成 17（2005）年の約 1.7 万人から増加傾向を続け、平成 32（2020）年には約 3.3 万人と約 2.0 倍に増加し、高齢者人口全体の半数を超えるものと見込んでいます。 **第４　土地利用・都市構造** **１　土地利用** 茅ヶ崎市は、昭和 30 年代半ばまでは農地の広がる人口７万人足らずの小都市でしたが、東京・横浜方面などの首都圏への交通の利便性や温暖な風土と良好な自然環境を背景に、住宅都市として急激に人口が増加し、それに伴い高密度な市街地が形成されることとなり、道路や公園といった都市基盤の整備の遅れが見られます。 市域（都市計画区域）（3,576 ヘクタール）は、優先的かつ計画的に市街化を進める市街化区域（2,213 ヘクタール）と、市街化を抑制する市街化調整区域（1,363 ヘ	**【その他】** 最新の茅ヶ崎市人口推計（平成 24 年 2 月）の内容に合わせて見直します。

クタール）に区域区分されています。

平成22(2010)年度の土地利用状況は、住宅用地が37.4%と最も多く、次いで農地が14.7%、道路・鉄道用地が11.0%となっており、その他はいずれも10%未満となっています。

市街化区域内の土地利用状況は、都市的土地利用が92.3%を占めており、中でも住宅用地が54.6%と最も多く、続いて道路・鉄道用地が14.0%、自然的土地利用が7.7%となっています。

市街化調整区域では、自然的土地利用が55.9%と過半数を占めており、中でも農地が29.5%と多くなっています。

市街化区域、市街化調整区域については、大きな土地利用の変更のない範囲で土地利用を進めます。

【その他】
最新の都市計画基礎調査（平成22年）の内容に合わせて見直します。

２　都市構造

茅ヶ崎市は、今後の10年は、少子高齢化が進み人口の自然増加が期待できない状況です。また、茅ヶ崎市は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更を前提とした特別な政策は行わないため、人口は平成32(2020)年をピークに減少に転じると予測されていることから、都市としての成熟が求められています。

【②少子高齢化の視点】
豊かな長寿社会の実現に向けたまちづくりへの取り組みなど、これからの人口減少や集約型都市構造に向けた取り組みを進めているため見直します。

都市拠点などの整備として、茅ヶ崎駅や辻堂駅西口周辺、香川駅周辺は、「都市拠点」として位置付けられており、駅前広場の整備やアクセス改善などこれまでの都市づくりを促進していきます。

また、交流やにぎわい形成などを含めて重点的に良好な景観を形成すべき領域を「景観拠点」として位置付けており、順次、特別景観まちづくり地区に指定します。

さらに、浜見平地区は、生活の利便性の向上や防災性の向上を目指し、「生活・防災の機能をもつ拠点」としてまちづくりを進めます。

【その他】
事業実施において、公共の関わり、実施手法等が明確になったため見直します。

幹線道路網などの整備は、東西軸としてＪＲ東海道本線、新湘南国道、国道１号及び国道134号、県道藤沢平塚線、市道柳島小和田線などが、南北軸としてはＪＲ相模線、首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）、県道柳島寒川線、県道中海岸寒川線、市道東海岸寒川線などがありますが、東西軸に比べると南北軸の整備が遅れているため、バランスよい交通網の形成を目指します。

地区の特性に配慮したまちづくりとしては、茅ヶ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺を中心とする市街地周辺を、商業や業務、住宅などとの複合利用が可能なエリアとして、地域特性に応じた商業・業務・サービスなどの都市機能の集積を図ります。周辺に広がる市街地は、地区の特性に配慮しながら住宅地、業務地、自然地の３区分に類型化された土地利用のもと、快適で安全な市民生活の確保と機能的な都市活動が可能な快適環境都市を目指します。

第５　まちづくりの基本理念

将来の都市像の実現に向けて、総合的な政策展開の基本的な指針として、５つのまちづくりの理念を定めます。

茅ヶ崎市のまちの特徴、近年の動向、現状や課題、今後の見通しなどを踏まえて、10年間の市政を展開するうえでの方向性を示しました。

１　基本理念１
学び合い育ち合う　みんなの笑顔がきらめく　ひとづくり

茅ヶ崎に暮らし、誇りと愛着を持ち、明日の茅ヶ崎を支える人を育てることに力点を置いて、子どもを産み育てること、学齢期の教育、生涯を通じた学習や文化活動、多くの市民が健康づくりに主体的に取り組み、さまざまなスポーツに参加できる環境づくりを、地域ぐるみで総合的に進めます。

母子保健の充実や新生児家庭の訪問事業などにより、子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、乳幼児期の過ごし方の重要性を周知・啓発しながら、子育てが初めての人も安心して子育てができる支援体制や子育て家庭のライフスタイルに合わせた保育サービスの提供、地域社会全体が子育てに関わる環境を整えます。

子どもたちを取り巻く、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てに関わる時間が持て、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。

性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる

地域社会を育てます。 **(1) 政策目標１ 次世代の成長を喜び合えるまち** **目指すべき将来像** ・初めての子育てでも安心できるサポート体制ができている ・子育てを支え合える地域社会の仕組みができている ・子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている ・多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている ・妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じて、子どもと保護者の健康が守られている **ア　施策目標 01 安心して子どもを育てることを支援する** **施策のねらい** (ｱ) 乳幼児に関する施策の充実 子どもの成長にとって乳幼児期の保護者の関わり方が重要であることを啓発するとともに、保護者のために乳幼児期の子育てについての情報や学習機会をさまざまな媒体を活用して積極的に提供するなど、乳幼児に関する施策を充実します。	**【②少子高齢化の視点】** 地域で孤立することなく安心して子育てができる環境を創出し、地域ぐるみでの子育て支援の充実を図るため、ポータルサイト等を使った情報の提供をより積極的に進めていくため見直します。
(ｲ) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築 子育てを教えてくれる人や支えてくれる人が身近におらず、孤立して不安になっている保護者と子の双方を支えるため、地域社会全体が子育てに関わる力や助け合う力を回復して、地域の中で、子どもを安心して預け合うなど、社会全体で子育てを支援できる仕組みの拡充を図ります。 (ｳ) 子育て支援の充実 妊娠期、出産期には、出産までの不安や経済的な負担を軽減するなど、子どもを産みやすい環境を整備します。乳幼児期、学齢期にはそれぞれの時期や保護者の生活形態に応じて、子育てが初めての人をはじめ、子育て中の保護者が安心して子育てができるよう支援・助成します。 (ｴ) 医療費助成制度の維持 医療費助成制度（小児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成）を安定的に継続運営することで、対象者の健康や福祉の増進と経済的負担の軽減を図ります。	**【②少子高齢化の視点】** 子どもを育てる環境に加え、子どもを産みやすい環境の整備も進めているため見直します。
イ　施策目標 02 ニーズに合った多様な保育を行う **施策のねらい** (ｱ) 待機児童対策の推進 認可保育園の施設整備と認可外保育施設の認可化移行促進による定員増や、小規模保育事業などの整備を行い、入園待機児童の解消を図ります。	**【②少子高齢化の視点】** 既存資源や子ども・子育て支援新制度の新たな保育事業を活用した待機児童解消を図るため、既に、開設されている認可外保育施設の認可化に向けた取り組みの促進や、小規模保育事業などの整備を行うことから見直します。
(ｲ) 小学生の放課後支援の充実 保護者の多様な就労形態やニーズに対応可能な児童クラブの環境を整え、小学生の放課後の健全育成を図ります。	**【②少子高齢化の視点】** 今後も入所児童数は増加することが予測されるため、これまでの本市の動向を踏まえつつ、子ども・子育て支援新制度に基づき、保護者の多様な就労形態やニーズに対応可能な、さまざまな手法や運営

	主体による児童クラブの開設を検討する方向性を追加するため見直します。
(ｳ) 保育サービスの質の向上 保護者の多様な就労形態や生活形態に対応するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、多様な保育メニューを提供するとともに、保育サービスの質を高め、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えます。	**【②少子高齢化の視点】** 保護者のさまざまな就労形態や生活形態に対応可能な、子ども・子育て支援新制度の下での多様な保育メニューの提供を検討するため見直します。
ウ　施策目標 03 **子どもの健康な成長を支援する**	
施策のねらい (ｱ) 母子保健対策の充実 母子保健対策を充実し、子どもも親も健康な生活を送り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるとともに、訪問指導の充実を図り、支援を必要とする家庭を支援します。	**【②少子高齢化の視点】** 母子保健事業における訪問指導の充実を進め、虐待の早期発見、早期対応を図るため見直します。
(ｲ) 子育てサービスの充実 親となる人に基本的な子育ての仕方を身に付けてもらえるよう、訪問指導や相談事業などの子育てサービスを充実します。 (ｳ) 家庭児童相談事業の充実 家庭児童相談事業を充実し、子育て家庭の育児不安などの解消を目指します。また、関係機関と連携して、児童虐待相談の充実と虐待の未然防止対策を強化するとともに、児童虐待の起きた家庭を支援します。	**【②少子高齢化の視点】** 虐待の未然防止対策の強化を進めるため見直します。
(ｴ) 療育相談事業の充実 巡回相談などを通じて幼稚園、保育園、学校などの機関と連携を深め、療育相談を充実します。	
(2) 政策目標２ **次世代をはぐくむ教育力に富んだまち**	
目指すべき将来像 ・児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、学力とともに豊かな人間性がはぐくまれている ・地域の教育資源を活用することで授業の充実が図られ、地域連携が推進されている ・学んだ成果が地域の中で生かされている ・家庭、地域、学校の連携協力により、まちの教育力が生かされている ・公民館や図書館などが学習・活動の拠点となり、市民自らが地域課題を解決していこうとする機運が高まっている ・文化財が適切に保護され、活用されている ・次代を担う市民が育つ教育政策が進んでいる ・子どもと大人が共に育つ教育理念が政策に生きている ・基礎的な調査・研究を生かした新たな教育の展開が生まれ、教育課題の解決が図られている	
ア　施策目標 04 **学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる学校教育を推進する**	
施策のねらい (ｱ) 確かな学力と豊かな人間性の育成 子どもの育ちを支える教育を推進し、自ら学び続けることによって身に付く学力とともに豊かな人間性をはぐくみます。 (ｲ) 児童・生徒が主体的に学ぶ教育の推進 自分を取り巻く世界との出会いと対話を通し、児童･生徒が学びへの意欲にあふれ、主体的に学ぶ授業づくりを軸とした教育を進めます。 (ｳ) 教育相談機能の充実	

児童・生徒が抱える悩みを気軽に相談し、解決することができるよう、学校における教育相談機能を充実します。 (ｴ) 児童・生徒一人一人の状況に応じた教育の推進 児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善し、克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育を推進します。 (ｵ) 児童・生徒の成長を促す教育課程の編成 児童・生徒の学び続ける意欲と豊かな人間性をはぐくむ教育課程を編成し、教育活動として具現化できるよう学校への支援を行います。 (ｶ) 家庭、地域、学校が連携した学校づくりの推進 児童・生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむため、家庭、地域、学校が連携して、特色ある学校づくり、魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりを進めます。 **イ　施策目標 05** **自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する** 施策のねらい (ｱ) 家庭教育・幼児期の教育の支援 すべての教育の出発点である家庭教育や幼児期の教育の学習機会や情報の提供などの取り組みを進め、家庭教育や幼児期の教育を支援します。 (ｲ) 地域の教育力の向上 児童・生徒が地域の自然や歴史、文化などを学ぶ機会や地域の人たちとの交流やふれあいなど、さまざまな体験を通して成長できるよう地域の教育力の充実に取り組みます。 (ｳ) 効果的な社会教育の推進 さまざまな社会教育事業を体系化し、現代的課題や地域課題などの社会的要請に対応した学習機会の提供など効果的な社会教育を推進します。 (ｴ) 地域の学習拠点としての公民館の充実 利用者の安全性と利便性の向上を図るため、公民館施設を適切に維持管理し、整備します。公民館は地域の学習拠点として、家庭、地域、学校を結ぶコーディネーター的役割を担い、世代間交流、地域づくり、地域活動への支援を行い地域課題を地域が自ら解決する力が育つよう支援します。 (ｵ) 文化財の保護・活用 先人が守り、伝えてきた市民の誇れる文化であり、次世代へ伝えるべき文化財の調査・研究、保全・保護、活用を図り、文化財保護の考え方の普及・啓発を進め、人づくり、まちづくりに生かしていきます。この過程で市民との協働を通じて郷土愛をはぐくみます。 **ウ　施策目標 06** **思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる** 施策のねらい (ｱ) 青少年育成の推進 子どもたちが安全で安心な環境の中で、のびのびと育ち、たくましく成長することができるよう、家庭、地域、学校の連携による青少年育成を進め、子どもたちが地域におけるさまざまな世代の人々と交流する機会を創出します。 (ｲ) 子どもたちの居場所づくり 子どもたちが、安全で安心に遊ぶことができる居場所づくりとしての小学校ふれあいプラザ、青少年広場、青少年会館などの整備や、さまざまな体験活動ができる野外研修施設の整備を進めます。 **エ　施策目標 07**	**【①安全・安心の視点】** 地域の学習拠点として公民館の充実を図るには、誰もが安全に利用しやすい施設とすることが必要なため見直します。 **【その他】** 文化財の存在が再認識される中で、文化財保護の考え方に対する市民の理解を得ることがより必要となっています。これらを通して地域における人と人のつながりを強固にし、人づくり及びまちづくりに生かしていくため見直します。 **【②少子高齢化の視点】** 地域で子どもを育てる視点が重要になっている中で、定年を迎えさまざまな知識、技術を持った方々の力を積極的に活用した青少年育成を進めるため見直します。

地域社会を支える情報拠点としての機能をたかめる 施策のねらい (ｱ) 図書館の充実 だれもが利用しやすい図書館を目指し、施設設備、図書館資料、データベースや自主事業などの充実を図るとともに、市民の読書支援、学習支援を行います。 (ｲ) 読書に親しむ環境づくり お話し会などを通して、子どものころから読書に親しめるよう環境づくりを進めます。 **オ　施策目標 08** **教育理念を実現する政策を推進する** 施策のねらい (ｱ) 教育力の向上 茅ヶ崎の教育力が、学校教育の充実とともに、社会教育の展開により、幼児期の教育が振興され、地域の教育力や家庭の教育力が向上し、次世代の育成に向けての推進力となるよう取り組みます。 (ｲ) 基礎研究に基づく重点施策の立案と事業展開 茅ヶ崎の教育がその効果を発揮できるよう、基礎研究に基づいて重点施策を立案し、事業を展開します。 (ｳ) 教育マネジメントの推進 教育行政を効率的・効果的に運営するため、政策・施策の点検・評価を実施し、総合的な進行管理を行います。 **カ　施策目標 09** **子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し支援する** 施策のねらい (ｱ) 子どもの成長発達についての調査・研究 幼児期からの成長過程の中で、どのような経験をすることが豊かな人間性と自律性をはぐくむことにつながっていくのか、教育的側面から研究します。 (ｲ) 教育課題についての調査・研究 子どもたちの学習や生活の状況を把握し、幼児期の教育のあり方など教育課題の調査・研究を進め、学校、家庭、地域の教育力の向上に向けた新たな取り組みの展開につなげます。 (ｳ) 教職員の研修機会の提供と学校の支援 児童・生徒の学び続ける意欲と豊かな人間性をはぐくむために必要な教育者としての資質や指導力向上に向けた研修機会の提供と学校支援を実施します。 (ｴ) 質の高い授業づくりの支援 学習内容・指導方法に関する実際的な授業研究を踏まえ、質の高い授業の実践を目指した学校づくりを実現するための研修を展開します。 (ｵ) 相談・支援体制の充実 子どもたちが抱える問題や課題の解決のために必要な相談・支援体制を充実します。特に、教育相談について、相談者のニーズに応じた総合的・横断的な取り組みができる体制を構築します。 **(3) 政策目標３** **次代に向かって教育環境ゆたかなまち**	**【②少子高齢化の視点】** 幼児期の教育のあり方など教育課題の調査・研究を進め、家庭や地域における子育て支援の充実や思春期までの発達に応じた教育環境の創出に向けた新たな取り組みを図るため、学校教育や社会教育に限定せず、学校及び家庭、地域の一体的な教育力の向上を目指し見直します。

目指すべき将来像	
・教育委員会と市長との密接な連携のもとで、より広い視野から教育方針を決定している ・一貫した教育方針を基に、安定した継続性のある施策を実施している ・教育行政の推進と学校教育環境の充実が図られている ・教育施設の改善が進み、児童・生徒の安全性、快適性が保たれている ・児童・生徒が健康で安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境が整備されている ・地産地消、食の安全、栄養バランスなど、食育に配慮された給食が提供され、児童・生徒たちが健やかに育っている	**【その他】** 教育委員会制度改革の方向性を考慮し見直します。
ア　施策目標 10 **円滑に教育行政を進める** **施策のねらい** (ｱ) 理解され、信頼される教育行政の推進 教育委員をはじめ教育行政に携わる人が教育委員会制度の趣旨をしっかりと認識し、市長との密接な連携を保ちながら、果たすべき責任を果たすことで、市民から理解され、信頼される教育行政を推進します。 (ｲ) 教育行政の効率的・効果的な運営 教育行政を効率的・効果的に運営するため、継続性のある施策を充実したものとするとともに、組織、人事、事務管理の一層の適正化を図ります。 (ｳ) 教育効果を発揮できる環境づくり 教育効果を発揮できる教育行政を円滑に推進するため、教育を取り巻く社会環境の変化などに対し、充実した審議で適切な意思決定とそれに伴う施策を実現できる環境づくりを進めます。	**【その他】** 教育委員会制度改革のきっかけとなった問題点の指摘を踏まえ見直します。
(ｴ)学校備品などの適正管理・整備 教育環境と授業の充実を図り、児童・生徒の学ぶ意欲をはぐくむため、多様化した教育ニーズに即して学校備品、学校遊具・体育器具の適正管理と整備を進めます。	**【②少子高齢化の視点】** 変化する社会情勢の中で、多様化する教育ニーズに対応することが必要となっていることから、児童・生徒が学びやすく魅力的な教育環境を整えるため見直します。
イ　施策目標 11 **安全で快適な教育環境をつくる** **施策のねらい** (ｱ) 教育施設の整備 老朽化した教育施設の整備など日ごろの教育環境の向上に努めるとともに、児童・生徒をはじめ多くの人々が安全・安心で快適に学習と利用ができるように、大規模改修事業や環境改善事業など、教育施設を整備します。 **ウ　施策目標 12** **健やかで安心できる学校生活を支援する** **施策のねらい** (ｱ) 就学が困難な児童・生徒への支援 経済的な理由で就学が困難な児童・生徒に対して学用品費、学校給食費などを支援します。	
(ｲ) 学校給食の充実 健やかな心身の育成のため、献立の充実を図り、食の安全確保をし、質の良い給食を提供し、食の大切さを伝えます。また、老朽化し更新時期を迎えた給食調理場の適切な管理を行うなど、衛生管理を徹底します。	**【①安全・安心の視点】** 食の安全確保には、老朽化し更新時期を迎えた給食施設の大規模改修を含む適切な管理、更新が緊急の課題となっているため見直します。
(ｳ) 学校保健の充実 健康診断を実施し、児童・生徒の健康状況を把握するとともに、健康管理に関する指導・助言体制を整備し、児童・生徒の健康保持増進を図ります。	

(ｴ) 教職員の適正配置 教職員の確保と適切な配置により、児童・生徒が効果的に教育を受けられる体制を整えます。 (ｵ) 登下校時の児童の安全確保 警察など関係機関や家庭・学校・地域と連携し、登下校時の児童の安全を図ります。 (ｶ) 適正な就学事務の実施 児童・生徒が義務教育を受けるための就学事務を適正に行います。	**【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。
(4) 政策目標４ 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち	
目指すべき将来像 ・市民の学習意欲に応えて、学習拠点とともに、市民、大学、事業者などとの協働によって新しい学習の場や機会が充実している ・地域文化への愛着と未来への創造力があふれ、だれもが自然に文化・芸術に親しんでいる ・世代を超えてスポーツに親しみ、健康に暮らしている人が増えている ・互いを尊重しながら、自らの意思で積極的に等しく社会に参画できる環境が整っている **ア　施策目標 13 まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ** **施策のねらい** (ｱ) 市民の自主的な文化生涯学習活動の促進 だれもが自由に参加し、互いに学び、学んだことを生かせる学習環境や文化芸術活動に参加しやすい環境を整えることにより、市民の自主的な文化生涯学習活動を促します。 (ｲ) 生涯学習を担う人材の活用 生涯学習を担う人材を活用して、時代の変化に対応し、自立した個人の成長を支援します。 (ｳ) 生涯学習拠点の整備とネットワークの構築 生涯学習の拠点を整備し、生涯学習を総合的に展開していきます。また、企業・ＮＰＯ・学校・市民のネットワークを構築します。 (ｴ) 芸術・文化に触れ合う機会の増加 芸術・文化を通して、だれもが日々の暮らしを豊かにし、心の充足感、生きる力、他人に対する優しさなどをはぐくむことができるよう努めます。また、市民文化会館のリニューアルによりバリアフリー化を推進し利用者の利便性や安全性の向上を図るとともに、芸術・文化に触れ合う機会を増やします。 (ｵ) 身近なところで触れる芸術活動の展開 地域住民のもとへ出向いて芸術活動を行うアウトリーチ活動など、芸術・文化への最初の接点の垣根を低くする取り組みや、芸術・文化鑑賞事業や創造育成事業、次世代育成事業で「気づき」の仕掛けを行うことにより、これまで芸術・文化になじみが薄かった層の芸術・文化への新たな参画を促します。 (ｶ) 市史の編さん、情報発信 郷土の発展、変遷を理解してもらうため、茅ヶ崎市に関する歴史資料を調査・収集・保存し、歴史講座の開催や「ヒストリアちがさき」の刊行などによって、その成果を広く発信することにより、わがまち、わが地域への愛着心をはぐくみます。 **イ　施策目標 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる**	**【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 **【①安全・安心の視点】** 市民文化会館のリニューアルについては、バリアフリー化の推進とともに、施設の安全性の確保と長寿命化を図る目的も合わせ持つものであるため見直します。

施策のねらい (ｱ) 生涯スポーツ・健康づくりの推進 市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ健康づくりができる、生涯スポーツと健康づくりの推進を図ります。 (ｲ) さまざまなスポーツに取り組める環境づくり スポーツ人口を増やし、指導者を育成し、さまざまな種類のスポーツに多くの人が気軽に参加する環境づくりを進めます。 (ｳ) スポーツ施設整備の推進 市民のだれもが、気軽にスポーツに親しめるよう、既存スポーツ施設のバリアフリー化を含めた機能充実と新たなスポーツ施設整備の推進を図ります。また、利用者の安全を確保するため、施設の適切な維持管理を進めます。 (ｴ) 健康意識の向上 市民一人一人が健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康に関する適切な情報と場を提供し、健康意識の向上を図ります。 (ｵ) 食育についての正しい知識の普及 市民一人一人が、主体的自発的に健全な食生活を送ることができるよう、食育についての正しい知識を普及します。 (ｶ) 一次予防に重点を置いた健康づくりの推進 がん・脳卒中・心臓病・糖尿病などを予防するために、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病などを予防する）に重点を置き、健康教室や保健指導などを実施し、市民全体の健康づくりを推進します。 **ウ　施策目標 15** **互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる** 施策のねらい (ｱ) だれもが社会参画できる環境づくり すべての人が個人として尊重され、配偶者などへの暴力、高齢者虐待、児童虐待やいじめなど、あらゆる人権侵害となる問題の解決と家庭や地域における生活や職場などにおいて、男女が性別にかかわりなく、個人の個性と能力を対等に発揮できる男女共同参画社会実現に向けた環境づくりに取り組みます。 (ｲ) 国際化に対応した行政サービスの提供と地域交流の支援 国際化の進展に伴い、外国籍市民が、適切に行政サービスを享受し、地域において円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、多言語による情報提供や国際交流事業などを通して、国際化に対応した行政サービスの提供や地域での交流を支援します。 (ｳ) 都市交流の推進 多くの都市やそこに暮らす人々と交流することにより、異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を育てます。 (ｴ) 平和の尊さの啓発 戦後 60 余年が経過し、戦争の記憶が薄れる中、平和の尊さを啓発する必要性が高まっています。戦争を体験した世代が少なくなる中、「平和のつどい」の開催などを通して、市民に平和の尊さを認識してもらう活動を進めます。 **２　基本理念２** **いきいきと暮らす　ふれあいのある　地域づくり** 超高齢化が進行する中で、市民のだれもが、住み慣れたまちで、自分らしく元気に暮らし続けられる地域をつくります。 保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療などを推進することで、市民の健康を守ります。また、市立病院で質の高い医療サービスを安定して提供します。 制度による公的な福祉サービス（公助）を充実させていく一方で、多様化する課題に的確に対応するため、公助の限界を見極めつつ、共助による支え合いの仕組みを構築します。さまざまな福祉活動を支援し、ネットワーク化することで、地域の	**【①安全・安心の視点】** 施設の安全性の確保に向け適切な維持管理を進めるため見直します。 **【その他】** 外国籍市民数は近年減少傾向にありますが、近年の国際化に対応して多言語への対応など、より多様なサービスの必要性が高まっているため見直します。

「支え合い」の力を着実に育てます。

(1) 政策目標５
共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち

目指すべき将来像

・元気な高齢者が増えている
・地域の総合的な相談機関や専門相談員が設置され、だれもがより身近なところで相談できている
・ボランティアに取り組む人が増え、地域での見守り、支え合いができている
・在宅生活を支援するサービスが充実し、住み慣れた地域で暮らし続ける人が増えている
・だれもが安心して医療を受けている
・日ごろの見守り活動とともに、災害時要援護者の支援体制も整っている
・地域で活動する自立した障害者が増えている
・だれもが生活の不安なく暮らしている

【②少子高齢化の視点】
自助・共助・公助の考え方や地域包括ケアの推進を図る視点から、目指すべき将来像の記述順を見直します。

ア　施策目標 16
健康と自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる

施策のねらい
(ｱ) 各種検診の受診率の向上
疾病の早期発見・早期治療のために、検診の必要性を広報紙や個別通知などで啓発し、健康診査などの受診率を上げ、だれもが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるようにします。
(ｲ) 地域医療の充実
救急医療事業のあり方を再検討するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保し、いざというときに身近なところで医療サービスが受けられるようにします。
(ｳ) 支え合える環境づくり
地域住民のつながりを再構築し、住み慣れた地域でだれもが充実した生活を送ることができるような社会環境を整備します。
(ｴ) 地域福祉活動の充実
地域での多様な福祉活動の担い手を増やし、その活動を支えるための拠点を整備充実します。
(ｵ) 地域福祉活動のネットワーク化
支援が必要な人に対して、公的な制度による福祉サービスと制度によらない民間主体の福祉サービスが切れ目なく提供できるような体制を構築します。
(ｶ) 地域保健・公衆衛生の向上
市民のだれもが自分の健康に関心を持ち、健康の増進に取り組めるよう、地域保健・公衆衛生の向上を目指し、市民に身近な保健所を設置する準備を進めます。

【③地方分権の視点】
神奈川県からの権限移譲をさらに進め、身近な基礎自治体である本市が保健所を設置することにより、自主・自律的な市政の推進を図るため追加します。

イ　施策目標 17
医療を受けられる保険制度を安定的に運営する

施策のねらい
(ｱ) 国民健康保険事業などの安定した事業運営
国民健康保険と後期高齢者医療制度の安定的で健全な運営を確保し、だれもが安心して医療が受けられるようにします。
(ｲ) 特定健康診査の実施率の向上
特定健康診査の実施率を向上させ、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者と予備群を掘り起こし、効果的な保健指導を行い、糖尿病など生活習慣病の改善につなげることで、健康の保持に努めます。
(ｳ) 国民年金への加入促進
一人一人の年金受給権確保のために、国と協力・連携し、きめ細かな年金相談を推進するとともに、国民年金に係る各種届出などの適切な事務処理を進めることで、

国民年金への適正な加入と保険料納付を促進します。 **ウ　施策目標 18** **高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する** **施策のねらい** (ｱ) 高齢者の健康づくりと生きがいづくりの支援 高齢者が、できるだけ健康で、その人らしく生きがいをもって生活できるよう、体力・健康づくりと生きがいづくりを支援します。 (ｲ) 介護サービスの充実 介護が必要な高齢者に対して、身近な地域で安心して、必要なサービスが利用できるよう、介護保険サービスを充実します。 (ｳ) 認知症高齢者に対する支援の充実 認知症高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域ケア体制を整備します。 (ｴ) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 多様な主体による訪問サービスや通所サービス等の介護予防・生活支援サービス等の提供体制を整備し、要支援認定者等の在宅における日常生活を支える取り組みを推進します。	**【②少子高齢化の視点】** 地域包括ケアシステムの一環として、要支援認定者等の生活を支援するための訪問事業や通所事業などをＮＰＯやボランティアなどの多様な主体により行うことができる事業として実施する等のため追加します。
(ｵ) 多職種が連携した在宅医療の体制の充実 医療、介護などの多職種の連携による支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし、在宅で医療を受けられるようにします。	**【②少子高齢化の視点】** 地域包括ケアシステムの一環として、医療、介護等の多職種の連携による体制を構築し、在宅医療を推進するため追加します。
(ｶ) 地域包括支援センターの機能充実 高齢者とその家族に対して、身近な地域で、保健・福祉・介護に関する相談ができるよう、地域包括支援センターの機能を充実させるとともに、さらなる施設整備を行い、地域支援体制を整備します。 (ｷ) 権利擁護体制の充実 高齢者が、主体的な生活を選択する際に、権利を侵害されたり財産を脅かされたりすることがないよう、地域の多様な関係者・関係機関と連携し、権利擁護の推進体制を強化することで、いざというときも安心して生活できるようにします。	**【②少子高齢化の視点】** 改正老人福祉法に、新たに「市民後見人の養成」が規定されるなど、「権利擁護」の担い手として市民が位置付けられるとともに、市町村域を基盤とした施策への取り組みが要請されていることから、多様な主体による権利擁護の推進体制の強化を行うため見直します。
(ｸ) 災害時要援護者支援制度の充実 一人暮らしの高齢者や障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人が、災害が発生した際に地域の中で支援を受けられるようにするための災害時要援護者支援制度を充実します。 **エ　施策目標 19** **障害者の自立した生活と社会参加を支援する** **施策のねらい** (ｱ) 障害者が暮らしやすい条件や環境の整備 障害者が、自分の住んでいる地域で安心して生活できるよう、暮らしの場の整備をはじめ生活全般にわたる支援など、障害者の暮らしを支えるサービスを充実します。 (ｲ) 主体性や自立性の確立 障害者が、その人らしく生きていくために、能力や特性に応じた活動の場の確保や就労に向けた多様な支援を行い、主体性や自立性を確立できるようにします。 (ｳ) ノーマライゼーションの浸透	

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合い、共に社会を築いていく市民であるという意識を啓発していきます。 (ｴ) 権利擁護体制の充実 障害者が、主体的な生活を選択する際に、権利を侵害されたり財産を脅かされたりすることがないよう、地域の多様な関係者・関係機関と連携し、権利擁護の推進体制を強化することで、いざというときも安心して生活できるようにします。 (ｵ) 災害時要援護者支援制度の充実 一人暮らしの高齢者や障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人が、災害が発生した際に地域の中で支援を受けられるようにするための災害時要援護者支援制度を充実します。 (ｶ) 医療費助成制度の維持 重度障害者医療費助成を安定的に継続運営することで、対象者の健康や福祉の増進と経済的負担の軽減を図ります。 **オ　施策目標 20** **安定した生活を支援する** **施策のねらい** (ｱ) 生活困窮者への自立支援 生活保護の開始には至らないものの、さまざまな理由で生活に困窮している人に対し、自立支援に向けた施策を講じることで、将来的に生活保護の開始に至らないようにします。 (ｲ) 生活保護世帯の自立支援 生活保護を受給している世帯に対し、必要な支援を行いながら自立を促し、できるだけ短期間で自立できるようにします。 **(2) 政策目標６** **質の高い医療サービスを安定的に提供するまち** **目指すべき将来像** ・市立病院が地域の基幹病院として、急性期医療を担っている ・市立病院は、救急医療体制が整っており、急病時に安心して医療を受けることができる ・市立病院は、小児科・産科・麻酔科などの不足しがちな診療科目の医師も充足されている ・地域の基幹病院である市立病院が健全に経営されている **ア　施策目標 21** **効果的・効率的に病院を経営する** **施策のねらい** (ｱ) 経営健全化による安定した病院経営 救急医療、災害時医療、小児医療、周産期医療など地域医療確保のために担う役割を果たしつつ、経営の健全化を図り、安定した病院経営を行います。 (ｲ)効果的・効率的な医療機器の整備 市民の医療ニーズと医療の技術進歩に対応するため、高度医療を支える医療機器を計画的に整備します。 **イ　施策目標 22**	**【その他】** 障害者総合支援法に、新たに「市民後見人の養成」が規定されるなど、「権利擁護」の担い手として市民が位置付けられるとともに、市町村域を基盤とした施策への取り組みが要請されていることから、多様な主体による権利擁護の推進体制の強化を行うため見直します。 **【その他】** 急性期病院へのニーズの高まりに対応し、質の高い医療サービスを安定的に提供するため、医療機器について、計画的に整備していくことを追加します。

高度で良質な医療サービスを提供する

施策のねらい

(ｱ) 質の高い医療の提供

市立病院は、地域の基幹病院として急性期の患者を中心に、質の高い医療を提供します。

(ｲ) 病診連携と機能分担の促進

かかりつけ医を中心とした地域医療の連携や民間病院・診療所・福祉施設・介護事業者などとの機能分担と連携を促進します。

(ｳ) 適確な診療報酬の確保

高度で良質な医療を安定的に提供するため、適正かつ確実な診療報酬の請求を行うとともに、多様な取り組みにより収納事務の効率化を図ります。

【②少子高齢化の視点】
増加する高齢の入院患者に対し、退院後のシームレスな医療の提供を目指すには、福祉・介護関係者等との連携の必要性も高いため見直します。

【その他】
施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。

(3) 政策目標７
だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち

目指すべき将来像

・だれもが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組んでいる

【③地方分権の視点】
市民の健康増進のための身近な拠点として、市が保健所を設置する準備を進めているため追加します。

(3) 政策目標７「だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち」〔地域保健・公衆衛生〕については、平成29年４月に保健所政令市に移行し、市民の皆さまが自らの健康状態を知り、健康づくりへの取り組みを自発的に行う後押しをするため、より身近な地域において、きめ細やかで迅速な保健サービスを一元的かつ総合的に提供できる体制の構築を目指していることから、政策目標として追加し、目指すべき将来像を定めます。

なお、施策目標については、移行に向けた準備を進める中で、既存の施策目標との整理を行う必要があるため、現時点における具体的な目標の位置づけは行いません。

３　基本理念３
安全でやすらぎのある　持続可能な　暮らしづくり

深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待ったなしの状況にあります。低炭素社会への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。

ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。

市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。

多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。

災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。

(1) 政策目標８
環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち

目指すべき将来像	
・低炭素・資源循環・自然共生社会の形成に向け、日常生活や事業活動・行政活動において、環境配慮への意識の向上や自主的・連携した取り組みが実践され、温室効果ガスの排出量が減少している ・空気がおいしく、澄み渡った空が見られるきれいな環境を身近に感じることができる ・市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を理解し合いながら、ごみ・資源の適正分別や排出マナーなどに配慮した行動をとっており、廃棄物の削減が進み資源の有効活用が図られている ・適正で効率的な資源分別・収集が定着し、焼却残さの削減と温室効果ガス排出量の削減が進んでいる	**【その他】** さらなるごみ・資源の適正分別にあたっては、市民による取り組みだけでは限界があり、事業者・行政と連携した活動が必要であるため見直します。
ア　施策目標 23 **環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する** **施策のねらい** (ｱ) 環境に配慮した活動の実践 深刻化している地球温暖化や生物多様性の喪失などの地球環境問題に対処し、持続可能な社会を構築するため、低炭素社会、資源循環型社会、自然共生社会への転換を目指します。また、市民一人一人の日常生活、事業者それぞれの事業活動において、温室効果ガスの排出削減や省エネルギーなどを実践できるような仕組みや、多様な生物が生息できるよう海・川・里山・農地などの自然が保全され、維持管理されるような仕組みにより、市域全体で環境に配慮した活動を促進します。 (ｲ) 環境意識の高揚 これまで取り組んできた環境教育に加え、高齢者の力を活用したプログラムを展開することにより、環境教育の充実を図るとともに、さまざまな機会を活用した環境情報の提供などを通じて、理解を深めながら環境意識の高揚を図ります。 (ｳ) 地域組織や団体への活動支援 既に環境に配慮した活動に自主的に取り組んでいるコミュニティ、事業者、学校などとのネットワークの充実と新たに取り組む意欲のある団体などの活動を支援します。	**【②少子高齢化の視点】** 高齢者の経験と力を活かすことにより、さらに充実した環境教育の実現と環境意識の高揚を図るため見直します。
イ　施策目標 24 **快適で安全な生活環境を守る** **施策のねらい** (ｱ) 市民・事業者などの意識やモラルの向上 だれもが安心して暮らせる快適な環境を保全する活動に、市民・事業者などの参加を促すとともに、公害の監視活動や情報開示を通じて、市民・事業者などの環境に対する意識とモラルを向上させる仕組みを構築し、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を進めます。 (ｲ) 地域の環境保全活動や美化活動の促進と支援 地域、地区レベルで自治会組織や市民一人一人が、地域の環境保全活動や美化活動に自発的に取り組めるよう、仕組みづくりや支援に努めます。 (ｳ) 環境衛生の向上 墓地の経営などの許可、専用水道などの水道施設の監視指導などを通じて、環境衛生の向上を図ります。	**【その他】** 墓地の経営等の許可事務や専用水道等の水道施設の監視指導事務などについて、県から事務移譲を受け、本市の実情に応じたきめ細やかな対応を図り、環境衛生の向上を推進するため追加します。
ウ　施策目標 25 **資源循環型社会の形成を目指す**	

施策のねらい (ｱ) ごみの排出抑制 大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式からの脱却を目指して、啓発活動の充実を図るとともに、レジ袋削減に向けた取り組みなどを通じて、ごみに対する意識の高揚を図り、全市民と協働してごみの排出抑制を進めます。 (ｲ) 資源循環の仕組みの充実 ごみ処理の広域化を推進し、処理施設の共同整備と資源化施設の共同運用を適切に実施し、その有効活用を図るとともに分別品目や収集方法を見直して資源化を促進します。	【その他】 寒川町と共同で整備したリサイクルセンターが平成 24 年から運用を開始しており、寒川町との広域連携による効果的・効率的なリサイクルのさらなる推進を図るため見直します。
(ｳ) 廃棄物の適正処理 循環型社会の形成に向けた収集計画を策定し、家庭から出るごみをはじめ、事業系ごみ、し尿、浄化槽汚泥などの適正処理を行います。	【その他】 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。
エ　施策目標 26 **ごみや資源物を効率的に収集・処理する**	
施策のねらい (ｱ) ごみと資源物の適正排出の指導・周知の徹底と収集の効率化 燃やせるごみ・燃やせないごみ（破砕すれば燃やせるごみも含む）に含まれている資源物を減らすため、ごみと資源物の適正排出の指導・周知を徹底します。また、ごみと資源物の効率的な収集を実施します。	【その他】 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。
(ｲ) ごみの中間処理施設及び最終処分場の適正な維持管理 ごみの中間処理施設及び最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、平時及び有事においても安定的な稼働を図るため、計画的な改修を推進します。あわせて、ごみの排出抑制・資源化を推進するとともに、焼却残さの溶融化・有効活用を促進します。	【①安全・安心の視点】 大規模な地震災害時などに中間処理施設等の安定的な稼働ができるように、被災を最小限にとどめるための災害対策を視野に入れた、計画的な改修を行うため見直します。
(2) 政策目標９ **安全で安心して暮らせるまち**	
目指すべき将来像	
・地域ぐるみの防犯活動が進み、犯罪が抑制されている ・自転車利用のルール、マナーが徹底され、自転車事故が減少し、歩行者が安心して歩ける	【②少子高齢化の視点】 高齢者や子どもが外出して活動しやすい街とするためには、自転車が快適に走れ、歩行者が安心して歩ける環境を整える必要があるため見直します。
・地域の自主防災組織の組織化が進み、地域一体となった避難訓練や防災活動が活発に行われ、日ごろから災害に備えられている	【①安全・安心の視点】 地域における防災活動を活発化させ地域防災力の充実を図るためには、防災リーダーのみならず、地域全体で取り組んでいく必要があるため見直します。
・市民の不安や悩みに対する相談に対応できている	
ア　施策目標 27 **市民生活の安全を確保する**	
施策のねらい (ｱ) 犯罪の未然防止 オレオレ詐欺や還付金詐欺に代表される主に高齢者をターゲットとした振り込め詐欺事件が急増しており、その犯罪の未然防止に取り組みます。 (ｲ) 防犯体制の強化	

地域での防犯に対する意識が高まっていることから、地域の防犯活動の核となる防犯リーダーの育成が必要です。そのための講座の開催や人材育成には、多くの市民の参加を促すための柔軟性をもった取り組みを検討するとともに、地域防犯活動に対する支援を充実します。また、関係機関、関係団体と連携し防犯体制の強化に努めます。 (ｳ) 駅周辺の放置自転車・違法駐車の解消 放置自転車・違法駐車により歩行者空間や通行の確保が阻害されており、駅周辺の放置自転車・違法駐車の解消を図る対策を講ずるとともに、自転車駐車場の整備を推進します。 (ｴ) 交通安全教育と広報啓発活動の推進 関係機関、関係団体との連携強化を図りながら、受講機会が少ない大人に重点を置いた交通安全教室を実施するとともに、自転車の安全利用についての広報啓発活動を充実します。 (ｵ) 交通安全対策の推進 通学路の安全対策や交通指導員の活動支援など、交通安全対策を推進します。 **イ　施策目標 28** **あらゆる災害や危機に効果的に対応する** **施策のねらい** (ｱ) 迅速な避難・救出の体制整備 災害が発生した場合に、災害対策本部を設置し、迅速な避難や救出など市民の生命と安全を確保できる体制を整えます。 (ｲ) 防災意識の普及と自主防災組織への支援 自主防災組織との連携を強化するため、自助、共助、公助、それぞれの役割を認識できるよう意識の普及に努めるとともに、自主防災組織への支援をさらに充実・強化し、総合的な地域防災力の強化を図ります。 (ｳ) 防災基盤の整備 災害時に重要な役割を担う防災行政用無線などの情報発信インフラなどの防災基盤の整備に努めます。災害時の応急対策として備蓄品の備蓄率の向上を目指します。また、ライフラインの耐震性の強化を関係機関と連携しながら進めます。 **ウ　施策目標 29** **市民の悩みや不安を解消する** **施策のねらい** (ｱ) 情報提供の充実と相談の環境整備 近年、高齢者や生活弱者を狙った訪問販売や電話勧誘など、悪質商法による手口は巧妙化しています。情報提供のあり方や相談しやすい環境を整備します。 (ｲ) 消費者意識の啓発 市民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、消費者啓発講座の開催、ホームページなどでの情報提供などにより、消費者意識の啓発を推進し、複雑・多様化する消費生活問題の被害を予防するとともに、未然に被害を防ぐための相談を充実します。 (ｳ) 関係機関との連携強化 相談の充実を図るとともに、関係機関との連携・強化により早期での被害者の救済に対応します。 (ｴ) 相談の充実 市民が抱えるさまざまな悩みを解決し、安心して生活ができるよう、内容に応じた各種相談を充実します。 (ｵ) 要望、苦情等に対する取り組みの推進 市民から寄せられた要望等に対して速やかな対応や回答等を行います。また、市民から寄せられた苦情等を市民サービスの向上につなげる取り組みを行います。	**【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 **【その他】** 広聴については、自治基本条例に基づき、苦情等の対応制度を開始し、市民サービスの向上につなげる取り組みを進めていることから追加します。

(3) 政策目標 10
生命や財産が守られるまち

目指すべき将来像

・安全を守るという目標のもと一丸となり効果的な消防業務を効率的に推進している
・市民に消防活動への理解と高い防火・防災意識があり、地域での助け合いの仕組みが整っている
・火災や事故、急病などの際に、消防車や救急車が迅速に駆けつける
・多様化する災害に効果的に対応できるよう、消防職員が高い能力を持っている
・消防部隊や消防団の連携が強く、高い消防力を持っている

１０「市民の生命と財産がまもられるまち」〔消防〕については、
・大規模災害時に発生が懸念される同時多発的火災や高齢化により救急活動等の増加が見込まれる中で、効果的・効率的に車両や職員を動かすことがより重要となってくること
・応援出動の迅速化、整備費用の低減などを目的として平成２７年度中に寒川町から消防指令業務を受託することから、施策目標として明確化する必要があること
以上の理由から施策目標として「災害情報を統括・管理し、あらゆる活動を支援する」を追加し、従前の施策目標についても整理しました。
【見直し前】
施策目標 30　消防業務を円滑に実施するための体制を整備する〔消防総務〕
施策目標 31　火災発生と火災危険を減らす〔予防〕
施策目標 32　消防力を充実し、災害活動体制を強化する〔警防〕
施策目標 33　救急業務の高度化を図り、質の高い救急サービスを提供する〔救急〕
施策目標 34　防火対策の指導を効果的に実施する〔指導〕
施策目標 35　消防業務を効果的・効率的に実施する〔警備〕
【見直し後】
施策目標 30　消防業務を円滑に実施するための体制を整備する〔消防総務〕
施策目標 31　火災発生と火災危険を減らす〔予防〕
施策目標 32　消防力を充実し、災害活動体制を強化する〔警防・救急〕
施策目標 33　災害情報を統括・管理し、あらゆる活動を支援する〔指令〕
施策目標 34　効果的・効率的な消防活動が実施できる体制を支援する〔指導〕
施策目標 35　消防業務を効果的・効率的に実施する〔警備〕

ア　施策目標 30
消防業務を円滑に実施するための体制を整備する

施策のねらい
(ｱ) 組織の効率化と職場環境の整備
効率的な組織の構築、職場環境の整備を行い、消防組織が持つ力を最大限に発揮します。
(ｲ) 消防業務への理解と協力
消防の業務を市民に広く発信することにより、消防活動の行いやすい環境を作り、安全なまちを支えます。
(ｳ) 消防職員の能力向上
複雑・多様化する消防業務に対応するため、専門的知識や技術の習得を図り、消防職員の総合的な能力の向上を図ります。

イ　施策目標 31
火災発生と火災危険を減らす

施策のねらい
(ｱ) 防火意識の普及・啓発
火災予防の調査研究を行い、防火意識の普及・啓発を進め、火災のないまちを目指します。
(ｲ) 消防用設備などの整備促進
建築物の消防用設備などの整備を適切に指導することで、火災を予防し、火災が発生したときの危険を減らします。
(ｳ) 立入検査の効果的・効率的な実施
事業所などへの立入検査を行う体制を整備し、あわせて効果的・効率的な立入検

【①安全・安心の視点】
防火対象物における消防設備の設

査を実施することで、火災危険のないまちを目指します。	置から維持管理を継続的に審査指導することで、効果的・効率的に防火、防災対策を推進するために施策目標 34 から施策のねらいを移動します。
(ｴ) 火災予防対策の推進 火気使用器具などの防火安全対策について適切に指導し、出火防止を図ります。	**【①安全・安心の視点】** 防災、減災を図るためには火気使用器具等の適正使用を促す必要があることから追加します。
(ｵ) 危険物施設などの安全性向上 危険物施設などの保安基準を適切に指導することにより、安全性を向上し、事故防止を目指します。	**【①安全・安心の視点】** 防災、減災を図るためには危険物施設等の適正管理を促す必要があることから追加します。
ウ　施策目標 32 **消防力を充実し、災害活動体制を強化する**	
施策のねらい (ｱ) 消防活動環境の調査・整備 消防・救急・救助活動に関する調査・整備を通して、消防力の充実強化を図り、消防署部隊・消防団部隊の消防活動能力を高めます。	**【①安全・安心の視点】** 消防活動と救命救助活動に関する施策を一体的に進めることであらゆる災害に対応できる体制を整備し、消防活動の一層の強化を図るため施策目標 33 の施策のねらいを統合します。
(ｲ) 消防団との連携強化 消防団との連携を深め、効果的・効率的に災害に対処する能力を高めます。	
(ｳ) 救急車利用の適正化 広報紙や市ホームページを活用するなどして、救急車の適正な利用方法を周知し、不適正な利用を抑制します。	**【①安全・安心の視点】** 消防活動と救命救助活動に関する施策を一体的に進めることであらゆる災害に対応できる体制を整備し、消防活動の一層の強化を図るため施策目標 33 から施策のねらいを移動します。
(ｴ) 大規模災害時の地域防災力の強化 大規模災害における延焼火災対策として、市民に初期消防活動の訓練を指導し、地域防災力の強化を目指します。	**【①安全・安心の視点】** 大規模な地震災害の際に懸念される同時多発的な火災に対応するためには、地域防災力の充実が必要なため追加します。
エ　施策目標 33 **災害情報を統括・管理し、あらゆる活動を支援する**	**【①安全・安心の視点】** **【②少子高齢化の視点】** 大規模災害時に発生が懸念される同時多発的火災や高齢化により救急活動等の増加が見込まれる中で、効率的に車両や職員を動かすことがより重要となってくることから追加します。
施策のねらい (ｱ) 的確・迅速な出動指令 消防緊急指令システムをはじめとする通信指令施設にある機器を常に良好な状態で活用できるよう維持管理し、消防部隊への出動指令を的確・迅速に行いあらゆる災害に対応します。	**【①安全・安心の視点】** **【②少子高齢化の視点】** 大規模災害時に発生が懸念される同時多発的火災や高齢化により救急活動等の増加が見込まれる中で、効率的に車両や職員を動かすことがより重要となってくることから追加します。
(ｲ) 救命の連鎖の構築 救急要請者に対し要請の内容から、重症度・緊急度を的確に判断し、救急車現場到着前の応急処置などの口頭指導を行い、重度傷病者の救命効果の向上を図ります。	**【その他】** 救命の効果を上げるための現場に居合わせた市民の応急的な活動の

	重要性が増していることから追加します。
オ　施策目標 34 **効果的・効率的な消防活動が実施できる体制を支援する**	**【①安全・安心の視点】** 防火・防災教育や救命講習といった事務事業を一体的に行うことで、自助・共助の担い手となる市民に指導し、地域防災力の強化を図るため見直します。
施策のねらい (ｱ) 防火防災教育の推進 将来的に地域の防災力を担う小・中学生などに防火防災教育を実施し、消防業務についての知識の普及を目指します。	**【①安全・安心の視点】** 防火・防災教育が地域防災力の強化に欠かせない要素であるため追加します。
(ｲ) 救命講習会などの受講環境の整備 市民に対する救命講習会などの受講環境を整備し、救命に必要な技術や知識を習得した市民を増やすことで、市民が市民を救うまちを目指します。	**【①安全・安心の視点】** 防火・防災教育や救命講習といった事務事業を一体的に行うことで、効果的に地域防災力の強化を図るため、施策目標 33 から移動します。
(ｳ) 消防活動の支援など 消防活動用品を使用頻度などを考慮した中で整備し、消防活動を支援します。また、り災者の必要に応じて、り災証明書や救急搬送証明書を発行します。	**【①安全・安心の視点】** 安全の確保のため用品の整備や災害発生後の取り組みを明確化するため追加します。
カ　施策目標 35 **消防業務を効果的・効率的に実施する** **施策のねらい** (ｱ) あらゆる災害への対応 災害に効果的に対応できる能力を高め、あらゆる災害に対応します。 (ｲ) 効率的な消防の展開 消防のあらゆる業務を主体的・補完的に担い、効率的な消防を支えます。	
４　基本理念４ **人々が行きかい　自然と共生する便利で快適な　まちづくり** 茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平たんな地形にコンパクトな市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。 現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。 市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。 公共下水道の汚水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。 茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人が訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。 自然環境など地域の特性に配慮し、生活や防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。	

(1) 政策目標 11
魅力にあふれ住み続けたいまち

目指すべき将来像

・都市計画制度が適正に運用され、市街地と自然の良好なバランスが保たれている
・地域特性を生かしたきめ細かなルールで、秩序ある土地利用や良好な住環境が維持・創出されている
・中心市街地や都市拠点の利便性が高まり、徒歩や公共交通、自転車を利用する割合が高まっている
・都市の防災性能が向上している
・地域特性を生かした魅力ある景観を、市民・事業者・行政が一体となって、維持・創出している
・豊かな自然環境が保全され、身近にみどりが感じられる

ア　施策目標 36
地域特性を生かした都市空間をつくる

施策のねらい

(ｱ) 地域特性に配慮した土地利用の推進
　魅力と活力ある都市空間の形成に向け、地域特性に応じた適切な規制・誘導で、良好な住宅地などの形成や自然環境に配慮した土地利用を進めます。
(ｲ) 地域特性を生かしたルールの整備
　安心して住み続けることができる住環境の形成に向け、地域住民と協働して、地域の特性を生かした地区計画など、ルールの制定や拡充を進めます。

イ　施策目標 37
住みやすく住み続けたいまちをつくる

施策のねらい

(ｱ) 集約型都市構造の実現に向けた交通体系の構築
　集約型都市構造の実現に向け、利便性が高く、人と環境にやさしい交通体系を構築します。また、公共交通を優先した新たな交通システムを導入します。
(ｲ) 鉄道輸送力の増強
　ＪＲ東海道本線、ＪＲ相模線の輸送力増強について事業者へ働きかけます。
(ｳ) 防災体制の構築
　都市防災推進事業の推進を図り、災害時の被害を軽減し、被災後の迅速な復旧のため、自助・共助・公助による取り組み体制の構築を目指します。
(ｴ) 住環境整備の推進
　住環境整備を進めるため、必要な支援や法制度の導入を進めます。

【②少子高齢化の視点】
これからの超高齢社会や人口減少社会を見据え、今後１０年間の住まい・住まい方の基本的な方向性と施策を定めた「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」（平成２６年３月策定）に基づき、今後取り組みを推進していくため見直します。

ウ　施策目標 38
美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する

施策のねらい

(ｱ) 地域特性を生かした景観の形成
　歴史の積み重ねの中で形づくられてきた「地域らしさ（地域特性）」を感じさせる魅力的な景観を、市民・事業者・行政が一体となって守り、育て、創造していくことで、快適な都市環境を実現します。
(ｲ) みどりの保全・再生・創出
　生物多様性のある自然を守り、次世代へ豊かなみどりを継承し、快適な都市と健康で心豊かな生活を支えるみどりを創造します。

都市緑地法などの法制度の活用や茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しなどにより、みどりの保全・再生・創出に努めます。
市民・事業者・行政の主体的な取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりを推進します。
計画の実効性を高めていくために、緑のまちづくり基金の充実を図ります。

エ　施策目標 39
安全で秩序ある住環境を形成する

施策のねらい
(ｱ) 建築確認・許認可制度の適正な運用
建築確認・許認可制度を適正に運用することで、安全、防火、衛生面などが良好なまちづくりを進めます。
(ｲ) バリアフリー化や福祉のまちづくりの推進
「バリアフリー新法」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」などに基づき、建築物などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図り、だれもが暮らしやすいまちをつくります。
(ｳ) 住宅・建築物の耐震化
地震に強いまちづくりを目指し、住宅、建築物の耐震補強や建て替えを促進し、耐震化率の向上を図ります。

オ　施策目標 40
開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

施策のねらい
(ｱ) 無秩序な市街化の抑制
無秩序な市街化を防ぎ、良好な都市環境の形成に資する土地利用を促進するため、宅地開発などにあたって、一定の基準に沿った指導を行います。
(ｲ) 開発・建築の許可制度などの適正な運用
都市計画法に基づく開発許可や建築許可、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」など、各制度の適正な運用を図ります。

(2) 政策目標 12
だれもが快適に過ごせるまち

目指すべき将来像
・道路情報管理システムが構築され、道水路敷が効率的に管理・利用されている
・道路・橋りょうの整備により、渋滞の緩和効果があらわれている
・生活道路の整備などにより、狭あい道路の多いエリアが縮小している
・公園・緑地が市民の憩いや交流の場として、親しみを持って利用されている
・公共建築物の耐震化が進み、安心して利用し、住み続けることができる

ア　施策目標 41
道水路敷の効率的な管理・利用を進める

施策のねらい
(ｱ) 法令に基づく市道の管理
法令に基づき、市道を管理するため、市道の認定と廃止、区域の決定や供用の開始などを行います。
(ｲ) 道水路敷の有効利用
行政財産である道水路敷の有効利用を図るため、積極的に用途廃止、交換、払い下げ業務を行います。あわせて、道路敷の寄附採納と道水路敷の付け替えを行います。
(ｳ) 道水路敷の境界確定や電子データ化による管理
道水路敷を管理するため、境界確定業務を推進するとともに、境界確定図交付事務の簡素化と迅速化を図るため、電子データ化による道路情報管理システムの運用を推進します。

イ　施策目標 42 **交通を円滑に処理する道路網を整備する** 施策のねらい (ｱ) 幹線道路・環状道路の整備 都市機能を支える都市計画道路を主とした幹線道路、茅ヶ崎駅を中心とする環状道路を整備し、生活道路や駅周辺に流入する通過交通車両を抑制し、地域間の移動の利便性の向上と歩行空間・自転車走行空間の確保に努め、交通の円滑化により安全な道づくりを進めます。また、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保、景観や環境に配慮し、バリアフリー化された道路づくりを進めます。	**【①安全・安心の視点】** **【②少子高齢化の視点】** 交通の円滑化による安全な道づくりの取り組みを明確にするとともに、高齢者等が外出しやすい空間を創出するためには道路のバリアフリー化も必要となるため見直します。
ウ　施策目標 43 **身近な生活道路を安全で快適にする** 施策のねらい (ｱ) 生活道路の整備 安全で快適な生活環境を確保するため、狭あい道路などの整備や舗装修繕、橋りょうなどの長寿命化を計画的に行い、生活道路の整備・維持管理を推進します。 (ｲ) 道路排水施設などの整備 集中豪雨対策として、道路冠水発生箇所については、状況に応じた道路排水施設の整備を行います。また、迅速な交通誘導と通行の制限により、道路の安全な通行の確保を推進します。 (ｳ) だれもが利用しやすい道路空間の確保 道路の無電柱化やバリアフリー化を推進することにより、だれもが利用しやすい道路空間を確保し、交通事故の減少を図ります。	**【①安全・安心の視点】** 狭あい道路だけではなく、橋りょう等も含めて、事後保全型の維持管理から計画的な予防保全型の維持管理をすることによる長寿命化を図るため見直します。
エ　施策目標 44 **公園・緑地を整備する** 施策のねらい (ｱ) レクリエーション拠点の整備 海岸や里山などの豊かな自然・景観を生かしたレクリエーション拠点となる公園・緑地を整備します。 (ｲ) 既存の公園・緑地の再生整備 身近な公園・緑地の整備やみどりの保全、適切な維持管理に加えて、既存の公園を対象として、地域住民のニーズや災害時の避難場所としての役割に対応した再生整備を推進します。 (ｳ) 協働による既存公園・緑地の管理運営 既存の公園・緑地に関しては、地域住民が愛着を持ち、親しみのあるみどりを増やしていくために協働による管理運営を目指します。	**【①安全・安心の視点】** 公園・緑地の維持管理を適切に行うとともに、発災時に公園に期待されている避難所としての機能を考慮した再整備などについても、みどりの保全に考慮しつつ推進するため見直します。
オ　施策目標 45 **安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる** 施策のねらい (ｱ) 公共建築物の整備 安全で環境に配慮した快適なだれにもやさしい施設づくりを進めます。 (ｲ) 既存住宅ストックの有効活用 市営住宅は、半数以上が築後 30 年以上を経過しており、老朽化が顕著になっていることから、的確な整備・保全を行い、既存住宅ストックの有効活用を図ります。 (ｳ) 住宅セーフティネットの機能向上	

多様化する住宅困窮者を支援するため、市営住宅における暮らしやすい環境などの整備を進めます。

(3) 政策目標 13
快適な水環境が守られるまち

目指すべき将来像

・下水道経営方針に基づき、経営の健全化、安定化が図られている
・水洗化により多くの世帯が快適な生活を営んでいる
・下水道の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質が良好に保たれている
・雨水対策が充実し、浸水被害が減少している
・川辺の自然と人がふれあえる水辺空間が整備され、多くの市民に親しまれている
・下水道の長寿命化が進められている

ア　施策目標 46
下水道経営を健全に安定して行う

施策のねらい

(ｱ) 下水道経営の健全化・安定化
平成 24（2012）年４月からの地方公営企業法適用に伴い、下水道経営の方針を樹立し、経営の健全化、安定化を図ります。

(ｲ) 水洗化普及率の向上
公共下水道供用開始告示区域内の水洗化普及率 100%を達成するための指導・啓発に努めます。

イ　施策目標 47
公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する

施策のねらい

(ｱ) 計画的な公共下水道施設の整備
公共下水道は、生活環境の改善をするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全し、健全な水環境を守るという役割を担う重要な都市基盤であることを認識し、快適環境都市づくりに向けて計画的に公共下水道施設の整備を推進します。

(ｲ) 雨水対策
雨水対策は、下水道事業の重要な役割の一つであり、その対策にあたっては緊急度を考慮し、雨水排除能力の確保に加えて、面的な対策である貯留・浸透などの流出抑制対策も含めた方策を検討し、浸水の少ない安全なまちづくりを目指します。

(ｳ) 河川整備
河川整備は、治水を基本としながら、条件の整った区域では、親しみやすい水辺空間を創造することで、川辺の自然とふれあいを通じた心豊かな暮らしの実現に向けた整備を、計画的に推進します。

ウ　施策目標 48
下水道・河川施設の信頼性を確保する

施策のねらい

(ｱ) 管路の耐震化と計画的・効率的な改築
下水道施設の長寿命化と、緊急輸送路に埋設されている管路や避難所からの排水を受ける管路の耐震化に着手するとともに、下水道維持管理計画を策定し計画的・効率的な改築事業に着手します。

【①安全・安心の視点】
安全･安心のさらなる向上に向け、事後保全型の維持管理から計画的な予防保全型の維持管理をすることによる長寿命化を推進するため見直します。

(ｲ) 河川・水路の改修と計画的な維持・管理
河川・水路の改修や計画的な維持・管理を行い、市内の浸水箇所を無くし安全で快適な生活を確保します。

(4) 政策目標 14 地域の魅力と活力のある産業のまち	
目指すべき将来像	
・茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化し、地域経済が好循環している	**【その他】** 新たな交通網等の整備による街の活性化とともに地域経済の好循環に関する視点の重要度が増しているため、見直します。
・商業や農業・水産業の後継者と新規起業者、新規就農者が増加している	**【②少子高齢化の視点】** 高齢化が進展する中で、後継者に加えて新規就業者を増やす必要があるため見直します。
・既存企業の操業環境が充実され、新たな企業立地や雇用が創出されている ・観光のネットワークが形成されている ・市民生活の利便性の高い都市拠点が整備され、活力あるまちとなっている	
ア　施策目標 49 **多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する**	
施策のねらい (ｱ) 企業の安定的な経営支援 市内企業が、安定した経営を行えるように関係機関と連携を図り、金融支援や経営指導などを行い、企業の安定した経営基盤の整備について支援します。 (ｲ) 企業の立地支援 新たな交通網を生かした企業の立地などの産業振興を図り、雇用の創出を支援します。	**【その他】** 新たな交通網の整備の進捗状況を踏まえ、時点修正するとともに、この機会を企業立地だけでなく、産業全体に対するものとするため見直します。
(ｳ) 茅ヶ崎ブランド製品の販売促進支援 地域の特産品や産業の連携で、茅ヶ崎ブランド製品の創出を進めるとともに、関係団体と連携し、効果的な情報発信と流通経路の確立を支援します。 (ｴ) 魅力ある商店街と個店の育成支援 地域の魅力を生かした商店街の育成を支援するとともに、個性ある個店の魅力づくりを、関係機関と連携して支援します。 (ｵ) 観光資源の開発の促進 海や里山の自然に恵まれた地域の特性を生かした観光資源の開発や、既存の資源の有効活用を促進し、観光イベントを充実します。 (ｶ) 回遊性の確保 茅ヶ崎海岸や里山公園などの観光資源や、地域に根付いた地域資源が多数存在します。多くの居住者や来訪者が利便的な移動が可能となるように、交通機関の活用も含めた回遊性を確保します。	
イ　施策目標 50 **農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める**	
施策のねらい (ｱ) 異業種交流の場の提供 農業、水産業、商業による異業種交流の場の提供を継続的に行い、地産地消と新たなビジネスチャンスの創出を行います。 (ｲ) 経営の安定化支援 農業・水産業の担い手の確保育成や経営能力の向上を図り、魅力ある産業として就労意欲が高まるような仕組みづくりを進め、経営の安定化を支援します。 (ｳ) 地産地消の推進 農業・水産業は環境や食の安全に対する消費者の関心の高まりと地場産業振興の観点から地産地消を進めるとともに、消費地の中に生産地がある特徴を生かし地産	

地消の拠点づくりを進めます。 (ｴ) 海岸侵食対策の推進 　県と連携し漁港西側に堆積する砂を中海岸へ搬送するとともに、国・県などの関係機関へ海岸侵食対策事業に対する要望活動を行い、侵食対策を推進します。 (ｵ) 海岸の保全・活用の推進 　多様化する海洋レジャーに伴う海浜地の利用に対して、湘南海岸の特性が生かせるようなイベントなどの開催に対し支援などを行うとともに、海岸の保全・活用を推進します。 (ｶ) 農地の保全・活用の推進 　生産基盤整備や意欲の高い担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の確保と有効利用を図り、農地の保全・活用を推進します。 **ウ　施策目標 51** **　充実感をもって働けるための就労を支援する** 施策のねらい (ｱ) 充実した労働支援の実現 　関係機関と定期的な意見交換を通じ情報を共有することで連携を強化し、充実した就労支援体制を整えます。 (ｲ) ワーク・ライフ・バランスの促進 　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、市内事業所との協力体制を構築します。 **エ　施策目標 52** **　地域特性に配慮した都市拠点を整備する** 施策のねらい (ｱ) 住宅、商業、工業などが調和した土地利用の誘導（辻堂駅西口周辺） 　辻堂駅西口周辺の基盤整備推進のための課題の抽出や検討を行い、住宅、商業や工業などが調和したまちづくりを進めます。 (ｲ) 交通基盤の整備・都市機能の導入（香川駅周辺） 　香川駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入を段階的に進めます。 (ｳ) 公共施設・商業施設の段階的整備（浜見平地区周辺） 　浜見平地区は、周辺地区も含め、少子・高齢化を考慮し、団地の建て替えに合わせ生活の利便性や防災性の向上を目指すとともに、地域に必要な公共施設や商業施設の整備を段階的に進めます。 (ｴ) 基盤整備の推進（萩園地区） 　萩園地区は、産業系土地利用への誘導を図るための基盤整備の推進を図ります。 (ｵ) 都市整備の推進 　市街地の基盤整備や市街地再開発を推進し、防災性の高いまちづくりを進めます。 **(5) 政策目標 15** **　農地の適正で有効な利用を図る** 施策のねらい (ｱ) 適正な農地利用の管理 　後継者不足に伴い農地の減少がみられる中、農地の使用貸借など利用関係の調整、交換分合による効率的な利用の促進を図ります。また、農地法に基づき転用規制の厳格化などにより農地の確保を図ります。	**【その他】** 国有地払下げ事業が平成 25 年度に完了し、未利用地の活用方針も確定し、今後利便性向上のための整備と併せて、保全事業の推進が必要となるため見直します。 **【その他】** 辻堂駅西口重点整備地区整備計画の基幹事業である西口駅関連施設の整備は完了したが、今後は社会情勢、経済状況の変化を踏まえ、地域の特性に応じたまちづくりを検討していくため見直します。 **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。

５　基本理念５
一人一人の思いが調和し　未来をひらく　行政経営

業務効率化による経常経費の抑制、事務事業評価による効率的な予算配分などを通じて、将来への投資が可能な財政基盤を維持するとともに、適正な予算・人員編成に基づいて、課題解決に向け効果的な政策を迅速かつ着実に立案・実行し、具体的な成果を上げます。

分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる創造性豊かな人材を育成します。

政策や事務事業の成果は、暮らしの質や市民満足度の向上など、金銭的な価値では測れない効果も含めて的確に評価を行い、さらなる効果を得られるよう改善を進める仕組みを構築し、評価結果を生かした進行管理による行政経営を行います。

市民や事業者とのコミュニケーションや協働の取り組みを活発に進められる体制を構築し、市民サービスの新たな担い手となる多様な主体を育成するとともに、市民の主体的な活動に委ねるべきこと、民間企業の資金やノウハウを生かすべきことを見極め、新しい形の「公共」の形成を進めます。

(1) 政策目標 16
社会の変化に対応できる行政経営

目指すべき将来像

・市民ニーズや時代の変化に迅速に対応した市民サービスが提供されている
・各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供されている
・目標が明確に示され、成果指標によるＰＤＣＡサイクルに基づく改善が行われている
・経営的視点に立った改善により、無駄のない組織・人員による執行体制がとられている
・組織の使命や責任が明確になっている
・国・県・他の自治体との連携が強化され、市民サービスの充実が進んでいる
・時間、場所などに制約されない利便性の高い市民サービスが行われている

ア　施策目標 53
市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする

施策のねらい

(ｱ) 市長・副市長の執務環境の整備

市政運営の中心である市長と市長を補佐する副市長が、市政運営に必要な情報を的確につかみ、タイムリーかつ正確に市民や職員に発信する環境を整備し、市長・副市長の執務環境を整えます。

(ｲ) 市民との情報共有

誰もが見やすく、わかりやすい広報紙、統一感のあるホームページなど広報媒体を工夫し、さまざまな広報媒体の活用により、市民に情報を提供し、情報共有を図ります。

【②少子高齢化の視点】
高齢者をはじめ誰もが見やすく、わかりやすい情報の発信のさらなる強化を図るため見直します。

イ　施策目標 54
先を見据えた政策を実現する

施策のねらい

(ｱ) 戦略的な計画立案と成果を上げる事業展開

市全体の経営方針や重点施策、行財政改革などの具体的な方向性を示すとともに、厳しい財政状況を認識したうえで、各組織が使命、ビジョンを明確にし、目標の設定や政策・事務事業の優先順位付けを行い、目的指向、成果指向の市政運営を推進します。

(ｲ) 総合計画の確実な進行管理

政策や施策の推進にあたっては行政評価を活用し、組織としての使命の明確化、

【その他】
外部評価は、今後も継続的に実施

外部環境や内部環境などの現状の分析、目的や方針の設定、定量的な目標の設定などを行うことで、組織としての戦略形成や的確な改善を行うとともに、評価の客観性、公平性、透明性を高めるため、行政外部の主体による外部評価を実施します。 (ｳ) 変化に対応した行政経営 地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくため、地方へのさらなる権限移譲に対応し、さらに複雑・多様化する市民ニーズに対応できるよう組織の機動性を高めるとともに、市民や事業者との連携を図ります。 (ｴ) 行政改革の実施 効率的・効果的な行政運営を推進するため、行政自らが行うべき事柄を明確にした中で、民間委託の推進、公の施設のあり方の見直し、効率的な組織の構築、事務事業の見直しなどを積極的に推進し、行政改革に取り組みます。 (ｵ) 豊かな長寿社会に向けた取り組みの推進 長寿であることを誰もが享受できる豊かな長寿社会を支える仕組みを構築し、その戦略的な展開を図ります。 (ｶ) マイナンバー制度の活用に向けた取り組みの推進 マイナンバー法の趣旨に基づき、マイナンバーを活用した住民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた取り組みを推進します。 **ウ　施策目標 55** **国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる** **施策のねらい** (ｱ) 他の自治体との連携による課題解決と市民サービス向上 防災や交通網の整備、環境問題など、単一自治体だけでは解決が難しい課題に対応するため、他の自治体との連携を強化し、一体となった取り組みにより解決を図り、市民サービスの向上に努めます。 (ｲ) 国や県との連携による事業の円滑な推進 国や県と連携を図ることにより、事業の円滑な推進を目指します。また、国や県の事業に伴う地域住民との調整を行います。 (ｳ)権限移譲の促進 自立的・主体的に個性豊かな地域づくりを展開し、事務の簡素化やスピードアップによる市民サービスの向上を図るため、都市制度の見直しを視野に入れ、地域に根ざした市民サービスの向上を目指し、権限移譲の受け入れを進めます。 **エ　施策目標 56** **情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる** **施策のねらい** (ｱ) 情報の一元的かつ総合的な提供 行政情報の安全性を確保しながら、各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供することにより、質の高い市民サービスを実現します。 (ｲ) 時間、場所などに制約されない市民サービスの提供 インターネットなどを活用し、時間や場所に制約されない利便性の高い市民サー	していくため、文末を見直します。 **【③地方分権の視点】** 第１次～第３次一括法による地方分権のさらなる推進に対応するため見直します。 **【その他】** 社会経済情勢や市民ニーズの変化による公共施設の役割の変化に対応するため、公の施設のあり方に関する記述を追加します。また、職員定数及び給与の適正化については現在の所管部局との連携のもと行政改革に取り組むため見直します。 **【②少子高齢化の視点】** 団塊世代が後期高齢者となる平成37 年を見据え、今後 11 年間で特に取り組む必要のある事業の推進と、それらの戦略性を持った効果的・効率的な展開を図るため追加します。 **【その他】** 平成28年１月から開始となるマイナンバー制度に基づき、情報通信技術を活用した制度の推進が必要なため追加します。 **【③地方分権の視点】** 第１次～第３次一括法により、権限移譲や条例制定権の拡大が進み、さらに地方分権の推進が図られています。また、地方自治法の一部改正により特例市制度が廃止されたことから、権限移譲に加え、中核市制度の調査研究を実施していくことから見直します。

ビスや市政への市民参加の機会の拡大を進めます。
(ｳ) 情報通信技術の活用
　情報セキュリティ対策を実施したうえで、情報通信技術の活用により市民サービスの向上を図ります。
(ｴ) 情報による地域力の向上
　市民、企業、大学などとの協働や優れた情報発信と防災対策、産業振興などにより、行政を含めた地域力の向上を図ります。

オ　施策目標 57
公共施設の再編整備と適切な維持管理を進める

施策のねらい
(ｱ) 戦略的かつ経営的視点に立った公共施設の再編整備
　老朽化し、耐震性などに課題のある公共施設については、戦略的かつ経営的視点に立って、再整備を行います。
(ｲ) 資産の有効活用
　公共施設の再編整備にあたっては、廃止した施設の跡地と小規模な市有地の売却や貸し付けを行うとともに、再編整備で生まれた余剰スペースの有効活用を図ります。
(ｳ) 公共施設の適切な維持管理と長寿命化
　公共施設の維持管理にあたっては、活用状況やライフサイクルコストを明らかにし、最適な対策を行うとともに、中長期の保全計画により計画的な維持管理を行い、財政負担の平準化を図りながら施設の長寿命化を行います。

(2) 政策目標 17
それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営

目指すべき将来像

・市民参加が進み、市民がまちづくりの主役となっている
・市民によって多くの公共的な役割が主体的に担われている
・職員一人一人の能力が生かされ、組織としても個人としても大いに発揮されている
・行政文書や各種資料が適正に管理され、市政に関する情報がわかりやすく提供されている
・新たな課題に的確に対応する施策展開を支える例規が整備されている

ア　施策目標 58
市民と行政が協力して自治の進展を図る

施策のねらい
(ｱ) 多様な形態による市民サービスの提供と人材育成の支援
　行政から提供されるだけでなく、市民や市民活動団体、ＮＰＯなどの多様な主体から、協働をはじめとしたさまざまな形態により提供される市民サービスによって、まちづくりが進められる仕組みを構築します。また、市民活動とその活動の担い手となる人材の育成を支援します。

(ｲ) 市民主体の活動の環境づくりと活動支援
　自立した市民が主体的に活動できる拠点の整備や環境づくりを進めるとともに、新たなコミュニティの活動を支援し、地域のきずなをつくり、地域での活動の担い手の発掘、自主的な課題解決のための取り組みを促進します。

【②少子高齢化の視点】
多様な形態による市民サービスの担い手である市民活動団体等の人材の高齢化に対応するため、その活動を支援するとともに、人材育成を図り市民活動の活性化を図ることを明確化するため見直します。
【その他】
少子高齢化が進展する中で、地域での顔の見える関係づくりや連携体制の構築がより重要になっていることから、それらを醸成するための拠点となる地域集会施設の整備を進めます。また、地域のきずなづくりや、自主的な課題解決のための取り組みを促す必要がある

	ことから、コミュニティ活動の支援を明確化するとともに、コミュニティ活動を支援することが地域の活動の担い手の発掘につながること、また地域の人材育成は地域が主体的に担うべきことから、見直します。
(ｳ) 市政への市民参加の推進 市民参加をしやすい環境の整備に努めるとともに、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民参加を促進します。	**【その他】** 市政への市民参加の推進を図るため追加します。
イ　施策目標 59 **職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる**	
施策のねらい (ｱ) 適材適所の職員配置 積極的に職員採用活動を行い、多様で有用な人材を確保するとともに、職員の意向調査などを踏まえ、専門性や実績に配慮した適材適所の職員配置を行い、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応した行政経営を行います。 (ｲ) 適正な実績評価 人事評価システムを透明性、公平性、公正性、納得性を軸に実施し、個々の職員の実績を適正に評価することにより、職員の意欲、知識・技術の向上を図り、職員一人一人の能力を高めるとともに、各職員が持つ能力が最大に発揮される仕組みとして総合的な人事給与制度を確立します。 (ｳ) 人材育成 さまざまな行政課題に対応するため企画力・政策形成能力の向上を図る諸研修を実施するとともに、職員の能力・意識・技術の向上を図る諸研修を充実することで、分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材を育成します。	
(ｴ)人事給与制度の適正な管理・運用 人事給与制度については、社会情勢に配慮した市民の理解を得られる適正なものとなるよう調査、研究したうえで、必要に応じて改正し、適正な運用を行います。	**【その他】** 市政運営にあたっては、職員がやる気を持ち成果を引き出す素地となる人事給与制度の適正な運用を進めていくため追加します。
(ｵ)職員の健康の保持・増進 業務効率の向上と職員の健康増進のため福利厚生事業を実施するとともに、心の健康にも配意した健康管理体制の充実及び職場環境の整備を進めます。	**【その他】** 職員の健康管理については、職員がやる気を持って仕事に取り組む上での必須事項であることから、取り組みを明確化するため追加します。
ウ　施策目標 60 **市が保有する情報を総括的に管理するとともに、自治に関する基本的な制度の整備を推進する**	**【その他】** 自治の本旨にのっとった自治を着実に推進するため追加します。
施策のねらい (ｱ) 情報の適正管理と公開 行政文書をはじめ市が保有する情報を適正に管理し、市民に対し市政に関する情報をわかりやすく提供します。 (ｲ) 円滑な議会運営事務の展開 議会の招集・議案書等の調製など、円滑な議会運営のための行政側の事務を行います。 (ｳ) 統計調査の実施と提供 各種統計調査を実施し、統計情報を提供します。	
(ｴ) 自治基本条例のさらなる推進 地方自治の本旨にのっとり、茅ヶ崎市における自治を着実に推進するため、茅ヶ崎市自治基本条例の趣旨に基づいた取り組みを進めるとともに、自治を推進するためのさまざまな制度の検討・整備を進めます。	**【その他】** 茅ヶ崎市自治基本条例の理念にのっとり、市政運営の基本的取り組みの構築をさらに推進するため追加します。

エ　施策目標 61 **戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う** 施策のねらい (ｱ) 戸籍簿と住民基本台帳の適正な整備と事務処理の迅速性・正確性のさらなる向上 行政事務の基本情報である戸籍簿と住民基本台帳の整備を適正に行うとともに、事務処理の迅速性と正確性を向上させます。 **オ　施策目標 62** **自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する** 施策のねらい (ｱ) 市民に有益な政策や施策を支える例規の整備 現行法制度を遵守する中で、市民に有益な政策や施策を展開するために、それを支える例規の整備を行います。 (ｲ) 行政文書の適正な管理 行政文書の作成・整理・保存・廃棄などの事務について、適正かつ円滑な処理を進めます。 **カ　施策目標 63** **北部の行政拠点を充実する** 施策のねらい (ｱ) 北部の行政拠点としての小出支所の充実 高齢社会に対応するため、身近なところで市民サービスを受けられる環境づくりの推進として、小出支所が北部の行政拠点となって取扱業務項目の拡大など取扱事務を充実します。 (ｲ) 小出支所を活用した多様な施策展開 地域の団体活動への協力と支援を行い、防災活動・地域福祉活動など小出支所を地域の活動拠点とした多様な施策を展開します。 (ｳ) 斎場の適正な管理運営 火葬及び葬儀が円滑に行えるよう斎場の業務を適正に管理運営します。 **(3) 政策目標 18** **ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営** **目指すべき将来像** ・中長期的な視野に立った、計画的な財政運営が行われている ・財政状況が市民にわかりやすく公表され、市の財政運営が市民に理解されている ・市民が納付しやすい体制が整い、高い徴収率が確保されている ・市民から信頼される、市民税の課税が行われている ・市民から信頼される、固定資産税の課税が行われている ・財産管理や契約行為が透明性・公正性・公平性を確保している **ア　施策目標 64** **政策の実現を支える健全な財政運営を維持する** 施策のねらい (ｱ) 安定した財源確保 10 年間の財政推計のもと、安定した財源を確保し、計画的な財政運営を行います。 (ｲ) 事業評価に基づく効率的な予算配分 事業評価の手法を用いて、常に事業を見直し無駄のない効率的な予算配分を行います。 (ｳ) 財務情報の透明化 積極的に財務情報を公開し、透明化を図るとともに、市民にわかりやすく説明し	**【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。

ます。

イ　施策目標 65
徴収率を向上させる

施策のねらい
(ｱ) 納付しやすい環境づくり
　市民ニーズに対応するため、多様な機関（コンビニエンスストア、銀行など）との連携のほかにインターネットなどの活用でサービス提供を図り、納付しやすい環境を整えます。
(ｲ) 滞納額の縮減
　現年度課税分は、新規滞納者に対する電話催告を民間委託する「納税推進センター」事業で早期に滞納額の縮減を行います。過年度滞納繰越分は、効果的な滞納整理の強化を図り、滞納額を縮減します。

ウ　施策目標 66
市民税の公平・適正な課税を行う

施策のねらい
(ｱ) 課税対象の正確な把握
　課税対象となる個人、法人を正確に把握し、公平で適正な課税を行います。
(ｲ) 市民税に対する理解の向上
　公平・適正な課税を行うとともに、納税者へのわかりやすい説明を行うことで、市民税に対する理解を深め、安心して納税できる環境づくりを進めます。
(ｳ) 効率的な課税事務の遂行
　電子化された課税情報のデータ通信において、国（所得税）との連携を進め、効率的な課税事務を行います。

エ　施策目標 67
固定資産税の公平・適正な課税を行う

施策のねらい
(ｱ) 課税対象の正確な把握
　現地調査・実地調査を強化し、土地、家屋、償却資産を正確に把握し、公平で適正な課税を行います。
(ｲ) 固定資産税に対する理解の向上
　公平・適正な課税を行うとともに、納税者へのわかりやすい説明を行うことで、固定資産税に対する理解を深め、安心して納税できる環境づくりを進めます。

オ　施策目標 68
財産を適正に管理する

施策のねらい
(ｱ) 財産運用の費用軽減と環境への配慮
　市が所有する財産の運用について維持管理経費を軽減するとともに、環境に配慮した庁舎管理・車両管理を行います。
(ｲ) 財産の有効活用と適正な取得・売却
　市が所有する財産を有効に活用するとともに、財産を適正に取得し、また活用予定のない財産を売却することにより財源を確保し、行財政の効率化を図ります。

カ　施策目標 69
効率的で公正に入札・契約を執行する

施策のねらい
(ｱ) 透明性・公正性・公平性・競争性を確保した入札・契約の執行
　適正な価格で優良なものやサービスなどを調達するため、透明性・公正性・公平性・競争性を確保し、価格だけでなく品質も考慮できる制度の改善と入札・契約事務を効率的に実施します。

(ｲ) 優良な公共調達
　品質確保の観点から、契約から納品までの執行管理を適切に行い、優良な公共調達を実現します。

(4) 政策目標 19
公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る

施策のねらい
(ｱ) 適正な公金の管理
　支出負担行為、支出命令などの審査と執行を行うほか、公金の管理を適正に行います。

(5) 政策目標 20
住民の意思を行政に反映させる

施策のねらい
(ｱ) 適正な選挙事務などの執行
　各種選挙や直接請求などに関する事務を適正に行うことを通して、行政に対する住民の思いを反映します。

(6) 政策目標 21
行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する

施策のねらい
(ｱ) 監査業務のさらなる充実と向上
　的確な監査の実施を主眼として、監査業務の研修などへの取り組みをさらに充実し、統一した監査方針の確立と監査技術の向上、平準化に努めます。
(ｲ) 市民に信頼される監査の実施
　行政運営において適正で効率的な事務執行が不可欠であり、それを維持、確保し保障するため引き続き公平・公正な立場で監査を行い、結果を公表するとともに、透明で市民に信頼される監査を目指します。
(ｳ) 行政事務の執行における内部統制の徹底
　行政事務、事業の執行過程の審査で法令、条例などに則しているか確認、指導に努め、コンプライアンスの徹底と事務改善を図ります。

第６　政策共通認識

１　政策共通認識の趣旨
　政策共通認識は、まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、前提となる認識です。
　超高齢化が進行し、人口減少局面への転換を目前に控え、一人一人の市民が、あらゆる場面で十分に力を発揮して、社会全体の活力や助け合いにより支えられる地域社会を育てていかなければなりません。
　戦後から続く都市の成長も終息しつつあり、今後は、成熟化に向けて、茅ヶ崎らしい魅力を感じながら、将来にわたって安全・安心で快適に暮らし続けられるよう、まちや暮らしの質を重視した政策展開が重要となっています。
　茅ヶ崎市では、こうした社会背景を踏まえつつ、未来に通用する“持続可能な社会構造”への変革を進めます。
　今後、５つのまちづくりの基本理念に基づき実行するすべての事項に取り組むうえで、ここで掲げる事項を共通の認識とし、政策目標を超えた幅広い連携を進めます。
　まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、政策共通認識を確認し、配慮の可否を検討したうえで、計画を立案し、実行します。

２　政策共通認識とその視点

(1)共生社会 この基本構想で考える共生社会とは、市民一人一人が互いの権利を尊重し、それぞれの生き方について相互理解のもと共に支え合って、安定した暮らしや地域の活力を育てることです。 男女が地域社会の対等な構成員として、自らの意思で社会の活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を負うことのできる「男女共同参画社会」の実現が重要です。 さまざまな社会制度やまちの環境、地域、職場などで、性別や年齢、国籍、障害の有無などによる障壁（バリア）を感じることなく、自分らしく社会に参画できるよう配慮されていることが大切です。 暴力・虐待・いじめ、不当な差別などによって抑圧されることのない社会でなければなりません。 **(2) 環境** 低炭素社会・資源循環型社会・自然共生社会の形成は、地球環境の保全の基本となる視点です。 都市での環境負荷の低減の取り組みを着実に進めるためには、広域的な連携や総合的な戦略のもと、市民・事業者・行政が共通の問題認識と強い意思をもって、都市整備・まちづくりの進め方や事業活動、生活のスタイルの転換などに取り組むことが重要です。 こうした取り組みの推進の原動力となるのは、子どものころからの地球環境問題や自然との共生に関心と理解を深める学習や体験、行政の率先行動であり、市民・事業者を含めて全市一丸となった取り組みが必要です。 **(3) 協働** 少子高齢化や核家族化などの諸問題の対応をはじめ、複雑・多様化する市民ニーズの中で、心豊かな暮らしを支えていくため、市民活動団体や事業者などの特性を生かした連携や役割分担によって、行政だけで対応できない地域課題の解決に、市民・事業者・行政が協力して行動することが協働のまちづくりです。 さまざまな分野の政策・施策で、行政が真に担うべき施策・事業・サービスを見極め、多様な主体との協働によって、市民ニーズに対し、よりきめ細かく対応する市民サービスの提供が可能です。 協働の推進やコーディネートを担う行政内部の人材や組織、主体的・自立的に活動できる市民活動団体や事業者などが着実に育ち、対等な相互の信頼関係のもとに活動し、協働により持続して安定した市民サービスを着実に提供することが大切です。 **(4) 生涯学習** 学びたいテーマを自由に選び、自分にあった方法で生涯にわたって学び、社会、地域の中で、自分自身を生かしていくことが生涯学習です。 人々が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくためには、働くこと、子育て、スポーツ、地域福祉、環境保全活動、まちづくり、地域活性化、行政経営など、生涯を通してさまざまな分野で学び、学習の成果を生かす場があり、関わっていくことが重要です。 **(5) 安全・安心** 自然災害や犯罪・事故、テロ、詐欺・偽装などの消費者問題、世界的に流行する感染症など、日常生活を脅かす危険や脅威が顕在化・多様化してきており、安全・安心に特別な意識と投資が必要です。被害を最小限に食い止めるためには、さまざまな政策・施策の中で、日ごろの備えや危機管理体制を強化し、有事の際の迅速な対応を意識することが重要です。 高齢化が急速に進む中、道路などの公共施設、鉄道駅や大規模店舗などの公益施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進め、だれにとっても、安全で快適に利用できるまちにすることが重要です。	

8　基本構想におけるまちづくりの目標体系図

将来の都市像　海と太陽とみどりの中で　ひとが輝き

まちづくりの基本理念

まちづくり編

1 ひとづくり	2 地域づくり	3 暮らしづくり
学び合い育ち合う みんなの笑顔が きらめくひとづくり	いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり	安全でやすらぎの ある持続可能な 暮らしづくり

21の政策目標と69の施策目標

政策目標〔1〕　※子育て
次世代の成長を喜び合えるまち

01 安心して子どもを育てることを支援する
02 ニーズに合った多様な保育を行う
03 子どもの健康な成長を支援する

政策目標〔2〕　※学校教育・社会教育
次世代をはぐくむ教育力に富んだまち

04 学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる学校教育を推進する
05 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する
06 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる
07 地域社会を支える情報拠点としての機能をたかめる
08 教育理念を実現する政策を推進する
09 子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し支援する

政策目標〔3〕　※教育環境
次代に向かって教育環境ゆたかなまち

10 円滑に教育行政を進める
11 安全で快適な教育環境をつくる
12 健やかで安心できる学校生活を支援する

政策目標〔4〕　※生涯学習・文化
多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち

13 まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ
14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる
15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる

政策目標〔5〕　※保健・福祉
共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち

16 健康と自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる
17 医療を受けられる保険制度を安定的に運営する
18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する
19 障害者の自立した生活と社会参加を支援する
20 安定した生活を支援する

政策目標〔6〕　※医療
質の高い医療サービスを安定的に提供するまち

21 効果的･効率的に病院を経営する
22 高度で良質な医療サービスを提供する

政策目標〔7〕　※地域保健・公衆衛生
だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち

追加

政策目標〔8〕　※環境・資源
環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち

23 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する
24 快適で安全な生活環境を守る
25 資源循環型社会の形成を目指す
26 ごみや資源物を効率的に収集・処理する

政策目標〔9〕　※安全・安心
安全で安心して暮らせるまち

27 市民生活の安全を確保する
28 あらゆる災害や危機に効果的に対応する
29 市民の悩みや不安を解消する

政策目標〔10〕　※消防
生命や財産が守られるまち

30 消防業務を円滑に実施するための体制を整備する
31 火災発生と火災危険を減らす
32 消防力を充実し、災害活動体制を強化する
33 災害情報を統括・管理し、あらゆる活動を支援する
34 効果的・効率的な消防活動が実施できる体制を支援する
35 消防業務を効果的・効率的に実施する

修正

政策共通認識

共生社会　　環境

まちが輝く　湘南・茅ヶ崎

まちづくり編

4 まちづくり

**人々が行きかい
自然と共生する便利で快適な
まちづくり**

政策目標〔１１〕　※都市づくり
魅力にあふれ住み続けたいまち

36 地域特性を生かした都市空間をつくる
37 住みやすく住み続けたいまちをつくる
38 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
39 安全で秩序ある住環境を形成する
40 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

政策目標〔１２〕　※土木・基盤
だれもが快適に過ごせるまち

41 道水路敷の効率的な管理・利用を進める
42 交通を円滑に処理する道路網を整備する
43 身近な生活道路を安全で快適にする
44 公園・緑地を整備する
45 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

政策目標〔１３〕　※下水道・河川
快適な水環境が守られるまち

46 下水道経営を健全に安定して行う
47 公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する
48 下水道・河川施設の信頼性を確保する

政策目標〔１４〕　※産業・雇用
地域の魅力と活力のある産業のまち

49 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する
50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
51 充実感をもって働けるための就労を支援する
52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する

政策目標〔１５〕　※農業委員会
農地の適正で有効な利用を図る

行政経営編

5 行政経営

**一人一人の思いが調和し
未来をひらく
行政経営**

政策目標〔１６〕　※企画
社会の変化に対応できる行政経営

53 市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする
54 先を見据えた政策を実現する
55 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる
56 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる
57 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める

政策目標〔１７〕　※総務
**それぞれが持つ力を最大限に発揮する
行政経営**

58 市民と行政が協力して自治の進展を図る
59 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる
60 市が保有する情報を総括的に管理するとともに、自治に関する基本的な制度の整備を推進する
61 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う
62 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する
63 北部の行政拠点を充実する

政策目標〔１８〕　※財務
ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

64 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する
65 徴収率を向上させる
66 市民税の公平・適正な課税を行う
67 固定資産税の公平・適正な課税を行う
68 財産を適正に管理する
69 効率的で公正に入札・契約を執行する

政策目標〔１９〕　※会計
**公金の管理を適正に行い、安全
かつ有利な運用を図る**

政策目標〔２０〕　※選挙
住民の意思を行政に反映させる

政策目標〔２１〕　※監査
**行政執行の適法性、効率性、
妥当性を維持し確保する**

修正

協　働　**生涯学習**　**安全・安心**

９　指標の修正・追加

政策目標の進捗を測るための指標については、進捗が適切に測れるよう既存の指標の修正、新たな指標の追加といった見直しを行います。

政策目標５　共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち　《保健・福祉》

修正　指標名：「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
26.1%（平成21年度）	28.0%	35.0%

〔目標設定の考え方〕
困ったときに支えてくれる福祉の制度や活動があり、安心して生活できる地域社会になっているかを測ります。
基本構想策定時は、地区ボランティアセンターやサロン活動などの支援を行い、地域福祉の理解と意識の向上を図り、「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う人の割合を 30%にすることを目標としましたが、中間見直し時点において目標値を達成したため、平成 26 年度策定の「第3期茅ヶ崎市地域福祉計画」との整合を図り、35.0%を新たな目標として設定しました。

※ 現在、27 年度を始期とする、第３期地域福祉計画の策定を進めています。
本指標は同計画においても設定されているため、32 年度の目標値については、地域福祉計画推進委員会での議論やパブリックコメント等の計画策定過程を踏まえ、今後設定します。

見直し理由：
26 年度実績（30.9%）で 32 年度目標値を達成しましたが、目標値を上方修正し、更なる満足度向上を目指した取り組みを進めていきます。

表：「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合

平成２１年度	平成２４年度	平成２６年度
26.1%	28.7%	30.9%

修正　指標名：特定健診の実施率と内臓脂肪症候群の「該当者と予備群」の減少率

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
実施率 36.7%（平成20年度）	65.0%以上	41.0%以上
減少率 1,839 人（平成20年度）	25.0%減	25.0%減

〔目標設定の考え方〕
40 歳から 75 歳未満の国保加入者を対象とした特定健診の実施率とその効果を測ります。
平成 20 年度にスタートした特定健康診査の実施率を平成 24 年度までに 65.0%としました。それ以降は平成 25 年度に策定した、「第２期茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、地域の実情・実績に基づいた目標値とします。
また、特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の「該当者と予備群」の人数を基準にして、平成 24 年度までに 10.0%減少、平成 27 年度までに 25.0%減少、それ以降は同水準を維持することを目標とします。
基本構想策定時は、国が定めた数値に準じ、実施率は 24 年度までに 65.0%とし、それ以降は 65.0%以上の維持を目標としましたが、25 年度に策定した「第２期茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画」で地域の実情・実績に基づいた目標設定を行ったため、41.0%以上を目標値として、中間見直しにおいて設定しました。

見直し理由：
平成 25 年度に策定した第２期茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画において、地域の実情・実績に基づいた目標設定を行ったため、政策目標についても同様の見直しを行うものです。

表：特定健診の実施率と内臓脂肪症候群の「該当者と予備群」の人数・減少率

	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
実施率	36.7%	36.3%	35.8%	34.6%	34.7%	35.4%
人数（減少率）	1,839 人（-）	1,840 人（-）	1,663 人（9.6%減）	1,638 人（10.9%減）	1,593 人（13.4%減）	1,507 人（18.1%減）

修正　指標名：高齢者のうち要支援・要介護認定を受けた人の割合

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
12.9%（平成21年度）	14.0%以下	16.5%以下

〔目標設定の考え方〕
介護予防の事業が効果的に実施できているかを測ります。
高齢者のうち要支援・要介護認定を受けた人の割合は、平成 17 年度 12.6%、平成 19 年度 12.5%、平成 21 年度 12.9%と推移しています。今後は高齢者が増える中で後期高齢者の割合が拡大し、要支援・要介護認定を受ける人も増加が見込まれることから、介護予防に主眼をおいた健康づくり生きがいづくりの支援などで、その割合を抑制します。
基本構想策定時は、今後の人口推計やこれまでの要支援・要介護認定者数の伸びを踏まえ、今後予測される要支援・要介護認定を受ける人の割合を 15.0%以下に抑えることを目標としましたが、平成 26 年度策定の「第6期茅ヶ崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における直近の人口動態等を踏まえた見込みから、165.%以下に抑えることを目標として、中間見直しにおいて設定しました。

※ 現在、27 年度を始期とする、第６期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を進めています。32 年度の目標値については、同計画の策定過程における認定者数や介護給付等の必要量の推計や高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会での審議、パブリックコメント等を踏まえ、今後設定します。

見直し理由：
今後も、住み慣れた地域で暮らしていける人を増やすため、介護予防に主眼をおいた健康づくりや生きがいづくりの支援を行っていくことから、目標値については、26 年度策定の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を踏まえ、目標値を見直します。

表：要支援・要介護認定を受けた高齢者の割合

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
12.6%	12.7%	12.5%	12.7%	12.9%	13.1%	13.6%	13.7%	14.0%

修正　指標名：施設や入院から地域生活に移行した人の数

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
2人（平成21年度）	5人	5人

〔目標設定の考え方〕
地域生活を支援するための事業が効果的に実施できているかを測ります。
グループホームなどの生活の場や在宅福祉サービス、地域生活支援事業などを充実させ、「障害者保健福祉計画」及び過去の実績を勘案して、目標値は、地域生活に移行する人の数を毎年 5 人としました。
基本構想策定時は「施設から地域生活に移行した人の数」として５人を目標としましたが、平成 26 年４月に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院の方の退院支援が制度化され、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援が必要であることから、「入院から地域生活に移行した人の数」を目標値に加え、事業の効果を測ります。目標値については、今後、これまでの実績と本市における実情を勘案して、中間見直しにおいて設定しました。

※ 現在、27 年度を始期とする、第４期障害者保健福祉計画の策定を進めています。本指標については、同計画において設定されているため、32 年度の目標値については、障害者保健福祉計画推進委員会での審議、パブリックコメント等を踏まえ、今後設定します。

見直し理由：
地域生活を支援するための事業の効果については、障害種別が広がり、福祉施設からの退所者だけでなく、病院からの退院者についても、地域移行に向けた支援が必要となるため、指標名、目標値を修正します。

表１：施設から地域生活に移行した人の数

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
２人	６人	３人	２人	２人	０人	１人	１人	２人

表２：入院から地域生活に移行した人の数

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
―	―	０人	０人	０人	２人	３人	５人	２人

政策目標６　質の高い医療サービスを安定的に提供するまち　《医療》

修正　指標名：病床利用率

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
81.9%（平成21年度）	91.5%以上	83.0%

〔目標設定の考え方〕
入院状況を知る数値で、年間延べ入院患者数を年間延べ病床数で除して 100 を乗じた値で、病床が有効に活用されているかを測ります。
病床利用率は、改修工事により病棟利用に制限のあった平成 23 年度 68.9%から、平成 24 年度 74.2%、平成 25 年度 75.9%と増加傾向にあります。
入院収益を確保するためには、病床の有効活用が不可欠で、基本構想策定時には、過去に経常黒字を達成した平成 18 年度(89.4%)や僅かに達成できなかった平成 17 年度(90.9%)から推計し、安定的に経常黒字が達成できる 91.5%を目標としましたが、中間見直しにあたり、急性期病院として必要な病床数を確保しつつ、質の高い看護体制による安定的な経営黒字を達成できる数値として、83.0%を目標としました。

見直し理由：
クリニカルパス等の効率的効果的な治療を推進したことで入院患者の平均在院日数が短縮した一方、従前と比べて、質の高い７対１看護体制としたことで診療報酬の増収につながったため、急性期病院として必要な病床の余裕を確保しつつ、安定的な経営黒字が可能である数値に見直します。

表：病床利用率

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
90.9%	89.4%	89.0%	84.9%	81.9%	80.4%	68.9%	74.2%	75.9%

修正　指標名：地域医療機関から市立病院への紹介率

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
33.1%（平成21年度）	60.0%以上	65.0%以上

〔目標設定の考え方〕
初診患者のうち、他医療機関から紹介された患者の割合を示す数値で、病診連携の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。
紹介率は、平成 19 年度 28.9%、平成 20 年度 31.8%、平成 21 年度 33.1%と徐々に増える傾向にあります。
基本構想策定時には、地域基幹病院として、登録医制度の充実を図ることで、地域診療所との連携を深め、地域医療支援病院と認められるための一つの指標である紹介率 60%以上を目標としましたが、中間見直しにおいて、平成 26 年4月1日の法改正により、地域医療支援病院の基準である紹介率 65.0%以上を目標として設定しました。

見直し理由：
平成 26 年４月１日の医療法施行規則改正により、地域医療支援病院の基準における「初診患者のうち、他医療機関から紹介された患者の割合」（新たな紹介率）の数値が 65.0%以上となり、病診連携の取り組みの更なる推進が求められるようになっているため見直します。

表：地域医療機関から市立病院への紹介率

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
28.7%	28.6%	28.9%	31.8%	33.1%	61.0%	61.0%	64.6%	70.2%

政策目標８　環境に配慮し次世代に引き継ぐ潤いのあるまち　《環境》

修正　指標名：1人1日当たりの資源物を除いたごみ排出量

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
748g（平成21年度）	647g	574g

〔目標設定の考え方〕
資源循環の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。
排出抑制施策の効果を見る指標です。人口の増減による排出量への影響を取り除くため市民１人１日当たりの排出量を指標としています。排出抑制や資源化促進などの施策展開により、ごみ排出量の削減を図ります。
一般廃棄物処理基本計画に定める、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出抑制目標を積み上げ、目標を設定するとともに、中間見直しにおいて目標値を修正しました。

見直し理由：
当初の想定以上に資源化が推進され、ごみ排出量の削減が進捗したため、平成25 年３月策定の「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」では目標値の上方修正を行っており、基本構想においても目標値を見直します。

表：1人1日当たりの資源物を除いたごみ排出量

平成17年度	平成18年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
810g	813g	800g	763g	748g	738g	737g	679g	665g

修正　指標名：市域のCO_2 排出量

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
1,382,000tCO_2（平成21年度）	1,263,000tCO_2	1,165,000tCO_2

〔目標設定の考え方〕
温室効果ガス排出抑制の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。
平成２年度における本市の排出量（1,456,000tCO_2）を基準として、平成25年３月に策定した「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」に定める目標である平成32年度20%削減を目指し、目標設定しました。
なお、本指標は平成23年に CO_2 排出量算定方法のガイドラインが国により定められたことに伴い、基本構想の中間見直しにおいて、基準値、中間値、目標値の見直しを行いました。

見直し理由：
従前は、都道府県別のエネルギー使用量等のデータを按分して、本市の排出量を推計していましたが、平成23年10月に国が定めた「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき、電気・ガスについてはエネルギー供給事業者による本市での使用量実績値に基づき算出する方法へと変更したため、基準値、中間値、目標値を見直します。

表：市域のCO_2 排出量

平成17年度	平成18年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
1,392,000tCO_2	1,436,000tCO_2	1,643,000tCO_2	1,618,000tCO_2	1,382,000tCO_2	1,302,000tCO_2	1,329,000tCO_2	―	―

政策目標９　安全で安心して暮らせるまち　《安全・安心》

修正　指標名：身近で起きている犯罪の発生件数

基準値	中間値（平成27年）	目標値（平成32年）
1,062 件（平成21年）	985 件	800 件

〔目標設定の考え方〕
地域ぐるみの防犯活動が効果的に実施できているかを測ります。
犯罪発生件数については、全体件数では減少傾向にあり、平成 21 年中では 2002 件です。しかしながら、犯罪の約 80%を占める窃盗犯の中でも、空き巣、ひったくり、自転車盗、オートバイ盗といった身近で起きている犯罪は、平成 21 年では 1062 件で増加傾向にあります。
このようなことから地域の防犯力の強化、だれにでも簡単にできる防犯対策の普及などの事業を進め、基本構想策定時には、平成 22 年から毎年 15 件の犯罪減少を目標としましたが、平成 25 年の実績値は、平成 27 年の中間値 985 件に対し、909 件と減少していることから、犯罪の更なる防止を図るため、中間見直しにおいて平成 25 年の実績値から毎年 15 件の犯罪減少を目標とし、目標値 910 件を 800 件に見直しました。

見直し理由：
平成 25 年の実績値 909 件が中間値 985 件を達成しているため、目標値を見直します。

表：身近で起きている犯罪の発生件数

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
1,255 件	1,005 件	867 件	987 件	1,062 件	1,076 件	1,172 件	1,040 件	909 件

修正　指標名：交通事故発生件数

基準値	中間値（平成27年）	目標値（平成32年）
1,073 件（平成21年）	950 件	535 件

〔目標設定の考え方〕
交通安全対策が効果的に実施できているかを測ります。
交通事故発生件数については、全体件数では減少傾向にあるものの、高齢者や自転車の関係する事故は増加傾向にあり、平成 21 年中では、全交通事故数は 1073 件発生しています。こうしたことから、交通ルールの周知、交通安全意識の高揚を図る対策としての交通安全教室、街頭キャンペーンなどの啓発、ドライバーに対する注意喚起看板の設置などの事業を進め、基本構想策定時には、平成 22 年から毎年 20 件の交通事故減少を目標としましたが、平成 25 年の実績値は、平成 27 年の中間値 950 件に対し、675 件と減少していることから、交通事故の更なる防止を図るため、中間見直しにおいて平成 25 年の実績値から毎年 20 件の交通事故減少を目標とし、目標値 850 件を 535 件に見直しました。

見直し理由：
平成 25 年の実績値 675 件が中間値 950 件を達成しているため、目標値を見直します。

表：交通事故発生件数

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
1,240 件	1,083 件	1,086 件	1,029 件	1,073 件	1,067 件	852 件	873 件	675 件

追加　指標名：振り込め詐欺の被害件数

基準値	目標値（平成32年）
26件（平成25年）	0件

〔目標設定の考え方〕
市民の安全安心に向けた防犯活動が効果的に実施できているかを測ります。
近年、高齢者等を狙った振り込め詐欺が社会的な問題となっています。振り込め詐欺は、手口を変えながら行われることから、その時々の手口を捉えた啓発活動を行い、被害の防止を図ります。
恒常的な目標として、被害件数０件を目指します。

※本指標は、基本構想の中間見直しにおいて新たに追加しました。

見直し理由：
本市の犯罪発生の中で知能犯罪として位置づけられる振り込め詐欺の被害が増加しているため、指標に追加します。

表：振り込め詐欺の被害件数

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
２８件	１３件	６件	２６件

政策目標 10　生命や財産が守られるまち　《消防》

追加　指標名：医療機関搬送収容時間

基準値	目標値（平成32年）
29.1分（平成25年）	30 分以下

〔目標設定の考え方〕
119番の受信から救急隊が傷病者を医療機関に搬送して収容するまでの平均所要時間を測り、救急活動が効果的に機能しているかを測ります。
過去5年間の本市の医療機関搬送平均収容時間は、26.2 分で同期間の県平均は 37.6 分と県内で最も早く傷病者を医療機関に収容することができています。救急需要の増加や医療機関の移転などの現況を踏まえ、30 分以下を維持することを目標としました。

※本指標は、基本構想の中間見直しにおいて新たに追加しました。

見直し理由：
傷病者に適正な観察や応急処置を行い、迅速に医療機関に収容することは、傷病者の予後や回復に大きな影響を及ぼすため、通報から医療機関に収容されるまでの平均所要時間を追加します。

表：医療機関搬送収容時間

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
23.7 分	23.4 分	23.2 分	23.5 分	24.3 分	24.6 分	26.0 分	26.4 分	29.1 分

追加　指標名：心原性で目撃のある心肺停止傷病者を対象にした救命率

基準値	目標値（平成32年）
15.0%（平成 25 年）	16.0%

〔目標設定の考え方〕
市民への救急講習会が効果的に実施できているか。救急活動が効果的に実施できているかを測ります。
救命率は、心肺停止傷病者すべてを対象とし、蘇生する可能性が著しく低いケースも含まれていることから効果が測りづらい状況です。そのため、心原性（主に心臓に原因）で目撃のある心肺停止傷病者を対象にした救命率を指標とし、過去６年間の平均値 12.5%から年 0.5%の上昇を目指し、16.0%を目標としました。

※本指標は、基本構想の中間見直しにおいて新たに追加しました。

見直し理由：
救命率は、心肺停止傷病者すべてを対象とし、蘇生する可能性が著しく低いケースも含まれていることから効果が測りづらい状況です。そのため最近の統計情報でも多く使用されている心原性で目撃のある心肺停止傷病者を対象にした救命率を追加します。

表：心原性で目撃のある心肺停止傷病者を対象にした救命率

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
6.7%	18.9%	3.7%	17.8%	13.0%	15.0%

政策目標 11　魅力にあふれ住み続けたいまち　《都市づくり》

修正　指標名：年間公共交通利用回数（市民1人当たり）

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
401.5 回（平成21年度）	430.2 回	471.8 回

〔目標設定の考え方〕
鉄道、路線バス、コミュニティバスのそれぞれの利用者数をベースとし、その年度の人口で割り返すことにより、市民1人当たりの年間の公共交通利用回数を測ります。進展する高齢化社会を見据えつつ、交通事業者と連携を図りながら、公共交通の利用促進に向けた取り組みを行います。平成 24 年度実績値（430.5 回）が中間目標値を超えているため、中間見直しにおいて、過去の伸び率を勘案し、平成 24 年度実績値から毎年1%程度増加させることを目標としました。

見直し理由：
辻堂駅周辺に商業施設、医療施設、公共施設等が整備されたことなどに伴い、公共交通によるアクセス者数が増加しているため、現時点での最新の実績値に当初設定の伸び率を加味し、指標の目標値の見直しを行いました。

表：年間公共交通利用回数（市民1人当たり）

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
385.5 回	391.4 回	396.8 回	397.1 回	401.5 回	400.1 回	414.3 回	430.5 回	―

修正　指標名：特定建築物※や住宅の耐震化率

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
特定建築物 86.1%（平成21年度）	90.0%	95.0%
住宅 69.1%（平成21年度）	90.0%	95.0%

〔目標設定の考え方〕
特定建築物や住宅の耐震化率を向上するための、取り組みが効果的にできているかを測ります。
平成 18 年度の耐震化率は、特定建築物 83.3%、住宅 65.4%となっています。平成 19 年度に「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」を策定し、災害に強いまちづくりを目指して、平成 27 年度までに特定建築物及び住宅の耐震化率を 90.0%とすることを目標としました。
また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 25 年改正）に基づき改定された神奈川県耐震改修促進計画と連携を図り、特定建築物及び住宅の耐震化率を平成 32 年度までに 95.0%とすることを目標としました。
※特定建築物：学校、病院等多数の人が利用する一定の規模以上の建築物や地震時に通行を確保すべき道路の沿道にある建築物等

見直し理由：
「建築物の耐震化の促進に関する法律」の改正及び「神奈川県耐震改修促進計画」の改定により、住宅等の耐震化率の目標値が新たに設定されたことに伴い、目標値の追加設定をしました。

表：特定建築物や住宅の耐震化率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定建築物	83.3%	84.5%	85.8%	86.1%	86.7%	87.1%	―	―
住宅	65.4%	66.8%	68.0%	69.1%	79.4%	80.5%	―	―

政策目標 12　誰もが快適に過ごせるまち　《土木》

修正　指標名：高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の供給戸数

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
79 戸（平成22年度）	180 戸	203 戸

〔目標設定の考え方〕
住宅に困窮する低額所得者に対する居住の安定を図るため、供給・改善が進んでいるかを測ります。
市営住宅の整備は、借上型市営住宅による良質な住宅の整備を行うほか、老朽化の進むストック住宅においても、入居者の居住性・安全性の向上が図られるよう改善事業を実施し、安全・安心な住まいの供給を目指します。
住宅に困窮するファミリー世帯や、高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の安定供給を目指すため、借上型市営住宅のほか、平成 24 年度策定の「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」に基づく住戸改善事業や「公共施設整備・再編計画」に基づく建替事業による市営住宅供給戸数を目標とし、中間見直しにおいて目標値を 250 戸から 203 戸に見直しました。

見直し理由：
将来の人口減少による中長期的な公営住宅需要等を鑑み、平成 24 年度に策定した「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」において、平成 32 年度までの借上型市営住宅の供給目標戸数を定めたことにより、目標値を見直しました。

表：高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の供給戸数

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
52 戸	52 戸	52 戸	79 戸	79 戸	119 戸	139 戸	159 戸	159 戸

政策目標 13　快適な水環境が守られるまち　《下水道・河川》

修正　指標名：公共下水道（雨水・雨水幹線）整備率

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
雨水　46.9%（平成21年度）	48.5%	53.4%
雨水幹線　88.9%（平成21年度）	96.3%	100.0%

〔目標設定の考え方〕
浸水対策が進んでいるかを測ります。
平成 20 年度策定の「茅ヶ崎市下水道整備方針」における5つの重点施策である浸水対策に基づき、市街化区域の面整備率については、平成 41 年度 56%を目標値として設定しています。今後の市の施策展開により、毎年 0.26%ずつの増加を見込み、平成 32 年度 49.8%を目標としましたが、中間見直し時点において目標値を達成したため、平成 25 年度実績値を基に、53.4%を目標として、設定しました。
また、市街化区域の雨水幹線整備率については、浸水被害が発生している地区の主要な管渠から整備に着手します。平成 30 年度までに 100%の整備を目標値として設定しています。今後の市の施策展開により、毎年 1.23%ずつ増加することを目標としました。

見直し理由：
雨水整備率については毎年 0.26%ずつの増加を目標としていますが、順調に推移し、平成 25 年度において、目標値である 47.9%を超える実績値 51.6%を達成しましたので、51.6%を基準とし、平成 32 年度目標値を見直します。

表：公共下水道（雨水・雨水幹線）整備率

	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
雨水	45.9%	46.2%	46.7%	46.9%	47.2%	51.2%	51.4%	51.6%
雨水幹線	85.2%	86.5%	87.6%	88.9%	89.6%	90.5%	91.1%	92.3%

政策目標 14　地域の魅力と活力のある産業のまち　《産業・雇用》

修正　指標名：市内事業所数と従業者数

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
市内事業所数 7,003 事業所（平成 23 年度）	7,020 事業所	7,060 事業所
従業者数 58,858 人（平成 23 年度）	60,600 人	62,800 人

〔目標設定の考え方〕
市内の事業所数と従業者数の状況を測ります。事業所数と従業者数は、総務省が実施している経済センサスにより把握します。
関係団体と連携し、新たな事業者の起業支援や企業の誘致などにより、産業の安定的な持続に努めます。
基本構想策定時には、平成 13 年度の事業所・企業統計調査による事業所数と従業者数を維持することを目標としましたが、平成 21 年度から統計の調査方法等が大きく変更しています。このため、基本構想の中間見直し時には、直近の平成 23 年度の経済センサスの結果を基準とし、平成 21 年度の事業所数と従業者数を維持することを目標としました。

見直し理由：
基本構想策定時の平成 21 年度基準値は、平成 18 年に実施された事業所・企業統計調査をもとにしています。その後、本調査は経済センサスに統合されました。経済センサスは、精度をあげるため、調査手法も見直しており、平成 21 年に実施された経済センサスでは、それまでと数値がかい離しているため、平成 21 年経済センサスに基づく目標値に見直します。

表：市内事業所数と従業者数

	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
市内事業所数	7,066 事業所	―	7,003 事業所	―	―
従業者数	62,838 人	―	58,858 人	―	―

修正　指標名：耕地面積

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
374ha（平成21年度）	356ha	345ha

〔目標設定の考え方〕
農地の有効利用策が効果的に実施できているかを測ります。耕地作面積は、神奈川農林水産統計年報により把握しています。
平成 21 年度現在、耕地面積は 374haとなっており、毎年1％程度減少しています。今後も同程度の減少が続くほか、萩園地区や柳島地区での事業により約 11ha程度の減少が見込まれるものです。
平成 21 年度現在、47haが存在し、今後も増加傾向が見込まれる耕作放棄地について、有効利用策を効果的に推進することにより、毎年2haの解消と発生防止に努め、耕地面積 345haを目標としました。

見直し理由：
基本構想策定時の平成 21 年度基準値（379ｈａ）は、統計の数値が未公表であったため、前年度と同数の推計値としたところ、後に出た実績値（374ｈａ）と５ｈａ誤差があったため基準値を見直し、それにあわせて中間値を 358ｈａから 356ｈａに、目標値を 348ｈａから 345ｈａに見直します。

表：耕地面積

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
394ha	391ha	387ha	381ha	379ha	374ha	372ha	369ha

修正	指標名：農業従事者1人当たりの年間農業産出額		
基準値	中間値 （平成27年度）	目標値 （平成32年度）	見直し理由： 農業産出額は、近年増加傾向にあり、平成 25 年度実績値 227 万円が中間値 192 万円を達成していることから目標値を見直します。
190万円（平成21年度）	192 万円	262 万円	

〔目標設定の考え方〕
農業経営の状況を測ります。
5年毎に調査する農林業センサスの農業従事者数に基づき、農業従事者1人当たりの農業産出額を指標として設定しました。平成 16 年度は 188 万円ですが、平成 21 年度には 190 万円に増加しています。
平成 16 年度の農業従事者数 1265 人のうち約半数が 60 歳以上のため、新規就農者の増加を図ったとしても農業従事者数の減少は避けられないと考えられますが、農地の保全・有効利用、農業経営の規模拡大・経営改善などを推進する農業施策を実施していくことにより、農業従事者1人当たりの農業産出額については増加を見込んでいます。基本構想策定時は 195 万円を目標としましたが、更なる増加を目指し平成 25 年度実績値 227 万円から毎年５万円の増を見込んだ 262 万円を目標として中間見直しにおいて設定しました。

表：農業従事者1人当たりの年間農業産出額

平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
190 万円	212 万円	207 万円	218 万円	227 万円

政策目標 15　農地の適正で有効な利用を図る　《農業委員会》

修正	指標名：耕作放棄地面積		
基準値	中間値 （平成27年度）	目標値 （平成32年度）	見直し理由： 平成 22 年度までは、耕作放棄地全体調査の実施マニュアルにより調査を実施していましたが、農地法改正により、平成 23 年から農業委員による農地利用状況調査による調査となり、数値に大きなかい離が生じたため基準値、中間値、目標値を再設定します。
26.9ha（平成23年度）	28.9ha	31.4ha	

〔目標設定の考え方〕
耕作放棄地の解消策が効果的に実施できているかを測ります。
耕作放棄地面積は、農地法の改正により、平成 23 年度から農業委員による農地利用状況調査を実施しています。平成 23 年度では、26.9ha、平成 25 年度では、27.6haとなっています。高齢化や担い手不足により今後は毎年 2.5haの増加が見込まれますが、農地の賃貸や意欲ある農業者、新規就農者へのあっせん等により毎年 2.0haの農地復元を見込み、耕作放棄地面積を 31.4haを目標としました。
なお、基本構想策定時と調査方法が変わっていますので、中間見直しにおいて基準値を平成 23 年実績値に改め、中間値、目標値を再設定しました。

表：耕作放棄地面積

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
37ha	―	―	―	47.0ha	44.7ha	26.9ha	28.0ha	27.6ha

政策目標 16　社会の変化に対応できる行政経営　《企画》

追加　指標名：ホームページアクセス件数（全体）

基準値	目標値（平成32年度）
9,935,577 件（平成25年度）	11,409,000 件

〔目標設定の考え方〕
CMS導入によるホームページを平成 22 年1月に公開しました。公開後のアクセス件数により、市民への情報提供ができているかを図ります。CMS導入による効果等を考慮し、平成 22 年度の実績見込みを基準に年2%増加を目標としました。なお、検索機能等の飛躍的な向上により、トップページを経由せずに各ページを閲覧することが可能であるため、基本構想の中間見直しで、ホームページ全体のアクセス数についても平成 25 年度を基準に指標を追加します。

CMS：Contents Management System の略　文書や画像などを統合的に管理して更新、配信などを処理するシステム

見直し理由：
検索機能等の飛躍的な向上により、トップページを経由せずに各ページを閲覧することが可能であるため、アクセス件数の取扱いについて「トップページ」のみから「ホームページ全体」を加えます。

表：ホームページアクセス件数（全体）

平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
9,724,784 件	9,382,464 件	8,999,217 件	9,935,577 件

政策目標 18　ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営　《財務》

修正　指標名：経常収支比率

基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
96.1%（平成21年度）	95.8%	94.8%

〔目標設定の考え方〕
財政の弾力性を示す指標で、経常的収入に対し、どれだけ経常的支出が占めているかを測ります。少子高齢社会へ急速に進んでいく中、経常経費の縮減や自主財源の充実に取り組む必要があるため、基本構想の中間見直しで、平成 32 年度目標値 95.5%を、94.8%にします。

見直し理由：
経常経費の縮減や自主財源の充実を図ることが重要であり、平成 24 年度実績で、平成 27 年度中間値を達成したことから、目標値の見直しをしました。

表：経常収支比率

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
93.6%	90.3%	90.1%	92.8%	96.1%	92.4%	94.9%	94.7%	―

修正	指標名：財政健全化判断比率（実質赤字比率※1、連結実質赤字比率※2、実質公債費比率※3、将来負担比率※4）		
	基準値	中間値 （平成27年度）	目標値 （平成32年度）
実質赤字比率	黒字（平成21年度）	黒字	黒字
連結実質赤字比率	黒字（平成21年度）	黒字	黒字
実質公債費比率	4.1%（平成21年度）	4.1%	4.1%
将来負担比率	16.3%（平成21年度）	16.3%	30.0%

見直し理由：
今後、市債残高や指定管理料などの増が見込まれることから、見直しを行いました

〔目標設定の考え方〕
財政状況が健全であるかを測ります。
平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が公布され、平成 19 年度決算から財政健全化判断比率を公表しています。平成 21 年度については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字であり、実質公債費比率および将来負担比率は早期健全化基準を大幅に下回る健全段階でした。計画終期まで現状を維持することを目標とします。
将来負担比率は、今後、市債残高や指定管理料などの増加が見込まれるため、基本構想の中間見直しで、平成 32 年度目標値 16.3%を 30.0%に見直します。

※1 実質赤字比率：一般会計などの赤字状況を表わす比率。一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額を標準財政規模（地方公共団体の経常的一般財源の規模）で除したもの。（早期健全化基準（平成 21 年度）：赤字 11.49%、財政再生基準 20.00%）
※2 連結実質赤字比率：すべての会計黒字・赤字を合算した状況を表す比率。地方公共団体全体の不足額を標準財政規模で除したもの。（早期健全化基準（平成 21 年度）：赤字 16.49%、財政再生基準（平成 21 年度）：40.00%）、
※3 実質公債費比率：公債費などの財政負担の程度を表す比率。義務的に支出しなければならない公債費などの経費を標準財政規模を基準とした額（標準財政規模から元利償還金などを除いた額）で除したものの 3 カ年の平均値。（早期健全化基準：25.0%、財政再生基準：35.0%）
※4 将来負担比率：借入金など将来負担すべき負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表す比率。将来負担しなければならない実質的な負債にあたる額を標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金などを除いた額）で除したもの。（早期健全化基準：350.0%）

表：財政健全化判断比率

	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
実質赤字比率		黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字
連結実質赤字比率		黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字
実質公債費比率	11.7%	4.7%	4.6%	4.1%	3.4%	2.8%	1.9%	1.2%
将来負担比率		25.3%	18.1%	16.3%	19.0%	15.4%	11.7%	9.4%

＊実質公債費比については、平成 19 年度より都市計画税が特定財源として公債費充当一般財源等額に充当可能となったため、数値が大きく変わっています

修正	指標名：市税徴収率		
基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）	見直し理由：平成 25 年度実績値が、既に平成 32 年度目標値（95.0%）を達成したため、さらなる徴収率向上を目指し、目標値の見直しを行います。
92.8%（平成21年度）	94.0%	95.5%	

〔目標設定の考え方〕
市税が、どれくらい徴収されているかを測ります。
市税収入を取り巻く環境は厳しいものが予想されますが、納付しやすい環境の整備、効果的な滞納整理の強化を図ることにより、現年度および過年度の滞納額を縮減し、平成 25 年度の実績値をもとに、その後 2 か年ごとに 0.1 ポイントずつ増加させ、基本構想の中間見直しで、平成 32 年度目標値 95.0%の更なる増加を目指し、95.5%を目標とします。

表：市税徴収率

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
92.8%	93.2%	93.4%	92.3%	92.8%	93.0%	93.8%	94.5%	95.2%

政策目標 19　公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る　《会計》

修正	指標名：資金運用実績額（歳計現金）		
基準値	中間値（平成27年度）	目標値（平成32年度）	見直し理由：資金管理の適正化を図るため、きめ細かな資金計画管理表のもと、効率的に資金運用実績額を確保しているが、市場の運用金利が、目標値の基準である平成 21 年度に比べて 1/5 程度の低水準で推移していることから下方修正を行います。
1,714 千円（平成21年度）	2,000 千円	1,000 千円	

〔目標設定の考え方〕
資金運用の実績額を測ります。
各年度の資金収支の状況により資金運用額に大きな変動があります。
経済情勢などの影響も受けますが、平成 21 年度実績額程度の資金運用額を目指し、基本構想策定時には 2,000 千円を目標としましたが、現在の市場の運用金利の水準を勘案し、25 年度実績値 1,086 千円と同程度の 1,000 千円を目標として中間見直しにおいて修正しました。

表：資金運用実績額（歳計現金）

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
245,523 円	1,633,051 円	9,697,759 円	11,727,651 円	1,714,669 円	1,727,870 円	4,333,508 円	435,001 円	1,104,984 円

追加	指標名：資金運用実績額（基金）	
基準値	目標値（平成32年度）	見直し理由： 歳計現金のみならず、財政調整基金や多目的基金の実績額を把握し、金融市場における運用実績額を全体で管理する必要があると判断し、新たに指標を追加します。
14,846 千円（平成25年度）	10,000 千円	

〔目標設定の考え方〕
基金運用の実績額を測ります。
基金残高（運用原資）により各年度の資金運用額に大きな変動があります。
経済情勢などの影響も受けますが、平成 25 年度実績額を基準とし目標値としました。

※本指標は、基本構想の中間見直しにおいて新たに追加しました。

表：資金運用実績額（基金）

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
1,930,901 円	5,996,630 円	39,461,769 円	33,443,295円	51,322,444 円	33,281,444 円	26,557,069 円	13,891,469 円	14,845,850 円

追加	指標名：例月出納検査の指摘事項件数	
基準値	目標値（平成32年度）	見直し理由： 政策目標における公金の適正管理に係る指標がないことから、新たに指標を追加します。
1件（平成25年度）	0 件	

〔目標設定の考え方〕
例月出納検査における指摘事項の件数を測ります。
財務事務の正確性、公平性、迅速性を確保し、審査、指導及び研修等を行い、より適正な会計事務の遂行を目指します。

※本指標は、基本構想の中間見直しにおいて新たに追加しました。

表：例月出納検査の指摘事項件数

平成 17 年度	平成 18 年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
9 件	2 件	4 件	1 件	11 件	17 件	12 件	2 件	1 件

付属資料１

「茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直し（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

１　募集期間　　平成２６年８月１９日（火）～　平成２６年９月１８日（木）

２　意見の件数　　145 件

３　意見提出者数　　28 人、３団体

４　内容別の意見件数

項　　目	件　数
全般に関する意見	11 件
１　茅ヶ崎市総合計画基本構想とはに関する意見	２ 件
２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返りに関する意見	10 件
３　基本構想の中間見直しに向けた課題に関する意見	４ 件
４　基本構想の中間見直しに係る基本的な考え方に関する意見	８ 件
５　基礎的情報の更新に関する意見	２ 件
６　中間見直しの３つの視点を踏まえた新たな方向性に関する意見	８ 件
７　基本構想の見直し素案に関する意見	78 件
８　基本構想におけるまちづくりの目標体系図に関する意見	０ 件
９　指標の修正・追加に関する意見	９ 件
パブリックコメントの実施に関する意見	８ 件
その他の意見	５ 件
合　　計	145 件

＝ 一部修正を加えた項目

市民の皆さまから寄せられたご意見及び市の考え方についての詳細は、企画経営課窓口、市政情報コーナーまたは市のホームページ（http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/）の「市民参加」でご覧ください。

「茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直し（素案）」
パブリックコメント実施結果（新旧対照表）

修　正　後	修　正　前
３ページ 「２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り」の「（２）政策目標の達成状況について」の「『基本理念１　学び合い育ち合う　みんなの笑顔がきらめく　ひとづくり』」の文中 ・・・（略）・・・ 　子育て分野では、新規保育園の開設等により入園児童数は増加しているものの、潜在的な保育需要が喚起されたことなどにより待機児童の解消には至っていない状況です。今後は、「（仮称）茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、総合的、計画的に量的な施設整備と良質な保育の提供に取り組みます。 ・・・（略）・・・	３ページ 「２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り」の「（２）政策目標の達成状況について」の「『基本理念１　学び合い育ち合う　みんなの笑顔がきらめく　ひとづくり』」の文中 ・・・（略）・・・ 　子育て分野では、新規保育園の開設等により入園児童数は増加しているものの、潜在的な保育需要が喚起されたこと　により待機児童の解消には至っていない状況です。今後は、「（仮称）茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、総合的、計画的に量的な施設整備と良質な保育の提供に取り組みます。 ・・・（略）・・・

修　正　後	修　正　前
４ページ 「２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り」の「（２）政策目標の達成状況について」の「『基本理念１　学び合い育ち合う　みんなの笑顔がきらめく　ひとづくり』」の文中 （略）・・・各年度に実施する予定の工事は、これまですべて予定どおり進んでいるため、現時点では、中間値と目標値を達成できるものと見込んでいます。 ・・・（略）・・・	４ページ 「２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り」の「（２）政策目標の達成状況について」の「『基本理念１　学び合い育ち合う　みんなの笑顔がきらめく　ひとづくり』」の文中 （略）・・・各年度の実施する予定の工事は、これまですべて予定どおり進んでいるため、現時点では、中間値と目標値を達成できるものと見込んでいます。 ・・・（略）・・・

修　正　後	修　正　前
５ページ 「２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り」の「（２）政策目標の達成状況について」の「『基本理念３　安全でやすらぎのある　持続可能な　くらしづくり』」の文中 ・・・（略）・・・ 　環境・資源分野では、プラスチック製容器包装や廃食用油など新たな分別化を進めてきましたが、今後は剪定枝の資源化といった更なる分別の推進を図るとともに、情報発信の強化、環境教育の充実化により環境に配慮した活動を促進し、リサイクル率の向上やCO_2排出量の削減を図ります。 　安全・安心分野では、地域防災の中心的役割を担う自主防災組織がそれぞれの地域特性に応じたマニュアル作成に対する支援に取り組んできました。今後も地域の主体的な防災活動を支援し、地域防災力の強化を図ります。 ・・・（略）・・・	５ページ 「２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り」の「（２）政策目標の達成状況について」の「『基本理念３　安全でやすらぎのある　持続可能な　くらしづくり』」の文中 ・・・（略）・・・ 　環境・資源分野では、プラスティック製容器包装や廃食用油など新たな分別化を進めてきましたが、今後は剪定枝の資源化といった更なる分別の推進を図るとともに、情報発信の強化、環境教育の充実化により環境に配慮した活動を促進し、リサイクル率の向上やCO_2排出量の削減を図ります。 　安全・安心分野では、地域防災の中心的役割を担う自主防災組織がそれぞれの地域特性に応じたマニュアル作成の　　支援に取り組んできました。今後も地域の主体的な防災活動を支援し、地域防災力の強化を図ります。 ・・・（略）・・・

修　正　後	修　正　前
８ページ 「２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り」の「（２）政策目標の達成状況について」の「『基本理念５　一人一人の思いが調和し　未来をひらく　行政経営』」の文中 **「基本理念５　一人一人の思いが調和し　未来をひらく　行政経営」** 　選挙分野では、若年層から高齢者層まであらゆる世代が投票しやすい投票環境の整備や効果的な啓発活動により投票率の向上	８ページ 「２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り」の「（２）政策目標の達成状況について」の「『基本理念５　一人一人の思いが調和し　未来をひらく　行政経営』」の文中 **「基本理念５　一人一人の思いが調和し　未来をひらく　行政経営」** 　選挙分野では、　　効果的な啓発活動により投票率の向上

を図ります。特に、若年層に対する意識高揚を図るための取り組みを進めます。	を図ります。特に、若年層に対する意識高揚を図るための取り組みを進めます。

修　正　後	修　正　前
19～20ページ 「６　中間見直しの３つの視点を踏まえた新たな方向性」の「（１）安全・安心なまちづくりの更なる強化」の「『基本理念２　いきいきと暮らす　ふれあいある　地域づくり』」の文中 ・・・（略）・・・ ○高齢者等の災害時に支援が必要となる方の　　支援については、公助・共助による効果的な支援体制づくりが必要となります。このため、安否確認や避難支援等が円滑に行えるよう地域における体制づくりを支援するとともに、公的な支援体制の整備を更に進めます。また、継続して生活支援サービスが受けられるよう事業者等と災害時における支援体制の仕組み等の検討を行います。 ・・・（略）・・・	19～20ページ 「６　中間見直しの３つの視点を踏まえた新たな方向性」の「（１）安全・安心なまちづくりの更なる強化」の「『基本理念２　いきいきと暮らす　ふれあいある　地域づくり』」の文中 ・・・（略）・・・ ○高齢者等の災害時に支援が必要となる要援護者に対する支援について、公助・共助による効果的な　　サービスを地域のコミュニティで提供できる　　仕組みづくりを目指します。 ・・・（略）・・・ ○災害時に支援が必要な方に対し、安否確認や避難支援が行われるよう災害時要援護者支援制度を推進します。また、継続して生活支援サービスが受けられるようサービス事業者等と災害時における要援護者への支援体制等の検討を行います。

修　正　後	修　正　前
20ページ 「６　中間見直しの３つの視点を踏まえた新たな方向性」の「（１）安全・安心なまちづくりの更なる強化」の文中 **「基本理念３　安全でやすらぎのある　持続可能な　暮らしづくり」** ○大規模な地震災害が発生した場合、同時多発的に火災が発生する恐れがあります。この様な事態に対応するためには、行政の消防力の強化に加えて、地域消防力を充実強化させる必要があることから、消防団との連携や事業所の協力体制をさらに深めるとともに、初期消火器具として移動式ホース格納箱を延焼火災危険地域（クラスター地域）に重点的に設置し、自主防災組織における訓練を実施します。 ○大規模震災時における同時多発的な火災や住民の高齢化による平常時の救急活動等の増加が見込まれる中、消防車両や職員をより効率的に動かすことや近隣自治体が連携し、より効果的・効率的な質の高い事務処理が重要となっています。消防指令業務の広域化にあたっては、応援出動の迅速化、整備費用の低減を図るため、業務の機能強化と効率化を図ります。 ○ごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設などにおける大規模な地震災害の発生などの有事の際の安定的な稼働を図るため計画的な改修などを進めます。	20ページ 「６　中間見直しの３つの視点を踏まえた新たな方向性」の「（１）安全・安心なまちづくりの更なる強化」の文中 **「基本理念３　安全でやすらぎのある　持続可能な　暮らしづくり」** ○大規模な地震災害が発生した場合、同時多発的に火災が発生する恐れがあります。この様な事態に対応するためには、行政の消防力の強化に加えて、地域消防力を充実強化させる必要があることから、消防団との連携や事業所の協力体制をさらに深めるとともに、初期消火器具として移動式ホース格納箱を設置し、自主防災組織における訓練を実施します。 ○大規模震災時における同時多発的火災に加え、平常時としては高齢化による救急活動等の増加が見込まれる中で、消防車両や職員を効率的に動かすことがより重要となっています。一方、近隣自治体が連携し、より効果的・効率的で質的にも向上した事務処理が求められています。応援出動の迅速化、整備費用の低減を図るために消防指令業務の広域化を進め、消防指令業務の効率化、機能強化を図ります。 ○ごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設などにおける大規模な地震災害の発生などの有事の際の安定的な稼働を図るため計画的な改修などを進めます。

修　正　後	修　正　前
23ページ 「６　中間見直しの３つの視点を踏まえた新たな方向性」の「（３）地方分権の更なる進展への対応」の文中 **「基本理念５　一人一人の思いが調和し　未来をひらく　行政経営」** 〇特例市の廃止、中核市への指定要件が緩和され、人口２０万人以上になるなど、都市制度の改正や新たな広域連携制度の創出により、地方分権に関する制度が大きく変化しています。国・県からの権限移譲の拡大や義務付け・枠付けの見直しなど地方分権は更に進展しており、最も身近な機関で総合的なサービスの提供を進めるため、制度の改正などを捉えた効果的・効率的な権限移譲や広域連携を進め、自主的、自立的な地域運営を推進します。	23ページ 「６　中間見直しの３つの視点を踏まえた新たな方向性」の「（３）地方分権の更なる進展への対応」の文中 **「基本理念５　一人一人の思いが調和し　未来をひらく　行政経営」** 〇特例市の廃止、中核市の要件変更といった　都市制度の改正や新たな広域連携制度の創出により、地方分権に関する制度が大きく変化しています。国・県からの権限移譲の拡大や義務付け・枠付けの見直しなど地方分権は更に進展しており、最も身近な機関で総合的なサービスの提供を進めるため、制度の改正などを捉えた効果的・効率的な権限移譲や広域連携を進め、自主的、自立的な地域運営を推進します。

修　正　後

38ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
エ　施策目標26 **ごみや資源物を効率的に収集・処理する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) ごみの中間処理施設及び最終処分場の適正な維持管理 ごみの中間処理施設及び最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、平時及び有事においても安定的な稼働を図るため、計画的な改修を推進します。あわせて、ごみの排出抑制・資源化を推進するとともに、焼却残さの溶融化・有効活用を促進します。 ・・・（略）・・・	**【①安全・安心の視点】** 大規模な地震災害時などに中間処理施設等の安定的な稼働ができるように、被災を最小限にとどめるための災害対策を視野に入れた、計画的な改修を行うため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

38ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
エ　施策目標26 **ごみや資源物を効率的に収集・処理する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) ＿＿＿＿＿＿＿＿最終処分場の適正な維持管理 ＿＿＿＿＿＿＿＿最終処分場の適正な維持管理のため、＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ごみの排出抑制・資源化を推進するとともに、焼却残さの溶融化・有効活用を促進します。 ・・・（略）・・・	＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿ ・・・（略）・・・

修　正　後

45ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し素案	見直し理由
イ　施策目標42 **交通を円滑に処理する道路網を整備する** **施策のねらい** (7) 幹線道路・環状道路の整備 都市機能を支える都市計画道路を主とした幹線道路、茅ヶ崎駅を中心とする環状道路を整備し、生活道路や駅周辺に流入する通過交通車両を抑制し、地域間の移動の利便性の向上と歩行空間・自転車走行空間の確保に努め、交通の円滑化により安全な道づくりを進めます。また、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保、景観や環境に配慮し、バリアフリー化された道路づくりを進めます。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【①安全・安心の視点】** **【②少子高齢化の視点】** 交通の円滑化による安全な道づくりの取り組みを明確にするとともに、高齢者等が外出しやすい空間を創出するためには道路のバリアフリー化も必要となるため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

44ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
イ　施策目標42 **交通を円滑に処理する道路網を整備する** **施策のねらい** (7) 幹線道路・環状道路の整備 都市機能を支える都市計画道路を主とした幹線道路、＿＿＿＿＿＿＿＿環状道路を整備し＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿通過交通車両を抑制し、地域間の移動の利便性の向上と歩行空間・自転車走行空間の確保に努め、交通の円滑化により安全な道づくりを進めます。また、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保、景観や環境に配慮し、バリアフリー化された道路づくりを進めます。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿ **【②少子高齢化の視点】** ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高齢者等が外出しやすい空間を創出するためには道路のバリアフリー化も必要となるため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　後	
51ページ 「7　基本構想の見直し案」の表中	
見直し案	**見直し理由**
ア　施策目標58 **市民と行政が協力して自治の進展を図る** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 市民主体の活動の環境づくりと活動支援 　自立した市民が主体的に活動できる拠点の整備や環境づくりを進めるとともに、新たなコミュニティの活動を支援し、地域のきずなをつくり、地域での活動の担い手の発掘、自主的な課題解決のための取り組みを促進します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 少子高齢化が進展する中で、地域での顔の見える関係づくりや連携体制の構築がより重要になっていることから、それらを醸成するための拠点となる地域集会施設の整備を進めます。また、地域のきずなづくりや、自主的な課題解決のための取り組みを促す必要があることから、コミュニティ活動の支援を明確化するとともに、コミュニティ活動を支援することが地域の活動の担い手の発掘につながること、また地域の人材育成は地域が主体的に担うべきことから、見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

51ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
ア　施策目標58 **市民と行政が協力して自治の進展を図る** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 市民主体の活動の環境づくりと活動支援 　自立した市民が主体的に活動できる＿＿＿＿＿環境づくりを進めるとともに、新たなコミュニティの活動を支援し、地域のきずなをつくり、地域での活動の担い手の発掘、自主的な課題解決のための取り組みを促進します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ 【その他】 少子高齢化が進展する中で、地域での顔の見える関係づくりや連携体制の構築がより重要になっていることから、それらを醸成するための拠点となる地域集会施設の整備を進めます。また、地域のきずなづくりや、自主的な課題解決のための取り組みを促す必要があることから、コミュニティ活動の支援を明確化するとともに、コミュニティ活動を支援することが地域の活動の担い手の発掘につながること、また地域の人材育成は地域が主体的に担うべきことから、見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　後

52ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
イ　施策目標59 **職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｴ)　人事給与制度の適正な管理・運用 人事給与制度については、社会情勢に配慮した市民の理解を得られる適正なものとなるよう調査、研究したうえで、必要に応じて改正し、適正な運用を行います。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 市政運営にあたっては、職員がやる気を持ち成果を引き出す素地となる人事給与制度の適正な運用を進めていくため追加します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

51ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
イ　施策目標59 **職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｴ) 適正な人事管理 市民から信頼される職員としての自覚を促し、服務規律の向上を図ります。また、人事給与制度については、社会情勢に配慮した市民の理解を得られる適正なものとなるよう調査、研究したうえで、必要に応じて改正し、適正な運用を行います。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 市政運営にあたっては、その担い手である職員がより市民に信頼されるよう、さらなる服務規律の向上に努めるとともに、職員がやる気を持ち成果を引き出す素地となる人事給与制度の適正な運用を進めていくため追加します。 ・・・（略）・・・

修　正　後	修　正　前
62ページ 「９　指標の修正・追加」の「政策目標８環境に配慮し次世代に引き継ぐ潤いのあるまる《環境》」の「指標名：１人１日当たりの資源物を除いたごみ排出量」の表中 **〔目標設定の考え方〕** **　資源循環の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。** **　排出抑制施策の効果を見る指標です。人口の増減による排出量への<u>影響</u>を取り除くため市民１人１日当たりの排出量を指標としています。** **・・・（略）・・・**	62ページ 「９　指標の修正・追加」の「政策目標８環境に配慮し次世代に引き継ぐ潤いのあるまる《環境》」の「指標名：１人１日当たりの資源物を除いたごみ排出量」の表中 **〔目標設定の考え方〕** **　資源循環の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。** **　排出抑制施策の効果を見る指標です。人口の増減による排出量への<u>提供</u>を取り除くため市民１人１日当たりの排出量を指標としています。** **・・・（略）・・・**

付属資料２

パブリックコメント以外の意見に基づく
「茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直し（素案）」の修正点
（新旧対照表）

修　正　後	修　正　前
７ページ 「２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り」の「（２）政策目標の達成状況について」の「『基本理念４　人々がいきかい　自然と共生する便利で快適な　まちづくり』」の文中 ・・・（略）・・・ 　産業・雇用分野では、労働力人口の減少による従事者不足が懸念されます。各産業の支援を行い、魅力向上を図るなどして、後継者、新規従業者の確保を図ります。また、さがみ縦貫道路といった新たな交通網の整備を踏まえた企業誘致、来街者誘致など時代の変化を捉えた経済振興を推進し、地域経済の好循環が図られるよう努めます。 ・・・（略）・・・	７ページ 「２　平成２３年度から平成２５年度までの振り返り」の「（２）政策目標の達成状況について」の「『基本理念４　人々がいきかい　自然と共生する便利で快適な　まちづくり』」の文中 ・・・（略）・・・ 　産業・雇用分野では、労働力人口の減少による従事者不足が懸念されます。各産業の支援を行い、魅力向上を図るなどして、後継者、新規従業者の確保を図ります。また、さがみ縦貫道路といった新たな交通網の整備を踏まえた企業誘致、来街者誘致など時代の変化を捉えた経済振興を推進し　ます。 ・・・（略）・・・

修　正　後	修　正　前
11ページ 「３　基本構想の中間見直しに向けた課題」の文中 ・・・（略）・・・ 　平成２３（２０１１）年３月に発生した東日本大震災は、多くの教訓を示しました。また、平成２４（２０１２）年１２月に起こった中央自動車道路笹子トンネルの天井落下事故など老朽化したインフラへの課題が顕在化しています。この様な災害、事故を契機に、市民の中では防災・減災意識や自助・共助の意識が高まるとともに、行政においてはこれまでの政策の再確認が必要	11ページ 「３　基本構想の中間見直しに向けた課題」の文中 ・・・（略）・・・ 　平成２３（２０１１）年３月に発生した東日本大震災は、多くの教訓を示しました。また、平成２４（２０１２）年１２月に起こった中央自動車道路笹子トンネルの天井落下事故など老朽化したインフラへの課題が顕在化しています。この様な災害、事故を契機に、市民の中では防災・減災意識　が高まるとともに、行政においてはこれまでの政策の再確認が必要

となっています。 ・・・（略）・・・	となっています。 ・・・（略）・・・

修　正　後	修　正　前
18ページ 「５　基礎的情報の更新」の「（３）財政の見通し」の「市債年度末残高見込（全会計）」の本文 全会計の市債残高が増加傾向にあるのは、本来地方交付税として国が交付すべき財源不足に対処するために、国と地方の折半ルールに基づき地方債として発行し、後年度、普通交付税の算定において、基準財政需要額に元利償還金の全額が算入されることとなる臨時財政対策債や、公共施設整備・再編事業など大型事業を実施するためであり、一時的に増加しますが、平成３０（２０１８）年度以降はほぼ横ばいとなると見込んでいます。	18ページ 「５　基礎的情報の更新」の「（３）財政の見通し」の「市債年度末残高見込（全会計）」の本文 全会計の市債残高が増加傾向にあるのは、本来地方交付税として国が交付すべき財源不足に対処するために、国と地方の折半ルールに基づき＿＿＿＿＿発行する＿＿＿＿＿

の実現に向け、子どもを育てる環境の整備に加えて、子どもを産みやすい環境の整備を進めます。また、社会問題となっている児童虐待への対応を強化します。	＿＿＿＿＿＿子どもを育てる環境の整備に加えて、子どもを産みやすい環境の整備や＿＿＿＿＿＿＿＿社会問題となっている児童虐待への対応を強化します。

修　正　後

24ページ

「７　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
・・・（略）・・・ **第３ 将来人口の見込み** 茅ヶ崎市の人口は、平成32（2020）年に約23.9 万人に達し、これをピークに減少に転ずるものと見込んでいます。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 最新の茅ヶ崎市人口推計（平成24年2 月）の内容に合わせて見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

24ページ

「７　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
・・・（略）・・・ **第３ 将来人口の見込み** 茅ヶ崎市の人口は、平成32（2020）年に約23.9 万人に達し、これをピークに減少に転ずるものと見込んでいます。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 最新の＿＿＿＿人口推計（平成24年2 月）の内容に合わせて見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　後

25ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
・・・（略）・・・ **2 都市構造** 茅ヶ崎市は、今後の10年は、少子高齢化が進み人口の自然増加が期待できない状況です。また、茅ヶ崎市は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更を前提とした特別な政策は行わないため、人口は平成32(2020)年をピークに減少に転じると予測されていることから、都市としての成熟が求められています。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【②少子高齢化の視点】** 豊かな長寿社会の実現に向けたまちづくりへの取り組みなど、これからの人口減少や集約型都市構造に向けた取り組みを進めているため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

25ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
・・・（略）・・・ **2 都市構造** 茅ヶ崎市は、今後の10年は、少子高齢化が進み人口の自然増加が期待できない状況です。また、茅ヶ崎市は、人口を誘導するような　　特別な政策は行わないため、人口は平成32(2020)年をピークに減少に転じると予測されていることから、都市としての成熟が求められています。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

修　正　後

26ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
イ　施策目標02 **ニーズに合った多様な保育を行う** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 小学生の放課後支援の充実 保護者の多様な就労形態やニーズに対応可能な児童クラブの環境を整え、小学生の放課後の健全育成を図ります。 ・・・（略）	・・・（略）・・・ **【②少子高齢化の視点】** 今後も入所児童数は増加することが予測されるため、これまでの本市の動向を踏まえつつ、子ども・子育て支援新制度に基づき、保護者の多様な就労形態やニーズに対応可能な、さまざまな手法や運営主体による児童クラブの開設を検討する方向性を追加するため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

26ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
イ　施策目標02 **ニーズに合った多様な保育を行う** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 小学生の放課後支援の充実 保護者の多様な就労形態やニーズに対応可能な児童クラブの環境を整え、小学生の放課後の健全育成を図ります。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【②少子高齢化の視点】** 今後も入所児童数は増加することが予測されるため、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿保護者の多様な就労形態やニーズに対応可能な、さまざまな手法や運営主体による児童クラブの開設を検討する方向性を追加するため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　後

29～30ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
(3) 政策目標３ **次代に向かって教育環境ゆたかなまち** **目指すべき将来像** ・教育委員会と市長との密接な連携　のもとで、より広い視野から教育方針を決定している ・・・（略）・・・ **ア　施策目標10** **円滑に教育行政を進める** **施策のねらい** (7) 理解され、信頼される教育行政の推進 教育委員をはじめ教育行政に携わる人が教育委員会制度の趣旨をしっかりと認識し、市長との密接な連携を保ちながら、果たすべき責任を果たすことで、市民から理解され、信頼される教育行政を推進します。 ・・・（略）・・・	**【その他】** 教育委員会制度改革の方向性を考慮し見直します。 **【その他】** 教育委員会制度改革のきっかけとなった問題点の指摘を踏まえ見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

29～30ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
(3) 政策目標３ **次代に向かって教育環境ゆたかなまち** **目指すべき将来像** ・教育委員会と市長との確固たる信頼関係のもとで、より広い視野から教育方針を決定している ・・・（略）・・・ **ア　施策目標10** **円滑に教育行政を進める** **施策のねらい** (7) 理解され、信頼される教育行政の推進 教育委員をはじめ教育行政に携わる人が教育委員会制度の趣旨をしっかりと認識し、市長との信頼関係　を保ちながら、果たすべき責任を果たすことで、市民から理解され、信頼される教育行政を推進します。 ・・・（略）・・・	**【その他】** 教育委員会制度改革の方向性を考慮し見直します。 **【その他】** 教育委員会制度改革のきっかけとなった問題点の指摘を踏まえ見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　後

30ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
ウ　施策目標12 **健やかで安心できる学校生活を支援する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 学校給食の充実 健やかな心身の育成のため、献立の充実を図り、食の安全確保をし、質の良い給食を提供し、食の大切さを伝えます。また、老朽化し更新時期を迎えた給食調理場の適切な管理を行うなど、衛生管理を徹底します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【①安全・安心の視点】** 食の安全確保には、老朽化し更新時期を迎えた給食施設の大規模改修を含む適切な管理、更新が緊急の課題となっているため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

30ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
ウ　施策目標12 **健やかで安心できる学校生活を支援する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 学校給食の充実 健やかな心身の育成のため、献立の充実を図り、食の安全確保をし、質の良い給食を提供し、食の大切さを伝えます。また、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿給食調理場の適切な管理を行うなど、衛生管理を徹底します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【①安全・安心の視点】** 食の安全確保には、老朽化し更新時期を迎えた給食施設の大規模改修を含む適切な管理、更新が緊急の課題となっているため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　後

30～31ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
ウ　施策目標12 **健やかで安心できる学校生活を支援する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｴ) 教職員の適正配置 教職員の確保と適切な配置により、児童・生徒が効果的に教育を受けられる体制を整えます。 (ｵ) 登下校時の児童の安全確保 警察など関係機関や家庭・学校・地域と連携し、登下校時の児童の安全を図ります。 (ｶ) 適正な就学事務の実施 児童・生徒が義務教育を受けるための就学事務を適正に行います。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

30～31ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
ウ　施策目標12 **健やかで安心できる学校生活を支援する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｴ) 教職員の適正配置 教職員の確保と適切な配置により、児童・生徒が効果的に教育を受けられる体制を整えます。 ＿＿＿

修　正　後

31ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
ア　施策目標13 **まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ** **施策のねらい** (ｱ) 市民の自主的な文化生涯学習活動の促進 だれもが自由に参加し、互いに学び、学んだことを生かせる学習環境や文化芸術活動に参加しやすい環境を整えることにより、市民の自主的な文化生涯学習活動を促します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

31ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
ア　施策目標13 **まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ** **施策のねらい** (ｱ) 市民の自主的な＿＿＿＿学習活動の促進 だれもが自由に参加し、互いに学び、学んだことを生かせる学習環境＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を整えることにより、市民の自主的な＿＿＿＿学習活動を促します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

修　正　後

32ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
ウ　施策目標15 **互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 国際化に対応した行政サービスの提供と地域交流の支援 国際化の進展に伴い、外国籍市民＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が、適切に行政サービスを享受し、地域において円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、多言語による情報提供や国際交流事業などを通して、国際化に対応した行政サービスの提供や地域での交流を支援します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 外国籍市民数は近＿＿＿年減少傾向にありますが、近年の国際化に対応して多言語への対応など、より多様なサービスの必要性が高まっているため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

32ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
ウ　施策目標15 **互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 国際化に対応した行政サービスの提供と地域交流の支援 ＿＿＿＿＿＿＿＿外国籍市民数はここ数年、減少に転じていますが、適切に行政サービスを享受し、地域において円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、多言語による情報提供や国際交流事業などを通して、国際化に対応した行政サービスの提供や地域での交流を支援します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 外国籍市民数は、ここ数年減少＿＿に転じている＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

修　正　後

34ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
ウ　施策目標18 **高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｳ) 認知症高齢者に対する支援の充実 認知症高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域ケア体制を整備します。 (ｴ) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 多様な主体による訪問サービスや通所サービス等の介護予防・生活支援サービス等の提供体制を整備し、要支援認定者等の在宅における日常生活を支える取り組みを推進します。 (ｵ) 多職種が連携した在宅医療の体制の充実 医療、介護などの多職種の連携による支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし、在宅で医療を受けられるようにします。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【②少子高齢化の視点】** 地域包括ケアシステムの一環として、要支援認定者等の生活を支援するための訪問事業や通所事業などをＮＰＯやボランティアなどの多様な主体により行うことができる事業として実施する等のため追加します。 **【②少子高齢化の視点】** 地域包括ケアシステムの一環として、医療、介護等の多職種の連携による体制を構築し、在宅医療を推進するため追加します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

33～34ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
ウ　施策目標18 **高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｳ) 認知症高齢者に対する支援の充実 認知症高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域ケア体制を整備します。 (ｴ) 多職種が連携した在宅医療の体制の充実 医療、介護などの多職種の連携による支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし、在宅で医療を受けられるようにします。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【②少子高齢化の視点】** 地域包括ケアシステムの一環として、医療、介護等の多職種の連携による体制を構築し、在宅医療を推進するため追加します。 ・・・（略）・・・

修　正　後

35～36ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
イ　施策目標22 **高度で良質な医療サービスを提供する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 病診連携と機能分担の促進 かかりつけ医を中心とした地域医療の連携や民間病院・診療所・福祉施設・介護事業者などとの機能分担と連携を促進します。 (ｳ) 適確な診療報酬の確保 高度で良質な医療を安定的に提供するため、適正かつ確実な診療報酬の請求を行うとともに、多様な取り組みにより収納事務の効率化を図ります。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

35ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
イ　施策目標22 **高度で良質な医療サービスを提供する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 病診連携と機能分担の促進 かかりつけ医を中心とした地域医療の連携や民間病院・診療所・福祉施設・介護事業者などとの機能分担と連携を促進します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

修　正　後

37～38ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
ウ　施策目標25 **資源循環型社会の形成を目指す** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 資源循環の仕組みの充実 ごみ処理の広域化を推進し、処理施設の共同整備と資源化施設の共同運用を適切に実施し、その有効活用を図るとともに分別品目や収集方法を見直して資源化を促進します。 (ｳ) 廃棄物の適正処理 循環型社会の形成に向けた収集計画を策定し、家庭から出るごみをはじめ、事業系ごみ、し尿、浄化槽汚泥などの適正処理を行います。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

37ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
ウ　施策目標25 **資源循環型社会の形成を目指す** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 資源循環の仕組みの充実 ごみ処理の広域化を推進し、処理施設の共同整備と資源化施設の共同運用を適切に実施し、その有効活用を図るとともに分別品目や収集方法を見直して資源化を促進します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

修　正　後

38ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
エ　施策目標26 **ごみや資源物を効率的に収集・処理する** **施策のねらい** (7) ごみと資源物の適正排出の指導・周知の徹底と収集の効率化 燃やせるごみ・燃やせないごみ（破砕すれば燃やせるごみも含む）に含まれている資源物を減らすため、ごみと資源物の適正排出の指導・周知を徹底＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿します。また、ごみと資源物の効率的な収集を実施します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

38ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
エ　施策目標26 **ごみや資源物を効率的に収集・処理する** **施策のねらい** (7) ＿＿＿資源物の適正排出の指導・周知の徹底と収集の効率化 燃やせるごみ・燃やせないごみ（破砕すれば燃やせるごみも含む）に含まれている資源物を減らすため、＿＿資源物の適正排出の指導・周知を徹底するとともに、資源物の分別収集品目の拡大により、ごみの減量化を推進します。また、＿＿＿資源物の効率的な収集を実施します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿ ・・・（略）・・・

修　正　後

38～39ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
ア　施策目標27 **市民生活の安全を確保する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｳ) 駅周辺の放置自転車・違法駐車の解消 放置自転車・違法駐車により歩行者空間や通行の確保が阻害されており、駅周辺の放置自転車・違法駐車の解消を図る対策を講ずるとともに、自転車駐車場の整備を推進します。 (ｴ) 交通安全教育と広報啓発活動の推進 関係機関、関係団体との連携強化を図りながら、受講機会が少ない大人に重点を置いた交通安全教室を実施するとともに、自転車の安全利用についての広報啓発活動を充実します。 (ｵ) 交通安全対策の推進 通学路の安全対策や交通指導員の活動支援など、交通安全対策を推進します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

38ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
ア　施策目標27 **市民生活の安全を確保する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｳ) 駅周辺の放置自転車＿＿＿＿の解消 放置自転車＿＿＿＿により歩行者空間や通行の確保が阻害されており、駅周辺の放置自転車＿＿＿＿の解消を図る対策を講ずるとともに、自転車駐車場の整備を推進します。 (ｴ) 交通安全教育と広報啓発活動の推進 関係機関、関係団体との連携強化を図りながら、受講機会が少ない大人に重点を置いた交通安全教室を実施するとともに、自転車の安全利用についての広報啓発活動を充実します。 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿ ＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿ ・・・（略）・・・

修　正　後

39ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
ウ　施策目標29 **市民の悩みや不安を解消する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｴ) 相談の充実 市民が抱えるさまざまな悩みを解決し、安心して生活ができるよう、内容に応じた各種相談を充実します。 (ｵ) 要望、苦情等に対する取り組みの推進 市民から寄せられた要望等に対して速やかな対応や回答等を行います。また、市民から寄せられた苦情等を市民サービスの向上につなげる取り組みを行います。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 広聴については、自治基本条例に基づき、苦情等の対応制度を開始し、市民サービスの向上につなげる取り組みを進めていることから追加します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

39ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
ウ　施策目標29 **市民の悩みや不安を解消する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｴ) 相談の充実 市民が抱えるさまざまな悩みを解決し、安心して生活ができるよう、内容に応じた各種相談を充実します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

修　正　後

43ページ

「７　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
イ　施策目標37 **住みやすく住み続けたいまちをつくる** 施策のねらい ・・・（略）・・・ (ｴ) 住環境整備の推進 住環境整備を進めるため、必要な支援や法制度の導入を進めます。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【②少子高齢化の視点】** これからの超高齢社会や人口減少社会を見据え、今後１０年間の住まい・住まい方の基本的な方向性と施策を定めた「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」（平成２６年３月策定）に基づき、今後取り組みを推進していくため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

42～43ページ

「７　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
イ　施策目標37 **住みやすく住み続けたいまちをつくる** 施策のねらい ・・・（略）・・・ (ｴ) 住環境整備の調査・研究 住環境整備を進めるため、必要な支援や法制度の導入を進めます。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

修　正　後

45ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
エ　施策目標44 **公園・緑地を整備する** 施策のねらい ・・・（略）・・・ (ｲ) 既存の公園・緑地の再生整備 身近な公園・緑地の整備やみどりの保全、適切な維持管理に加えて、既存の公園を対象として、地域住民のニーズや災害時の避難場所としての役割に対応した再生整備を推進します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【①安全・安心の視点】** 公園・緑地の＿＿＿＿維持管理を適切に行うとともに、発災時に公園に期待されている避難所としての機能を考慮した再整備などについても、みどりの保全に考慮しつつ推進するため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

44～45ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
エ　施策目標44 **公園・緑地を整備する** 施策のねらい ・・・（略）・・・ (ｲ) 既存の公園・緑地の再生整備 身近な公園・緑地の整備＿＿＿＿＿＿、適切な維持管理に加えて、既存の公園を対象として、地域住民のニーズや災害時の避難場所としての役割に対応した再生整備を推進します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【①安全・安心の視点】** 公園・緑地の設備等の維持管理を適切に行うとともに、発災時に公園に期待されている避難所としての機能を考慮した再整備を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿推進するため見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　後

47ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
(4) 政策目標14 **地域の魅力と活力のある産業のまち** **目指すべき将来像** ・茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化し、地域経済が好循環している ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 新たな交通網等の整備による街の活性化とともに地域経済の好循環に関する視点の重要度が増しているため、見直します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

46ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
(4) 政策目標14 **地域の魅力と活力のある産業のまち** **目指すべき将来像** ・地場産品のブランド化が進み、茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化している ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

修　正　後

48ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
エ　施策目標52 **地域特性に配慮した都市拠点を整備する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｴ) 基盤整備の推進（萩園地区） 萩園地区は、産業系土地利用への誘導を図るための基盤整備の推進を図ります。 (ｵ) 都市整備の推進 市街地の基盤整備や市街地再開発を推進し、防災性の高いまちづくりを進めます。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

47～48ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
エ　施策目標52 **地域特性に配慮した都市拠点を整備する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｴ) 基盤整備の推進（萩園地区） 萩園地区は、産業系土地利用への誘導を図るための基盤整備の推進を図ります。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

修　正　後

49～50ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
イ　施策目標54 **先を見据えた政策を実現する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｵ) 豊かな長寿社会に向けた取り組みの推進 長寿であることを誰もが享受できる豊かな長寿社会を支える仕組みを構築し、その戦略的な展開を図ります。 (ｶ) マイナンバー制度の活用に向けた取り組みの推進 マイナンバー法の趣旨に基づき、マイナンバーを活用した住民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた取り組みを推進します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 平成28年1月から開始となるマイナンバー制度に基づき、情報通信技術を活用した制度の推進が必要なため追加します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

49ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
イ　施策目標54 **先を見据えた政策を実現する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｵ) 豊かな長寿社会に向けた取り組みの推進 長寿であることを誰もが享受できる豊かな長寿社会を支える仕組みを構築し、その戦略的な展開を図ります。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

修　正　後

51～52ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
ア　施策目標58 **市民と行政が協力して自治の進展を図る** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 市民主体の活動の環境づくりと活動支援 自立した市民が主体的に活動できる拠点の整備や環境づくりを進めるとともに、新たなコミュニティの活動を支援し、地域のきずなをつくり、地域での活動の担い手の発掘、自主的な課題解決のための取り組みを促進します。 (ｳ) 市政への市民参加の推進 市民参加をしやすい環境の整備に努めるとともに、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民参加を促進します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 市政への市民参加の推進を図るため追加します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

51ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
ア　施策目標58 **市民と行政が協力して自治の進展を図る** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 市民主体の活動の環境づくりと活動支援 自立した市民が主体的に活動できる拠点の整備や環境づくりを進めるとともに、新たなコミュニティの活動を支援し、地域のきずなをつくり、地域での活動の担い手の発掘、自主的な課題解決のための取り組みを促進します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

修　正　後

52ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
イ　施策目標59 **職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｴ)　人事給与制度の適正な管理・運用 人事給与制度については、社会情勢に配慮した市民の理解を得られる適正なものとなるよう調査、研究したうえで、必要に応じて改正し、適正な運用を行います。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 市政運営にあたっては、職員がやる気を持ち成果を引き出す素地となる人事給与制度の適正な運用を進めていくため追加します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

51ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
イ 施策目標59 **職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｴ) 適正な人事管理 市民から信頼される職員としての自覚を促し、服務規律の向上を図ります。また、人事給与制度については、社会情勢に配慮した市民の理解を得られる適正なものとなるよう調査、研究したうえで、必要に応じて改正し、適正な運用を行います。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 市政運営にあたっては、その担い手である職員がより市民に信頼されるよう、さらなる服務規律の向上に努めるとともに、職員がやる気を持ち成果を引き出す素地となる人事給与制度の適正な運用を進めていくため追加します。 ・・・（略）・・・

修　正　後

53ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
オ　施策目標62 **自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する** **施策のねらい** (ｱ) 市民に有益な政策や施策を支える例規の整備 　現行法制度を遵守する中で、市民に有益な政策や施策を展開するために、それを支える例規の整備を行います。 (ｲ) 行政文書の適正な管理 　行政文書の作成・整理・保存・廃棄などの事務について、適正かつ円滑な処理を進めます。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

52ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
オ　施策目標62 **自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する** **施策のねらい** (ｱ) 市民に有益な政策や施策を支える例規の整備 　現行法制度を遵守する中で、市民に有益な政策や施策を展開するために、それを支える例規の整備を行います。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

修　正　後

53ページ

「7　基本構想の見直し案」の表中

見直し案	見直し理由
カ　施策目標63 **北部の行政拠点を充実する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 小出支所を活用した多様な施策展開 　地域の団体活動への協力と支援を行い、防災活動・地域福祉活動など小出支所を地域の活動拠点とした多様な施策を展開します。 (ｳ) 斎場の適正な管理運営 　火葬及び葬儀が円滑に行えるよう斎場の業務を適正に管理運営します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ **【その他】** 施策目標の効果的・効率的な達成を図るため施策のねらいを整理します。 ・・・（略）・・・

修　正　前

52ページ

「7　基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
カ　施策目標63 **北部の行政拠点を充実する** **施策のねらい** ・・・（略）・・・ (ｲ) 小出支所を活用した多様な施策展開 　地域の団体活動への協力と支援を行い、防災活動・地域福祉活動など小出支所を地域の活動拠点とした多様な施策を展開します。 ・・・（略）・・・	・・・（略）・・・ ・・・（略）・・・

茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直し

平成26年（2014年）11月発行
第1刷　250部作成
発行　茅ヶ崎市　編集　企画部企画経営課
〒253-8686　神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電　話　0467-82-1111（代表）
ＦＡＸ　0467-87-8118
ホームページ　http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp
携帯サイト　http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp

携帯サイト
ＱＲコード